

令和5年 第3回

# 宿毛市議会定例会会議録

令和5年9月5日開会

令和5年9月21日閉会

令和五年第三回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

令和5年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和5年9月5日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第30号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時12分)	
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (令和5年9月6日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (令和5年9月7日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (令和5年9月8日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (令和5年9月9日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (令和5年9月10日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 7 日 (令和5年9月11日 月曜日)	
議事日程	7
本日の会議に付した事件	7
出席議員	7
欠席議員	7
事務局職員出席者	7
出席要求による出席者	7

開 議 (午前 10 時 01 分)	
○日程第 1 議案第 31 号	9
(提案理由の説明)	
市 長	9
○日程第 2 一般質問	9
1 今城 隆議員	9
教育次長兼学校教育課長	9
今城 隆議員	9
教育次長兼学校教育課長	10
今城 隆議員	10
教育次長兼学校教育課長	10
今城 隆議員	10
教育次長兼学校教育課長	10
今城 隆議員	10
教育次長兼学校教育課長	11
今城 隆議員	11
教育次長兼学校教育課長	11
今城 隆議員	11
教 育 長	11
今城 隆議員	11
教育次長兼学校教育課長	12
今城 隆議員	12
教育次長兼学校教育課長	12
今城 隆議員	12
教育次長兼学校教育課長	12
今城 隆議員	13
教育次長兼学校教育課長	13
今城 隆議員	13
教育次長兼学校教育課長	13
今城 隆議員	13
教育次長兼学校教育課長	14
今城 隆議員	14
教育次長兼学校教育課長	14
今城 隆議員	14
教育次長兼学校教育課長	15
今城 隆議員	15
教育次長兼学校教育課長	16

今城 隆議員	1 6
教育次長兼学校教育課長	1 7
今城 隆議員	1 7
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 7
今城 隆議員	1 7
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 8
今城 隆議員	1 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 8
今城 隆議員	1 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 9
今城 隆議員	1 9
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 9
今城 隆議員	2 0
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	2 0
今城 隆議員	2 0
市長	2 0
今城 隆議員	2 1
市長	2 2
今城 隆議員	2 2
産業振興課長	2 2
今城 隆議員	2 3
産業振興課長	2 3
今城 隆議員	2 3
産業振興課長	2 3
今城 隆議員	2 4
産業振興課長	2 4
今城 隆議員	2 4
産業振興課長	2 4
今城 隆議員	2 4
産業振興課長	2 4
今城 隆議員	2 5
産業振興課長	2 5
今城 隆議員	2 5
産業振興課長	2 5
今城 隆議員	2 5
産業振興課長	2 6
今城 隆議員	2 6

2	高倉真弓議員	2 7
	教育長	2 7
	高倉真弓議員	2 7
	教育長	2 7
	高倉真弓議員	2 8
	教育長	2 8
	高倉真弓議員	2 8
	教育長	2 8
	高倉真弓議員	2 9
	福祉事務所長	2 9
	高倉真弓議員	2 9
	福祉事務所長	3 0
	高倉真弓議員	3 0
	土木課長	3 0
	高倉真弓議員	3 0
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	3 1
	高倉真弓議員	3 1
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	3 2
	市    長	3 2
	高倉真弓議員	3 3
3	松浦英夫議員	3 3
	企画課長	3 4
	市    長	3 5
	松浦英夫議員	3 6
	市    長	3 7
	松浦英夫議員	3 7
	市    長	3 8
	松浦英夫議員	3 9
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	3 9
	松浦英夫議員	4 0
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	4 0
	松浦英夫議員	4 0
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	4 0
	市    長	4 1
	松浦英夫議員	4 1
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	4 1
	松浦英夫議員	4 1

	市 長	4 1
	松浦英夫議員	4 1
4	浦尻学典議員	4 2
	市 長	4 2
	浦尻学典議員	4 4
	危機管理課長	4 4
	浦尻学典議員	4 4
	危機管理課長	4 4
	浦尻学典議員	4 5
	産業振興課長	4 5
	浦尻学典議員	4 5
	産業振興課長	4 5
	浦尻学典議員	4 5
	産業振興課長	4 5
	浦尻学典議員	4 6
	産業振興課長	4 6
	浦尻学典議員	4 6
	産業振興課長	4 7
	浦尻学典議員	4 7
5	東 新議員	4 7
	土木課長	4 8
	東 新議員	4 8
	土木課長	4 8
	東 新議員	4 8
	土木課長	4 8
	東 新議員	4 8
	土木課長	4 8
	東 新議員	4 9
	商工観光課長	4 9
	東 新議員	4 9
	商工観光課長	4 9
	東 新議員	4 9
	商工観光課長	4 9
	東 新議員	5 0
	産業振興課長	5 0
	東 新議員	5 0
	産業振興課長	5 0

東 新議員	5 1
福祉事務所長	5 1
東 新議員	5 1
福祉事務所長	5 1
東 新議員	5 2
福祉事務所長	5 2
東 新議員	5 2
福祉事務所長	5 2
東 新議員	5 2
延 会 (午後 3 時 1 2 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和 5 年 9 月 1 2 日 火曜日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
事務局職員出席者	5 5
出席要求による出席者	5 5
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	5 7
1 井上 将議員	5 7
市 長	5 7
井上 将議員	5 7
土木課長	5 7
井上 将議員	5 8
企画課長	5 8
井上 将議員	5 9
企画課長	5 9
市 長	6 0
井上 将議員	6 0
市 長	6 1
井上 将議員	6 2
市 長	6 2
井上 将議員	6 3
商工観光課長	6 3
井上 将議員	6 4
商工観光課長	6 4

井上 将議員	6 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 5
井上 将議員	6 5
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 6
井上 将議員	6 6
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	6 6
市 長	6 6
井上 将議員	6 7
市民課長	6 7
井上 将議員	6 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	6 8
井上 将議員	6 9
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	6 9
市 長	7 0
井上 将議員	7 1
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	7 1
井上 将議員	7 2
2 小谷翔太議員	7 2
危機管理課長	7 3
小谷翔太議員	7 3
危機管理課長	7 3
小谷翔太議員	7 4
危機管理課長	7 4
小谷翔太議員	7 4
市 長	7 5
危機管理課長	7 6
小谷翔太議員	7 6
福祉事務所長	7 6
小谷翔太議員	7 7
福祉事務所長	7 7
小谷翔太議員	7 7
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	7 8
小谷翔太議員	7 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	7 8
小谷翔太議員	7 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	7 8
小谷翔太議員	7 9



	都市建設課長	7 9
	小谷翔太議員	7 9
3	川田栄子議員	8 0
	教育長	8 0
	川田栄子議員	8 1
	教育長	8 1
	副市長	8 1
	川田栄子議員	8 1
	土木課長	8 2
	川田栄子議員	8 2
	土木課長	8 2
	川田栄子議員	8 2
	土木課長	8 3
	川田栄子議員	8 3
	土木課長	8 3
	川田栄子議員	8 3
	土木課長	8 4
	市長	8 4
	川田栄子議員	8 4
	土木課長	8 5
	市長	8 5
	川田栄子議員	8 5
	土木課長	8 5
	川田栄子議員	8 5
	土木課長	8 5
	川田栄子議員	8 5
	土木課長	8 6
	川田栄子議員	8 6
	土木課長	8 6
	川田栄子議員	8 6
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	8 6
	川田栄子議員	8 6
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	8 7
	川田栄子議員	8 7
	長寿政策課長	8 7
	川田栄子議員	8 7
	健康推進課長	8 8

川田栄子議員	8 8
健康推進課長	8 9
川田栄子議員	8 9
健康推進課長	8 9
川田栄子議員	8 9
健康推進課長	8 9
川田栄子議員	9 0
健康推進課長	9 0
川田栄子議員	9 0
健康推進課長	9 1
川田栄子議員	9 1
健康推進課長	9 1
川田栄子議員	9 1
健康推進課長	9 2
川田栄子議員	9 2
教 育 長	9 2
川田栄子議員	9 3
教 育 長	9 3
川田栄子議員	9 3
健康推進課長	9 3
川田栄子議員	9 3
教 育 長	9 4
川田栄子議員	9 4
健康推進課長	9 4
川田栄子議員	9 4
健康推進課長	9 5
川田栄子議員	9 5
健康推進課長	9 5
川田栄子議員	9 5
健康推進課長	9 6
川田栄子議員	9 6
市民課長	9 7
川田栄子議員	9 7
市民課長	9 7
川田栄子議員	9 7
市民課長	9 7
川田栄子議員	9 8

市民課長	98
川田栄子議員	98
市民課長	98
川田栄子議員	99
市民課長	99
川田栄子議員	99
延 会 (午後3時54分)	

----- . . ----- . . -----

第 9日 (令和5年9月13日 水曜日)

議事日程	101
本日の会議に付した事件	101
出席議員	101
欠席議員	101
事務局職員出席者	101
出席要求による出席者	101
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	103
1 堀 景議員	103
企画課長	103
堀 景議員	103
企画課長	103
堀 景議員	103
企画課長	103
堀 景議員	103
企画課長	104
堀 景議員	104
企画課長	104
堀 景議員	104
企画課長	105
堀 景議員	105
商工観光課長	105
堀 景議員	106
商工観光課長	106
市 長	106
堀 景議員	106
商工観光課長	106
堀 景議員	107

	商工観光課長	107
	堀 景議員	107
	商工観光課長	107
	堀 景議員	108
	土木課長	108
	堀 景議員	108
	土木課長	108
	堀 景議員	108
	市長	109
	堀 景議員	109
	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	109
	堀 景議員	109
	教育次長兼学校教育課長	110
	堀 景議員	110
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	110
	堀 景議員	110
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	110
	堀 景議員	111
2	川村圭一議員	111
	危機管理課長	111
	川村圭一議員	112
	危機管理課長	112
	川村圭一議員	112
	危機管理課長	112
	川村圭一議員	112
	環境課長	113
	川村圭一議員	113
	環境課長	113
	川村圭一議員	113
	環境課長	114
	川村圭一議員	114
	環境課長	114
	川村圭一議員	114
	企画課長	115
	川村圭一議員	115
	企画課長	115
	川村圭一議員	115

市 長	1 1 5
川村圭一議員	1 1 6
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 3 1 号まで	1 1 7
質疑	1 1 7
1 川田栄子議員	1 1 7
学校給食センター所長	1 1 7
川田栄子議員	1 1 8
学校給食センター所長	1 1 8
川田栄子議員	1 1 8
2 小谷翔太議員	1 1 8
土木課長	1 1 8
小谷翔太議員	1 1 8
土木課長	1 1 8
小谷翔太議員	1 1 9
土木課長	1 1 9
小谷翔太議員	1 1 9
土木課長	1 1 9
小谷翔太議員	1 1 9
3 浦尻学典議員	1 1 9
総務課主監	1 1 9
浦尻学典議員	1 2 0
総務課主監	1 2 0
浦尻学典議員	1 2 0
4 井上 将議員	1 2 0
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 2 0
井上 将議員	1 2 1
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 3 号まで）	1 2 1
委員会付託（議案第 4 号から議案第 3 1 号まで）	1 2 1
散 会（午前 1 1 時 5 5 分）	
議案付託表	1 2 3

----- . . ----- . . -----  
第 1 0 日（令和 5 年 9 月 1 4 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 1 日（令和 5 年 9 月 1 5 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 2 日（令和 5 年 9 月 1 6 日 土曜日） 休会

第13日（令和5年9月17日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第14日（令和5年9月18日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第15日（令和5年9月19日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第16日（令和5年9月20日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第17日（令和5年9月21日 木曜日）

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
事務局職員出席者	125
出席要求による出席者	125
開 議（午前10時01分）	
○日程第1 議案第1号から議案第31号まで	127
（議案第1号及び議案2号）	
討論・表決	127
（議案第3号）	
討論・表決	127
（議案17号から議案第31号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	127
総務文教常任委員長	129
産業厚生常任委員長	130
質疑	130
（議案第17号）	
討論	131
川田栄子議員（反対）	131
表決	134
（議案第18号から議案第31号まで）	
討論・表決	134
（議案第4号から議案第16号まで）	
継続審査	135
○日程第2 委員会調査について	135
継続調査	135

○追加日程 議案第32号	135
(提案理由の説明)	
市長	135
質疑	136
委員会付託省略	
討論・表決	136
(閉会挨拶)	
市長	136
閉会 (午前11時39分)	
委員会審査報告書	139
閉会中の継続審査申出書	142
閉会中の継続調査申出書	143

----- ● ● ----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 7
議案	付一 7

令和5年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和5年9月5日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第30号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 令和4年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 令和4年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 令和4年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 令和4年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第15号 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第16号 令和4年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第17号 令和5年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第18号 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について



- 議案第19号 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について  
議案第20号 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について  
議案第21号 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について  
議案第22号 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について  
議案第23号 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について  
議案第24号 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について  
議案第25号 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について  
議案第26号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号から議案第30号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1番 井上 将 君     | 2番 浦 尻 学 典 君    |
| 3番 小 谷 翔 太 君  | 4番 川 村 圭 一 君    |
| 5番 東 新 君      | 6番 今 城 隆 君      |
| 7番 堀 景 君      | 8番 三 木 健 正 君    |
| 9番 川 田 栄 子 君  | 10番 川 村 三 千 代 君 |
| 11番 高 倉 真 弓 君 | 12番 野々下 昌 文 君   |
| 13番 松 浦 英 夫 君 | 14番 寺 田 公 一 君   |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 黒 田 厚 君  
次長兼庶務係長 中 平 純 君  
兼調査係長  
議事係長 桑 原 美 穂 君

----- . . . -----

## 6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	上村秀生君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	桑原一君
危機管理課長	有田巧史君
市民課長	岡本武君
税務課長	朝比奈淳司君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	川村志保君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	太田芳宏君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	畠中健一君
水道課長	宮本潤君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平成也君
学校給食 センター所長	平井建一君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（川村三千代君） これより、令和5年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番川田栄子君及び11番高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第3回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

報告事項の説明に入ります前に、8月26日に、本市職員が酒気帯び運転により検挙されました。

従来より、職員の綱紀の保持について、再三にわたり注意喚起してまいりましたが、今回、このような事態となり、痛恨の極みであり、市民の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことを、深く陳謝いたします。

今後このようなことが二度と起こらないよう、職員に対して、いま一度襟を正し、全体の奉仕者としての自覚を持って、服務規律を厳守し、職務に取り組むよう徹底をしてまいります。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政状況を見極める4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度より0.6%減少し、10.8%で、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担額に対する充当可能基金残高の増に伴いまして、昨年度より14%減少し、54.5%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水

道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、数値はおおむね堅調な状況であります。本市は南海トラフ地震対策や公共施設の老朽化対策など大規模な事業が今後も控えておりますので、健全化判断比率などに留意をしつつ、事業の優先順位なども考慮しながら、有利な補助金や起債を活用して、引き続き効率的で効果的な、そういった行財政運営を推進していく所存でございます。

議員の皆様方には、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

**○議長（川村三千代君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第30号まで」の30議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中平富宏君）** 引き続きまして、御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号は、「令和5年度宿毛市一般会計補正予算」及び「令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算」について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

内容につきましては、両議案ともに学校給食センターのボイラー破損対策工事を実施するにあたり、緊急に予算補正する必要が生じたため、492万2,000円を追加したものでございます。

議案第3号は、「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

現教育委員会委員の上村晃司氏が、本年11月21日をもって任期満了となりますが、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第4号から議案第16号までの13議案は、令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第17号は、令和5年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で5億2,907万7,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税1億3,576万2,000円、繰越金3億3,370万1,000円、市債5,852万7,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、減債基金積立金2億5,135万1,000円、特定施設整備事業減債基金積立金8,235万円、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種関連費として3,280万1,000円、農林水産業費で、有害鳥獣対策報償金200万円、商工費で、高知県商工会議所青年部連合会県連大会補助金25万円、土木費で、県営港湾事業負担金630万円、しゅんせつ工事費1,197万5,000円、消防費で、片島分団詰所新築工事設計業務委託料991万5,000円を計上しております。

議案第18号から議案第25号までの8議案は、令和5年度各特別会計の補正予算でございます。

主な内容としましては、人件費の補正をしよ

うとするものです。

議案第26号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号から第30号までの4議案は、いずれも「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地、宿毛北部辺地、宿毛南部辺地及び栄喜辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うには、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月6日から9月8日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、9月6日から9月8日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月6日から9月10日までの5日間休会し、9月11日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時12分 散会

令和5年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和5年9月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第31号 財産の取得について

第2 一般質問

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第31号 財産の取得について

日程第2 一般質問

-----

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦尻 学 典 君
3番 小谷 翔太 君	4番 川村 圭一 君
5番 東 新 君	6番 今城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三木 健正 君
9番 川田 栄子 君	10番 川村 三千代 君
11番 高倉 真弓 君	12番 野々下 昌文 君
13番 松浦 英夫 君	14番 寺田 公一 君

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平 純 君
議事係長	桑原 美穂 君
庶務係主任	宮本 恵里 君

-----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	上村 秀生 君

総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	桑原	一	君
危機管理課長	有田	巧史	君
市民課長	岡本	武	君
税務課長	朝比奈	淳司	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	松田	まなみ	君
長寿政策課長	谷本	裕子	君
環境課長	谷本	和哉	君
人権推進課長	川村	志保	君
産業振興課長	岩本	敬二	君
商工観光課長	長山	敏昭	君
土木課長	太田	芳宏	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	畠中	健一	君
水道課長	宮本	潤	君
教育長	鎌田	勇人	君
教育次長兼 学校教育課長	和田	克哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平	成也	君
学校給食 センター所長	平井	建一	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第31号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第31号は、財産の取得についてでございます。

内容は、新たな給食センターで使用する厨房機器の購入につきまして、9月4日に実施しました一般競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

日程第2「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。おはようございます。今回もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に移らせていただきます。

まず、最初のテーマは、西地区小中学校建設事業基本計画策定についてです。

まず、策定事項について伺いたいと思います。

今年度中に基本計画策定が行われる予定ですが、どんなことを決めていくのか確認します。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

本年度予算計上しています西地区学校基本計画策定業務につきましては、西地区の学校建設事業のコンセプト、造成計画、配置等の基本計画をまとめることを目的としております。

その業務内容としましては、改築コンセプト、配置計画案、施設内容及び施設規模、造成計画案の検討を行い、ワークショップの実施、概算工事費の算定、事業手法、事業スケジュール等について検討を行う予定としておりました。

今回の事業の業者決定に当たりましては、造成工事と建築工事を行う大規模事業となりますことから、幅広く事業者の参加をいただきたいため、建築コンサルタント業務「建築一般」及び土木コンサルティング業務「都市計画・地方計画」の業種登録事業者を入札参加要件といたしました一般競争入札としまして、令和5年8月17日に一般競争入札の公告を行ったところでございます。

しかしながら、令和5年9月1日までを入札参加資格審査申請申込期間としておりましたが、残念ながら、事業者からの申込みがありませんでした。現在入札不調となっております。

今後につきましては、入札方法や条件、業務内容などを、再度、庁内で協議いたしまして、発注を予定しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 再質問します。

まず、入札応募者なしということですが、ど



んなことが原因と考えられるか、言ってください、お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

どんなことが原因で入札ができなかったのかという内容だと思います。これについては、現在、精査中のごさいます、結論は出ておりませんので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 造成を含めての計画立案というのが難しかったということかもしれませんが、ひょっとしたら、分けて入札ということになることかもしれませんという想像もしています。

計画策定が始まった場合、先ほど、事業方法の検討ということでしたが、一般の公共入札にするのか、PFI事業にするかも、この基本計画で決まっていくということ間違いありませんか。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

通常の公共工事か、その他の事業についても検討するのかという内容だったと思います。

基本計画におきましては、どの事業手法が、西地区の学校建設におきまして、効率的なのかの検討と、その結果を記載することを想定しておりますが、あくまでも検討結果でございます、事業手法をこの段階で決定するものではございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） つまり、最適と思われる諮問を行って、回答が返ってくるということになるわけですね。

それでは、基本計画の会がまだ開始されていないわけですが、策定スケジュールということで、策定会議の持ち方、一般論でいいですけども、お聞かせ願いたいと思います。

会議の回数、それから構成員や協議項目、何から先に決めていくのかとか、その会は公開か非公開かなどについて確認いたします。お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

基本計画の策定に当たって、策定会議とかそういうことをしていくのかという御質問だと思います。

基本計画の策定においては、議員からお話あった、策定委員会というようなものを特別に組織する予定はしておりません。現在のところ、業務委託事業者と教育委員会で協議する中で、ワークショップでの意見などを考慮しながら、策定を進めていくという予定としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 委員会と委託業者の随時協議というのが基本にあって、住民あるいは教員などからの意見聴取は、ワークショップなどという形ということになりますが、続いて、地域、保護者、市民、教員からの意見集約が必要になってくるわけですが、意見集約はどの程度の時間や回数をかけ、どのような方法で集約していくのか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

地域・住民の方々の意見集約につきましては、入札不調となっておりますが、入札不調となりました業務仕様書におきましては、3回から5回のワークショップを開催することとして、仕様書に書いておりました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ある意味では、委託業者にワークショップで任せ切るということが、適当かどうかとも考えます。

例えば、教育委員会の通常業務の中で、地域から、あるいは教員や保護者からの意見を聞き取るということが必要ではないかと思えます。

委託業者へは、そういった集約が届けられますので、もっと回数を減らして、2回とか3回とかってということでも、詰めたというか、成熟した意見がそこでできるような気がしますので、実質、意見を聞き取る時間は、回数も必要かとは思いますが、委託とはまた別の領域でやっていただければと考えているところです。

質問します。

各学校の運営協議会などで、住民の意見を納得のいく形で計画に組み上げる必要があるわけですが、そこにはどんな配慮がされていくのかということで、お聞きします。

納得のいく形で計画に組み込んでいくと。また、現時点で上がっている意見などがありましたら、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、学校についての意見集約ということの内容であると思えます。

現時点では、関係する学校の学校運営協議会からの御意見、御要望は、まだいただいている

ところがございます。

学校運営協議会からの意見につきましては、事業を実施する中で意見を集めることができるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） いずれにしろ、計画としては、本年度中に計画が作り上げられるということですので、きっちりと取組を行っていく、早期に行っていくということをお願いいたします。

それで、計画の取りまとめについてということで聞く予定をしていますが、構わない範囲でお願いします。

基本計画の取りまとめの仕方は、どのような感じなのか。それから、それは議会採決などをしていくのかということで、確認したいと思えます。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今城議員の一般質問にお答えいたします。

基本計画の取りまとめにつきましては、業務委託におきまして、基本計画案を作成することを予定しております。

この基本計画案が完成しましたら、教育委員会に説明し、総合教育会議に諮問する予定としております。

また議会には、基本計画案ができた段階で説明をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 了解しました。議会にも、案が作成された状態で連絡があるということになりますね。

総合教育会議ですかね。そういうことで、そこで決定というよりも、ほぼってというか、原案ができて、そして議決というのは、結局は予算

など実際に現実ができた状態で、議決ということになっていくということでしょうか。

実行に移る予算案とか、そういうことに関して、初めて議決ということになるのでしょうか。確認します。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。今城議員の再質問にお答えいたします。

基本計画につきましては、議会議決に付すべき事項ではないとは考えておりますので、計画ができましたら、議会の皆さんに説明したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） わかりました。案自体は議決によらないと。実際に工事とか、そういうことは当然、予算とか議決に関わってきますけれども、分かりました。

希望あるまちづくりということになるわけですが、学校をつくるということは、まちづくりに住民が関わる大きなチャンスだと思います。希望あるまちづくりは、住民・市民の声が、納得のいく形で具現化されていく。多かれ少なかれ、私たちの意見が取り入れられたっていう部分も残しながら、納得したものができていければいいということになるわけですね。

その意味で再質問します。

誰もが、基本計画策定の間においても、協議過程や協議概要などにアクセスできるということが大事だと思っております。

場合によっては、傍聴のお知らせ、議事録などを、随時市のホームページ等でアップしていただける、こういうことが住民参加とか、まちづくりに市民が関わっていくということで非常に大事になろうかと思っております。

このような情報をホームページなどにアップしていただけるということは、約束していただ

けませんか。お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

今の段階で、まだ入札も不調に終わっていますので、どの程度、議員がおっしゃられましたことが実現できるかわかりませんが、委託業者が決まりましたら、そのあたりの含めまして協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 計画を組み上げているほうは、途中で情報が市民に出ることは、非常に混乱が起るかもしれないという気持ちを持つことは分かります。

しかし、今、こういう状態で論議が進んでいますという情報とかは、非常に重要なものになると思います。市民がまちづくりに一緒に関わっていくという、そういうモデルにしていってもらいたいと思います。

それでは、次のテーマに移ります。

学校建設PFI事業について、宿毛小中学校の維持管理の現状と対応について、伺っていきます。

宿毛学校PFI株式会社による、通常の維持管理業務の項目及び内容を確認させてください。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議長議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛小中学校で行っている維持管理につきましては、要求水準書では、建築物、電気設備、機械設備、外構施設や事業者が調達しました備品の点検・保守・修繕、法定点検、定期点検や

建物及び敷地内の清掃。それと、不審者侵入を防ぐ警備、安全管理業務などを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 程度の差こそあれ、基本的にはどこの学校もやっているということ、だいぶ緻密にやっていることだと思っています。

そこで質問します。維持管理費の契約年額について伺います。どうなっているでしょうか。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

今年度の維持管理費といたしましては、年額2,155万1,640円となっております。また、修繕につきましては、別途、実施した実費をお支払いする契約となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 宿毛小中学校の維持管理費の年額は、先ほど2,155万円と言われましたけれども、四捨五入して2,200万円とさせていただきます。大体そういう形で、今、契約上流れていると。

そして、30年で契約では7億3,000万円という契約がなされているということです。

そこで、近隣でほぼ同規模で比較できそうな清水小中学校、それから、中村小中学校について、維持管理費を調べてみました。

宿毛小中学校の維持管理費と比べるために、光熱水費と通信費は除いています。ほぼ近いもので比べるようにしてみました。

令和4年度の維持管理費は、清水小中学校で、合わせて1,082万円。そして、中村小中学校は、657万円です。

あるいは、用務員さんの雇用賃金がほかにあるとか、そういうことがあるかもしれませんので、多少の費目の違いがあるかもしれませんが、大体こんなものです。

清水中学校については、例年は含まれない防球ネット工事やグラウンドの土の入替えが入っていますので、それを除いて比べれば、清水小中、それから中村小中ともに年額700から800万円程度となっております。私も清水中学校にいましたので小学校も分かります。

大体こんなところですよ。

このように、他市の同規模と比較した場合、宿毛小中学校は毎年、その二、三倍の維持管理費がかかる。なぜそれほど高額なのか。PFIは維持管理水準が高いのか、それとも業務単価が高いのかなどを確認したいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

他市町村の学校の維持管理の内容については、こちらのほうでは詳細を把握しておりませんので、PFI事業で実施しました宿毛小学校・宿毛中学校との単純な比較は難しいと思いますが、宿毛小学校・宿毛中学校におきましては、契約終了までの30年間、児童生徒が快適に過ごすことができる状態に施設を保つという要求水準書の内容を満たす維持管理を行う上で、適切な費用だと考えています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） つまりは、建設時の状態の維持管理を30年間続けるという契約内容になっている。これはPFIの特徴なんですが、こういうことであれば、維持管理水準が非常に

高い設定になっているということであろうかと思えます。

いずれにしても、PFIの維持管理費は、契約上、内訳が私たちには分からないわけです。監視委員会に入っている方々は、ひょっとしたら分かるかもしれませんが、分からないわけです。

尋常ではない高額であることは、確認しておきます。

通常の学校管理、これはもうどこの市町村も費目は大体同じで、やり方は同じですから、やはりこれほど違ってくるということは確認しておいてください。

次の質問に移ります。

これまで問題になっているカビの発生等対処の状況、その他課題になっている点について、お知らせください。

**○議長（川村三千代君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）** 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

令和3年4月からの校舎の供用開始以降、湿度の高い時期になりますと、校舎内にカビが発生しているという事象が起きております。今年度は、比較的カビの発生が少なかったのですが、夏休みに入った後、天井面等にカビが発生することになっておりました。

このカビにつきましては、2学期が始まる前に、事業者においてカビのふき取り・消毒を実施しているところでございます。

そのほか、課題になっている点につきましては、現在のところございません。

以上でございます。

**○議長（川村三千代君）** 6番今城 隆君。

**○6番（今城 隆君）** この3年間、なかなかカビに悩まされていることがわかりますけれど

も、質問します。

カビ対策に3年間、4月から10月の半年の間、24時間空調を回して対処しているということですが、令和4年度は、年間電気使用料が995万円だと報告を受けています。

それで、これはもう当然考えてというか、推定しておかなければならないことですが、カビ対策に係る電気費用は、年額幾らと見積もっているのでしょうか、お聞かせください。

**○議長（川村三千代君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）** 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

カビ対策の電気料金につきましては、供用開始以降、カビの発生する時期には24時間空調を実施していることから、カビ対策をしない場合の電気料金が分かりませんので、現状では具体的な金額のお答えは難しいと思います。

参考といたしまして、24時間空調を始める前の令和4年4月と空調運転を始めた5月の電気料金の差額は、約9万円となっております。

また、24時間空調を終了しました令和4年11月と空調運転中のその前月10月の電気料金の差額は、約18万円となっております。

この金額につきましては、外気の気温、日中の使用量の変化、24時間空調の開始・終了日と電気料金検針日の差もありますので、様々な条件は考慮できておりませんが、あくまでも参考としてお聞き願います。

以上でございます。

**○議長（川村三千代君）** 6番今城 隆君。

**○6番（今城 隆君）** もう3年も経ってますが、ここの推定もできてないというのは、非常に管理責任上というか、業者の管理責任じゃないですよ。やはり、これから業者との間で、これが何の原因によるかという話し合いが進んで

いっているんだと思いますけれど、これは自分で業者に調べてもらうというんじゃなくて、業者は業者で調べていると思います。市独自で調べていけないといけないと思います。

簡単に、まず他校との比較をしてみます。

宿毛小中学校の電気料は、995万円です。清水小中学校の電気使用料は、828万円。それから、中村小中学校の電気使用料、850万円。それと比べて、年間150万円から200万円ほど余分にかかっています。

これは客観的に、学校の差こそあれ、これだけ違うということです。

宿毛小中学校は、別敷地に建てたこの2校よりは、小中学校合わせて、エアボリュームは小さいです。

ですから、カビ対策の電気料は年間200万円以上と、まず推測をするということを私はしてみます。これぐらいはかかっているんだろうと。こういう推測もなければ駄目ですよ。今後の対応の仕方としてですね。

早速やっていただきたいのは、夜間の空調費を調べる。夜間に空調しなくて済んだ時期がどれだけあったのか。半年ですから、する必要があったのはですね。

まず簡単に予測できるのは、夜間一晩で幾らの電力量を消費しているかということは、簡単にできます。一晩でできます。数日続ければ、ある程度精度が上がります。

例えば、一晩の電力量が400キロワット時なら、それに電力単価を掛けます。25円としましょう。そうすると、400掛ける25で、一晩1万円です。それで6か月分、180万円ですね。

このようにすれば、おおむね当たります。正確に。それは、電力使用量の点検を、もうちょっと緻密にしていけば、かなり正確に分かっていくわけです。

簡単にできますから、すぐに対応してください。業者に任せるのではなく、まず自分たちが当たり前の方法で、大体このぐらいは余分にいっているんだと。こういうことになりますから、やってほしいと思います。

早速、宿毛中学校の理科の先生にでも電力積算計を読んでもらって、一晩あたりの電力消費量を調べていただきたいと思います。そしてその結果を報告していただきたいということになります。

質問します。

それに合わせてですけれども、現在、カビ対策電気料の支払いは、市か管理業者かを確認しておきます。

先ほど言いましたように、電力量を調べて報告できるか、これもお答えください。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

電気代の支払いにつきましては、契約によりまして、宿毛市のほうが支払いしております。

それと、先ほど議員のほうから、電気の差額は、こういった方法もあるのではないかという話もありましたが、こちらのほうについて、対応可能かどうかにつきましても、御意見としてお伺いしておきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 検討するではなくて、直ちにやってください、できますからね。

とにかく、今知りたい、全く想像できませんとかいうことではないんだと思いますけれども、それでは甘すぎます。とにかくデータとして、今の自分たちにできる技術でどれだけ取れるかっていうのは、さっとできますから。電力積算

計がついていますから、一晩で読めます。

9時に帰る先生が電力計を見て、そして朝来たときに電力計を見る。そうすると、時間当たりの積算量が出ますので、それに電力単価を掛ければ金額が出るわけです。

それは当然、気温とか湿度によって、消費量は変わりますが、それは誤差として、大体、推定できますから。それで、当然今、市が全額払っていますけれども、例えば、設計の瑕疵とかにより交渉が始まると思います。何割は業者が払う、うちはどれくらい払うということは、私たちがデータを持っていなければ、対応できないということです。

よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

カビ発生の根本的対処の検討はどうなっているのか、電気料は市が払い続けるのですかということ、質問します。

お願いします。

**○議長（川村三千代君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）** 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

カビ発生の根本的対処につきましては、引き続き、事業者と協議を続けているところでございます。

今年度は、一定、カビが収束に向かっているものと考えて協議をしておりましたが、8月に入りカビが発生したことから、再度検証が必要となっております。

引き続き、有識者の力もお借りしながら、根本的な解消に向け、協議を続けていきたいと考えております。

電気料の支払いに関しましては、カビの原因がどこにあるのか、事業者の瑕疵であれば、現在まで支払っている電気料を含め、事業者に一

定負担いただくことになるのではないかと考えておりますが、現状では、カビの原因が判明しておりませんので、事業者側の重大な瑕疵等がなければ、契約に基づきまして、引き続き市が支払いを続けることになるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○議長（川村三千代君）** 6番今城 隆君。

**○6番（今城 隆君）** 瑕疵の問題も含めて、やはり3年間分も含めて、どれだけうちがカビ対策に、今支払っているのかということ、必ず出しておいてください。そういうことが必要になってくるということですね。今の状態では駄目です。

それで瑕疵の問題については、私は15年間、宿毛中学校に勤務をしましたから、敷地の状態はよくわかっています。湿度が多いところに建てたわけですから。

江戸時代は、川があの方に流れていて、そこを埋め立ててグラウンドになっています。ですから、蒸気は非常に出る場所です。

それで、建ったすぐに中庭が死んだなと思いました。コンクリートで建てたので、煙突状になっているので湿気が抜けないうと、建てたすぐ後に思いました。

ですから、それがまず一つの原因なんだろうと思います。

蒸気が建物4棟の間にトンネル状でたまる、それが夜間に温度が下がると結露しますから、湿度が100%になるわけですね。ですからその間の空気を吸い込むと、大変、外からの湿度が高くなっていますからね。そういう状況だと思えます。

設計には、市であれ業者であれ、やっぱり瑕疵があったんだと、私は判断していますので、そのあたりも考えておいてください。

質問です。

カビ対策、カビ対処責任の決着のシナリオについて、お聞かせください。どのように決着をつけていくか、お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

カビ対処の責任につきましては、カビの発生が事業者の瑕疵によるものなのか、不可抗力であるかの判断によることになると考えております。

事業者の瑕疵であれば、事業者負担を含め、事業者に責任を持って対応していただくこととなりますが、不可抗力であれば、事業者に負担を強いることはできませんので、事業者と協議しながら、市の負担で対応を行うことになると考えております。

カビの原因につきましては、現在も協議を続けていますが、事業者と協力しまして、有識者の意見も聞きながら、原因を究明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 様々な意味で、市自らも、どうしてかという原因をきちっと精査してみてください。人任せというのも、やっぱり自治体独自の自力というのも必要だと思います。

次の課題、次に移ります。

P F I 事業の問題について、質問していきます。

本市が、宿毛小中学校建設にP F Iを活用した理由を確認しておきます。よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、今城議員の質問にお答えい

たします。

宿毛小学校・中学校の建設につきましては、平成31年第1回宿毛市議会定例会での議決を経て、平成31年3月27日に特定事業契約を締結いたしました。

P F I手法につきましては、工期が従来方式より短いこと、民間事業者の創意工夫やノウハウを生かすことにより、コストの削減が期待できること、事業費の支払いが長期間の割賦払いになることにより、財政負担の平準化が図れること、また、設計から維持管理までを事業者が担うことで、契約終了までの長期間にわたって、今回の事業については契約期間は30年間ではありますが、その期間、施設を児童・生徒が快適に過ごすことができる状態に保てることなどのメリットがあることから、有効な手法であると考え、導入いたしましたものであります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 今、言っていた内容は、P F Iそのものの、どこでも言っている一般論として工期が短いとか、ノウハウの問題とか、コスト削減とかっていうことは、どこでも言われているP F Iのたてつけですが、何をもって選んだのかってというのは、ちょっと明確ではなかったと思います。

質問です。

建設費33億円、完成と同時に30億円を支払っています。それなら、民間資金を調達する必要はないんだと思います。普通ならですね。

契約総額45億円にして、30年間の維持管理サービスを買ったわけですけども、結局、建設費に対して、12億円かけて維持管理サービスが加わってきたということになります。それはしなくてよかったのではないかという質問なのです。

もう民間資金を活用せずに、市でそのまま、



市債とか公債で払うということによかったのではないかと思ったりしています。

答弁、よろしくお願ひします。よかったですのではないのでしょうかということです。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

民間資金の調達に関しては、国・県の補助金分と起債充当分以外の施設整備費については、契約期間で割賦払いとなり、一定の平準化の効果があるものと考えています。

また、維持管理につきましては、設計から維持管理までを、相手方である宿毛学校PFI株式会社が専門的に担い、契約終了までの30年間の間、児童・生徒が快適に過ごすことができる状態に、施設を保つことが担保されるということが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） どこでも言われるうたい文句ということ、また聞きました。

建設費が33.7億円、維持管理費7.3億円、プロジェクトマネジメント費4.1億円。プロジェクトマネジメント費というのは、管理会社を維持するために、市が4.1億円払ってやっているということになります。契約総額は45億円になります。

質問します。

市が直接管理すれば、プロジェクトマネジメント費も要らず、維持管理費は安く済む。どこがコスト削減か説明願ひします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

PFI手法は、今までの行政の手法を打破し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することでコストが抑えられ、また、市民のニーズに

応じた質の高い公共サービスを提供することができる手法であります。

市が従来方式で事業を実施した場合との比較に関しては、平成30年に要求水準書をもとに試算した削減効果によりますと、設計、建設、維持管理までを含めた総事業費において、従来方式の4.9%の削減効果があると試算されています。

これは、PFI手法が設計から建設、維持管理まで一括発注することにより、トータルでコストが抑えられる仕組みでありますので、その内訳である維持管理費のみを個別に比較し、その有効性を十分判断することはできないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） いわゆるVFM4.9%というやつですね。同じ30年間で公共と民間がした場合、4.9%PFIがお得ですよという話になっています。

同じことをした場合ということなんですが、ここには、リスクマネジメント費というのが入ります。

リスクを業者は、30とか40とか設定して、それに係る保険なり、余分な費用をかけて算定します。

その保険だとか、余分に係るリスクが起こったときの対応費を入れた場合の金額は、民間のほうが安いですよということなので、実質としては高くなっているということを考えておいてください。

高額支出の具体的根拠が見えないPFIを続けてよいのか心配するのは私だけではないはずです。

質問します。

将来、高知医療センターのように、PFIを解除せざるを得ない場合、どのように片をつけ

るのか、確認させてください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

宿毛市が何らかの事情により、契約を任意解除する場合につきましては、特定事業契約約款の規定に基づき、宿毛市は相手方であります宿毛学校PFI株式会社から当該終了に被った合理的な損失の補償を請求されることとなります。

また、相手方の債務不履行により契約を解除する場合には、その生じた事由の事情に応じ、宿毛市は違約金または損害賠償を請求することとなります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） もし今、宿毛市がこの状態を続けるのが困ってきたという、宿毛市だけの事情で解約する場合は、結局、30年間業務を行った状態、つまり全額払って解約になると、宿毛市の事情で解約する場合は、こんな解釈でよろしいですね。

あるいは、向こうの債務不履行の場合などは、違約金折半ということになると思います。

イギリスで始まったPFI制度ですが、30年間を経て、今、終焉を迎えているということです。

イギリスの会計検査院のレポートの指摘が、宿毛小中学校PFIに当てはまるかを考えてほしいと思います。

PFIは高額で柔軟性を欠き、不透明であるという総合的結論がレポートとして出ています。

契約変更が高額で、要求しないものに支払いが続いていく。こういうことです。例えば、管理水準を下げてもらいたいけれども、依頼をしても、それが余計にお金がかかるということが言われています。

長期のPFIで行政の直営能力、専門性が失

われていくと、本来、職員がすべきこと、技術が伝わっていかない。

PFIは情報開示、アカウントビリティーに問題がある。アカウントビリティー、説明責任と言われてはいますが、結局は納得の問題ですね。住民に納得が得られないと、信用できないという問題が生まれてくるわけですね。

日本の会計検査院レポートでは、PFIを行うかどうかの実施判断に、同じ支出で経費削減に見せるよう、VFM、さっき言った4.9%みたいな話ですが、バリュフォーマネーを高く設定した可能性を指摘しています。多くがしていたんだろうということを指摘しております。

特に私が問題視するのは、PFIは契約上、情報開示ができないという点です。上辺の合法論で済ませて、憲法92条の地方自治の本旨が踏みにじられているのではないかとことです。

それは住民により、地域のことが決められるという原則を守ろうとするものです。これを保障するために、住民に必要な情報を開示するシステムになっています。情報開示のシステムというか、公表しなければならないというのはそういう意味です。情報を出せないPFIは、私はやめたほうがよいと考えます。

次に、今後の学校建設へのPFI活用について、伺っていきます。

西地区小中学校建設について、市長は6月議会で、事業ごとにPFIで実施すべきかを検討していくと答えています。それは西地区学校建設内での事業ごとという意味か、そうではないのか確認します。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

6月議会において、今後、宿毛市の事業にP

PF Iを導入するかにつきましては、実施する事業の個別の事案に応じ、検討していきたいと答弁をさせていただいていることにつきまして、学校建設に限らず、民間資金等の活用により公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPF I法に規定する公共施設等について、事業ごとに検討していきたいというふうにお答えさせていただいたものでございます。

なお、このPF Iの導入につきましては、国において、多様なPPP/PF I手法導入を優先的に検討するための指針が策定され、各自治体においても、優先的、積極的に導入するよう推奨されております。

また、県内においても公園や文化施設、公共下水、公営住宅整備事業などに導入される予定であるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 国が推進しようとする方向がありますね。奨励しようとする方向。それから、それは気をつけてくださいよという会計検査院等、財務省などのレポートが出てきます。もちろんそうです、そういうものです。

その財政支出に対し、PF I事業が終わって、今、日本で十数年経っていると思いますけれども、終わったものに対して、査定したものは実際どうであったのか。査定したものが、さっき言ったレポートになります。

結局、高いですよというレポートが出ています。

こういうことも判定しながらやっていくわけです。

再質問です。今年6月の入札で、宿毛市公共施設等総合管理計画改定業務委託について入札していますが、宿毛小中学校PF Iを推進したGPMOというコンサルが落札しています。

ということは、さっき言ったように、学校の

ほかにも、PF Iを広げるという解釈でよろしいのでしょうか。お答えください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長。先ほど御答弁をさせていただきましたように、このPF I導入につきましては、このPF I法に基づく事業に関しまして、有効性とかを全て考慮した中で、様々なPF Iの該当となる事業について検討させていただくというものでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私たちは、この動向を注視して、見守っていく必要はあろうかと思っています。

推進ありきではなく、マイナスの側面も考慮した上で、住民が判断していくということになるかと思えます。

質問します。

先ほども言ったように、会計検査院等でも指摘された、透明性、柔軟性に欠け、経費削減に疑問を指摘されているPF Iに対し、市長はどうしてPF Iにこだわっているのでしょうか、お答えください。お願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えさせていただきます。

こだわっているというのを、何を根拠にこだわっていると言われてるのが、ちょっとわからないところではありますが、先ほど来、総務課長も答弁しているように、PF I手法につきましては、各自治体に優先的、積極的に導入するよう推奨されている、そういった事業でございます。県内におきましても、取組が進んでいるところでもございます。

あと、会計検査院のお話等もありましたが、全ての事業に対して指摘をされているものでは

ないというふうにも、承知をしているところ  
ございまして、当然そういったマイナス要素と  
いう話ありましたが、メリット・デメリットあ  
ると思います。それをしっかりと検証しながら、  
どういった事業を取り入れていくのか、検討し  
ていく必要があるかというふうには考えている  
ところでございますが、本市におきまして、  
行政運営におきまして、市民のニーズに応じた、  
適切なサービスを迅速に実施をすることにより  
まして、公共サービスの質の向上を図るととも  
に、行政運営の効率化と経費削減を図るとい  
う観点で、PFI手法につきまして、先ほども申  
しましたように、メリットとデメリットを総合  
的に判断し、事業ごとに検討を行ってまいり  
たい、そのようなことでございます。

以前取り入れたときも、そのときに議会の方  
にも御説明をさせていただきましたように、今  
城議員も教壇に立たれておられましたので、当  
時の中学校の校舎の内容が十分に整備、そして  
施設管理がなされたものだというふうに思っ  
て、教壇に立っていたわけではないというふう  
に思っているところでもございますが、あえて申  
上げますと、私もPTA関係で、学校の施設管  
理に対して幾度となく、市に対して申し入れを  
行ってきた、そういった経緯もございます。

当時、なかなか学校の施設管理が、その時々、  
年々の宿毛市の財政状況によりまして、管理が  
しっかりなされていないといった現状を、本当  
に腹立たしく見ていたところでもございました。

そういった形の中で、咸陽小学校や片島中学  
校は、雨漏りをする中で子供たちは、黒板が半  
分雨に濡れて使えないような、そういった現状  
の中で授業を行っているというのも、本日、こ  
の議場におられる議員と一緒に、視察をしたと  
ころでもございました。

そういった形の中で、屋根をひとつつけると  
なれば、1,000万円以上のお金がかかると

いう形の中で、なかなか施設管理ができなかつ  
たという時代もありました。

そういう時代を経験した者として、子供たち、  
せっかく新しい学校を建てるのであれば、これ  
から先、30年間にわたって、しっかりとした  
整備、管理をしてもらいたい、そういった思い  
を述べさせていただく中で、PFI事業の一定  
の御理解をいただいて、この事業で、今回、宿  
毛小中学校を建てるということが決定したとい  
うふうに思っているところでございます。

いろいろな御指摘はしっかりと受け止めさせ  
ていただきたいと思います。初めからPFI  
手法を考えずに、次のことを行うのではなくて、  
しっかりとこのことも検証しながら考えて、次  
の小中学校はどういった手法で建設をするのか、  
皆さんと一緒に考えてまいりたい、そういった  
思いでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 市長の話はよく分かり  
ます。

学校の維持管理は必要ですよ。しっかりとし  
たものがが必要です。

ただ、今言っているのは、PFI事業でなく  
てもできるんですよ、ということになります。  
私も直接聞いた方もいます。それから知り合い  
を通じて、聞いてもらった方も何人かいます。  
県内公立学校では、宿毛以外にPFIを活用し  
ていないわけですね。

私が直接、間接に聞き取った学校管理担当者、  
専門職として技師さんもいます。

これまで述べた問題点と同じ理由で、PFI  
には否定的な見解を述べました。学校管理者で  
す。学校施設管理者。学校には適さないとい  
うふうに彼らは答えています。

市長に見解を伺います。

もちろん、ほかの公共事業で成功しているパ

ターンのもがありますよね、学校とは違ってですね。そういうことがありますので、全て否定しているつもりもないわけです。

学校建設は通常の公共事業で行う、そして長期の維持管理を独占委託するのではなく、日常の管理や清掃には、土佐清水市や四万十市などのように、シルバーなどの適宜活用をすとか、市が専門職として技師を雇用し、必要に応じて施設点検、修繕などを地元業者に発注する。手厚い維持管理で、たっぷり支払えば地元の経済が回る。地元で雇用し、地元で広く潤沢に税金を循環させていくのが、地域振興の鍵ではないか。

それから、会計検査院レポートでもあるように、同じ支出でPFI以上のことができる可能性があるということです。

他市町村に倣い、学校建設維持管理は、通常の公共事業で行うべきではないかと思うわけですが、見解をお聞かせください。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の再質問にお答えをさせていただきます。

当然、そういったことも考慮しながら、しっかりとPFI事業の方がいいのか、それともそれ以外の手法を取り入れてやった方がいいのか。または、従来の形の中でやるのがいいのか。

また、先ほど少しお話をさせていただいた、これからの子供たちに対して、どういった形で、その施設の維持管理を担保していくのか、そういったことを全てを考慮する中で、最適な方法を取り入れてまいりたい、そのように思っているところでございます。

なお、PFIでなければいけないという考えは、毛頭持っていませんので、その点についてもつけ加えておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 学校の管理等に、しばしばシルバーさんが来てくれるというのも、非常に学校にとってはいいものですね。地域の方と子供たちとの交流も深まると。そういうこともまた検討してみてください。そういうやり方もいいと思います。

最後のテーマに移ります。

森林環境税及び森林環境譲与税について、質問します。

目的及び制度概要について、説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） おはようございます。産業振興課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として、創設されております。

国の森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、令和6年度から市町村において個人住民税均等割と合わせて、1人年額1,000円が課税されます。

その税収の全額が私有林人工林の面積、林業就業者数及び人口を用いた基準に基づき、森林環境譲与税として、都道府県・市町村へ譲与され、都道府県・市町村が地域の実情に応じて、森林整備及びその促進に関する事業を幅広く、弾力的に実施するための財源として活用されます。

なお、森林環境譲与税の都道府県・市町村への譲与は、先行して令和元年度から行われております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 来年度から、市民1人当たり1,000円が徴収されるということになる。

宿毛市はこれからどの程度の金額が毎年おってくるのか。変動するかもしれませんが、もし分かるところがあったら、聞かせてください。

次の質問と併せて言ってくれたらと思います。次の質問に移ります。

譲与税の活用に関わって、森林経営管理制度というのがあるようですが、その制度についての説明をお願いします。

さっき言った金額が分かれば、宿毛市におってくる譲与税、これも教えてください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

まず、森林環境譲与税の今後の入ってくる額の見込みでございますが、令和元年度から段階的に引き上げられております。

令和6年度以降、予定されていた満額が入ってくるようになりますので、令和6年度から5,400万円程度が収入として入ってくる予定となっております。

それから、続きまして森林経営管理制度の説明をさせていただきます。

森林経営管理制度は、経営管理が行われていない杉・ヒノキなどの人工林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築するもので、森林経営に適した支援につきましては、市町村が森林経営者に再度経営管理を再委託し、経営が成り立たない森林については、市町村自らが管理するものとなっております。

具体的には、森林環境譲与税を活用し、森林所有者の意向調査、国土調査等の終わっていない

い山林につきましては、境界明確化などを行い、森林管理の施業についての集約化プランを作成し、これに基づく経営管理権集積計画を立て、森林整備を進めていく制度でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 令和6年から5,400万円入ってくるということですね。

それで、今言ったのをちょっと省庁のホームページで説明をしているのがあったので、ちょっと自分も確認のために言います。

森林所有者に経営管理の責務を明確化する、管理するよという明確化をする。そして管理ができない森林においては、市町村が経営管理の設定をして、経営権の管理設定をして、林業経営者に委託したりする、委ねる。

そして、委ねることができない森林は、市町村が経営管理をします。

合わせて、所有者不明のところは所有者を探し、不明の場合は市に経営管理権を設定し整備をしていく、こんなことが書かれていました。

とにかく、管理権を確定して、管理を進めていくという制度ということが分かりました。

それでは、先の質問を踏まえて、本市の整備すべき森林の状況について、確認します。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度のデータとなりますが、本市における整備が必要とされる森林につきましては、約7,396ヘクタールとなっております。

これは、対象となる杉・ヒノキなどの私有林人工林から、過去10年以内に施業がなされている森林を差し引いた面積となります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) 7, 396ヘクタールが、整備すべき面積、これでいいですかね。整備すべきのが、7, 396ヘクタール。

次の質問です。

本市において、森林経営を実施する森林組合、素材生産者、自伐林家等の林業従事者の状況について確認します。

よろしくをお願いします。

○議長(川村三千代君) 産業振興課長。

○産業振興課長(岩本敬二君) 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

2020年の農林業センサスにおいて、宿毛市の林業経営体については、16経営体となっております。うち法人が4団体、個人経営が12団体となっております。

また、同センサスにおいて、常時雇用者が28名、臨時雇用者が26名となっております。

自伐林家の林業従事者につきましては、正確な数は把握できておりませんが、小規模林業総合支援事業費補助金を活用している経営体としては、8経営体となっております。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) はい。今言った、従事者人口というのは、非常に少ないということが分かりました。

それでは、次の質問です。

林業従事者の確保において、課題となっている点、これをお聞かせください。

お願いします。

○議長(川村三千代君) 産業振興課長。

○産業振興課長(岩本敬二君) 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

課題につきましては、高齢化により退職者が増える一方で、新規参入者が少ないことが挙げられますが、林業従事者の確保については、伐期を迎えている山林が多くある現状において、

担い手の確保は急務であります。

そのため、令和4年度から新たに林業を始めたい方を対象に、最大で1年間、事業体で研修を受けることができる宿毛市林業研修支援事業補助金を制定し、令和4年度には1名、今年度も現在1名が研修を受けております。

また、今年度は、東京・大阪で開催された移住者向けのイベント、高知暮らしフェアにも参加し、募集をしてみました。

また11月には、移住者を対象としたすくも森林塾ツアーを開催する予定としております。

今後も、担い手確保に向けた対策を関係機関と協力し、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) はい、林業を希望するものに対して、研修への補助が今出ていると。出ることになっていると。今、2名が研修中であると。1名ですか、1名が研修中であると。もっと欲しいですね。どんどんですね。

再質問します。協力隊などの移住林業希望者や新たな地元担い手が技術を習得しても、宿毛に住んで働く基盤が整わないと、なかなか努力は報われないわけですね。

市として、そういった人たちのなりわいにつなげるための手だてや展望がありましたら、結局、林業をやろうとして技術を習得したと。そして、それをなりわいにしようと思ったけれども、条件が整わないという場合があるということらしいです。

それへの手だての展望がありましたら、展望というものあれですけれども、手だてがありましたら、お聞かせください。

○議長(川村三千代君) 産業振興課長。

○産業振興課長(岩本敬二君) 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊においては、現在3名が活動中であり、卒業生は8名となっております。そのうち2名が、卒業後も自伐型林家として市内に残り、活動をしてきております。

先ほど御説明した担い手支援事業の制度のほか、自伐型林業を始めたい方においては、市内の方を対象としたすくも森林塾を、平成27年度より開始し、林業の担い手確保に努めております。

すくも森林塾を卒業した後、宿毛市小規模林業総合支援事業費補助金を活用し、森林整備を実施する林家も少しずつではありますが、育ってきております。

しかし、移住者であったり、山林を所有していない方においては、施業場所の確保に苦慮しております。

そのためにも、森林経営管理制度による所有者確認、意向調査及び境界明確化を早急に実施していくことで、自伐型林家に適する森林を明確化することにもつながり、施業地確保が可能となり、担い手の確保にも寄与できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） さっきの森林管理制度が役立ってくるということですね。

これで経営管理権を頂いて、施業に移っていく可能性が出てくるということです。

それでは、次の森林環境譲与税の活用について本市はこれまで、譲与税の用途について、どのようなものに使ってきたか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

本市はこれまで、森林経営管理制度に従事する会計年度任用職員の人件費、意向調査、境界

明確化などの調査業務委託、地元産材の利活用、宿毛市小規模林業総合支援事業費補助金、幡多森づくり推進センター負担金、林業研修支援事業費補助金に活用しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 再質問します。

令和3年度の譲与税の用途がネットに出ていましたので、見せていただきました。

一つだけちょっと気になったのがあって、乳幼児に対する木製スプーン等の配布事業ですね。

これは、悪いことではないんですけども、子育て予算から支出するのが適切かと思いました。

木材活用事業費は、林業基盤づくりのために、間伐材等の活用や流通を拡大させる研究、製品開発などをすべきと考えました。

よろしければ、この件について回答をお願いしますか。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の用途としまして、もちろん森林の整備がメインではございますが、そのほかにも担い手の確保育成、それから木質化の推進、木育の普及推進という制度を行うこととなっております。

その中でも、この乳歯箱、木製スプーンのセットの配布事業につきましては、先ほど申しました、後段の普及促進というところに入りますので、この事業として支出しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 制度上は、もちろん使えるものだと思います。

ですから、木材が、これから施業に当たる、



結局、林業の基盤になるような、購入してどんどん出ていくような、宿毛の林業として使われるようなものとしての製品開発とかってというのが、大事になっていくのかなということで、言ったわけです。

製品開発のアイディア、ちょっと時間が取れるか、話してみます。

私の勝手なアイディアを言います。

間伐材で、ツーバイフォー工法でボルト留めして組み立てる小屋のキット、こんないいですね。

床、壁、天井などのパーツの種類を最小限にし、パーツは軽トラで運べるもの。それで、1人でも組み立てられて、最小単位の小屋は1.5畳。パーツを組み合わせれば、3畳、4畳半、それ以上とサイズは自在に変えられる。パーツで組み立てられるよね。

パーツの規格を統一し、ある程度の接合精度が出せれば、防災小屋や作業小屋、公園のバンガロー、タイヤをつけてトレーラーにもできる。

小規模の工房でも、こんなキットが10万円以下でできるなら私は買いたいですね。

宿毛のみんなが欲しいと思います。

コンセプトの基本は、宿毛でつくって、宿毛で使う。よその人には、欲しいと思ったら、仕方ない、そんなに欲しければ軽トラで取りに來い、買いに來いと、これぐらいのほうが、余計に欲しくなる、心が騒ぐという感じになるんじゃないかと。

そして、一番の肝ですが、災害時に、宿毛の木を使ってパーツが供給できるなら、誰もが自力で仮設住宅をすぐに建てられるようになるんじゃないかと。

宿毛の木で建てられるようになるんじゃないかということですね。

それで、宿毛の間伐材活用は、事前防災にも、早期復旧にも、そして公園のバンガローなどが

観光の起爆剤にもなるんじゃないかと。

それが、産業基盤の整備にもつながっていくのではないかと。あくまでも私の妄想ですので、適当に聞き流していただければと思います。

それでは、最後の質問にします。

昨年度、幡多6市町村が立ち上げた森づくり推進センターとは、具体的にどのようなことを行っているのでしょうか。

また、市とセンターの協力体制について、伺います。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

幡多地域森づくり推進センターは、幡多6市町村からの負担金を運営費として、令和4年4月に開設いたしました。

センターは、市町村へ森林所有者から委託された森林のうち、森林整備の検討が必要な森林の集約化プランの作成やプランに合わせた集積計画等を作成する業務等を、主に行っております。

また、年に数回の森林経営管理制度の研修会なども開催しております。

さらに、集積計画の作成等の業務以外にも、林況調査などへ同行いただき、現場での技術的なサポートや森林経営管理制度に関する助言をいただくなど、連携して事業を推進しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） おおむね、このセンターの役割というものがつかめました。

また、市議会の林活議連のほうでも、センターに研修などを申し込んでみたいと思ったりもしています。よろしくをお願いします。

森林環境譲与税については、幡多全域の林業

基盤づくりに資する、一致した活用と同時に、各市町村の実情に合わせた効果的活用方法についても、市町村職員が、一緒になって研究していただければと思います。そして、一緒になって研究して、林業基盤づくりを推進していただくよう、お願いしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

-----

午前11時37分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 11番高倉真弓でございます。一般質問いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

今回は、4項目8点についてをお伺いいたします。

1項目め、教育行政について。1番目に、小学校の教科担任制度についてをお伺いいたします。

まず、どのような内容のものかをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 高倉議員より御質問いただきました、小学校教科担任制の制度の内容について、お答えいたします。

小学校では、英語の教科化やプログラミング教育の必修化により、これまで以上に、教科指導の専門性が教員に求められるようになっております。

また、児童が中学校に入学してから、教科ごとに先生が指導する教科担任制や学習内容の高度化に戸惑い、新しい生活になじむことができない中1ギャップといわれる問題も喫緊の課題

となっております。

そのため、高知県では令和4年度より、高知県型小学校教科担任制要綱に基づき、小学校での教科担任制を導入しております。

小学校教科担任制では、特定の教科の授業を学級担任以外の先生が教えたり、学級担任同士が授業を交換したりするなど、複数の教員で学習や生活指導を協力して行い、多面的に児童に対する理解を深め、子供たちの成長を支えていく仕組みとなっており、学校の規模や実情、また子供たちの実態に応じて、一番よい方法を検討しながら取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 了解いたしました。

では2番目に、宿毛小中学校の取組についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 小学校教科担任制の本市の取組について、お答えいたします。

本市におきましても、教科担任制の実施により、通常の教員に加えて加配されました加配専科教員による授業のほか、隣接中学校教員による授業や学校内での授業交換が行われております。

県から配置されております加配専科教員による授業としては、外国語、体育を実施しております。

また、本市が取り組んでおります小中一貫教育の推進により、隣接する中学校から小学校への乗り入れ事業を積極的に実施しておりまして、小筑紫小学校、橋上小学校、沖の島小学校におきましては、中学校教員による外国語、理科、音楽、体育などの授業を実施しております。

学校内での授業交換につきましては、学校の実情によって、教科等に違いはありますが、学

校長の判断により可能な範囲で実施しており、市内全ての小学校におきまして、教科担任制を実施している現状となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 宿毛市の現状をお伺いしました。既にそういうふうに取り組まされているということを知りませんで、何か目からうろこのような感じがします。

私は背が低かったので、並ぶのは一番前ですが、走るのは一番後ろ、びりですね。そういうことがありましたので、例えば先ほどおっしゃった、いろんなこと、体育とかもおっしゃってましたよね。そういうふうに、専門の先生方からお習いすると、もっと違う面で伸びていくんじゃないかなと思って、すぐうらやましいというか、期待しました。

どうぞ、お子様お一人一人の特徴を伸ばしてあげていただきたいと存じます。

また、小筑紫や沖の島、橋上小のことなどもお伺いいたしました。ますます期待したいと思います。

改めて、3番目に、導入におけるメリット、デメリットをお教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 高倉議員の一般質問にお答えいたします。

教科担任制導入によるメリットといたしましては、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細やかな指導が可能となることや多くの教員が児童に関わる指導体制が構築できるため、多面的な児童理解が図れるとともに、児童が担任以外に相談できる教員が増え、生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決につながることを期待できます。

また、児童が教科担任制を経験することで、中学校における教科指導への円滑な接続が可能

となり、中1ギャップの解消に資することや担任教科数が少なくなることにより、授業準備の削減等、児童と向き合う時間が確保され、教員の働き方改革の推進につながることを考えられます。

一方、小学校教科担任制導入により心配される点といたしましては、特定の教科担任に固定することにより、教員によっては、指導力に偏りが生じる恐れがあることや学校を横断した時間割を組む必要があるため、適切な時間割や授業時間数の管理等、学校全体のマネジメントが重要となると考えております。

また、教員の任命については、県教育委員会となるため、教員配置の調整が必要となることです。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） お伺いしておりますら、多面的な面でいいこともあるけれども、固定して偏りができるとか、横断の時間とか、そういう問題もあるというふうにお伺いしました。

ある意味、これはクラスの担任の先生と密にと言いますか、きちんと情報共有できれば、問題は、ある意味、解決できる点もあるかなと思いますが、長年教壇に立たれた教育長としてのお気持ちというのか、そういう手腕といいますか、ちょっとお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 高倉議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、この教科担任制、令和4年度から導入されているというふうな状況でございます。

国のほうも、小学校における教科担任制をかなり推奨しているところございまして、私としては、先ほど答弁の中でも申しましたように、

加配教員、新たに加配的に入ってくる教員が、そういった専門の教科を担うということが学校にとっては非常にありがたい。

先ほども申しましたように、加配教員が授業をすることによって、担任教員の授業時間数が削減できる。その分、ほかの教材研究であったり、または子供たちと接する時間、そういったもろもろの時間に活用ができて、今言われる教員の働き方改革、そういったところにも十分対応できる非常によい制度ではないかというふうに思います。

ただ議員御存じのように、教員は今、絶対数の人数が不足がちというふうなところで、それと学校規模によって配置が変わってきます。

例えば、2クラス以上の大きな学校には、そういうふうなところを配置できるけれども、1クラスの学校には、なかなかそういう加配教員が配置できないと。

それぞれ課題がありまして、そういったところは、小規模の学校としては、学年をまたいでクラス単位で交換するとか。あとはまた、専任で来ています教頭先生が、ある授業を受け持つというふうなことも、それぞれの学校では工夫されているところがございますので、あまり無理のないような形で、それぞれの学校に応じた形で、教科担任制をできるだけ進めていただきたい、そのように各学校にもお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） ありがとうございます。

若干の問題は残ることもありますが、いろいろ応じた形で対応するというお言葉をいただきましたので、とても安心しております。

2学期が始まりまして、児童生徒さんはもとより、先生方の走り回る姿が目に見えなくてまい

ります。行事も多いときですし、まだまだコロナの心配もありますので、どうぞ皆様方には、御健康にお気をつけていただいて、学級の運営に取り組んでいただきたいと思います。

2項目めにまいります。

新型コロナ禍の生活福祉資金における特例貸付制度についてをお伺いいたします。

1番目に、2023年1月より返済が始まりましたが、宿毛市の現状をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

生活福祉資金特例貸付制度の実施主体は都道府県社会福祉協議会となっており、宿毛市にお住まいの方の申請及び相談の窓口は、宿毛市社会福祉協議会となっております。

宿毛市社会福祉協議会が把握しております本市の状況といたしましては、総貸付金額2億1,852万5,000円のうち、借受人と世帯主の住民税非課税等の理由による償還免除額が、償還期間が到達しているもので、6,843万2,180円となっております。

生活福祉資金特例貸付は、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付と最大4回に渡って貸付を行っているため、貸付金の種類によっては、償還期間が未到達のものもございますので、今後さらに償還免除額が増加することが予想されます。

また、償還済額につきましては、現時点においてまだ集計がされておらず、詳細な金額は不明ですが、県下全域の償還実行割合は、償還対象件数に対し、およそ25%であると報告がされております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 了解いたしました。

なかなか大変だと思いますが、困窮者につい

て、救済が望まれますが、2番目に、宿毛市が取れる免除措置についてを、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、高倉議員の御質問にお答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、本制度は都道府県社会福祉協議会が実施主体であるため、本市が直接免除措置を講じることはできませんが、経済的な事情等により償還が困難な方は、宿毛市社会福祉協議会を通じて、償還免除や償還猶予の申請を行えることとなっております。

本市におきましては、借受人の自立支援及び生活再建に向け、各関係機関と連携を図りながら、今後も適切なフォローアップ支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 直接はできないけれども、免除や猶予の相談窓口、支援策があるということをお伺いしまして安心いたしました。

コロナ禍は、多くの人々の雇用や非正規労働者を直撃しまして、個人の努力では解決できないものもたくさんあります。

今後も、対応をよろしくお願ひしたいところです。

3項目めに入ります。

市道の管理についてをお伺いいたします。

市道平田1号線と市道森黒川線の交差点におけるのり面の雑木の伐採についてをお伺いいたします。

この路線は、高規格道路平田インターチェンジの出入口と工業団地の北道路の交差点の信号から北方面、宿毛工業高校、山田方面を望む中筋川に架かる橋までの市道の両側ののり面のことです。

のり面の雑木が伸び過ぎまして、東西に走る市道森黒川線への出入りが視界不十分です。

ここは、この後質問いたしますロードレースのコースにもなっております、まず、一番上は、出入口を背中に見て、前方の一番上が高規格道路が通っております。そして真ん中の側道は市道になりますね。その下は農道、これはずっと農道と思っておりましたが、ここが市道森黒川線だそうございまして、直線で田んぼの中を走る、爽快なところと大体御想像がつきますでしょうか。

この市道の視界不十分について、対策をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えします。

市道平田1号線におきましては、現在、他の地区と同様に年に1度、のり肩を含む歩道部幅1メートル程度の草刈りを行っており、今年度も6月に市道森黒川線との交差点を含めて、草刈りを実施しているところです。

交差点を含むのり面部の雑木等につきましては、交通に係る安全性等を確認し、優先順位をつけながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 草刈りは私も拝見いたしました。

のり面からちょっとですので、ガードレールの際がはっきり見えるというふうな程度の草刈りです。

実はずいぶん前にも、この道のことを御相談しました。その頃は、まだ手のこで切れるような状態でしたので、今のうちなら余り問題ないので切っていただけないかと言いましたら、そしたらやっぱり、その時点では優先順位が、多分外れたんだと思います。今では木が大きくなり過ぎまして、とてもチェーンソーとか、そういうものでないと伐採できないぐらいに木が大

きくなっております。

この時期にお願いをいたしましたのは、のり面の下は水田です。今は収穫後ですので、作業が大変しやすい時期になっております。そういうこともあって、事故などが発生しないうちに、解決したいと思って、対処をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

次に、4項目め、自転車ロードレースについてをお伺いいたします。

8月25日の高知新聞紙上に、「宿毛市自転車レース 右京さん来高しPR」とございました。

今月9月24日開催まで、あと少しになりました。

そこで1番目に、昨年の成果、反省点をお伺いいたします。

**○議長（川村三千代君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君）** 生涯学習課長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

まず、昨年のジャパンサイクルリーグ高知大会、高知県宿毛市ロードレースの成果についてですが、当日は大変天候にも恵まれ、県内外から多くの皆さんにお越しいただき、大変高い評価をいただいております。

また、参加選手やレース関係者からも、日本初となる自動車専用道路を活用したコースが、魅力的かつ走りやすいコースだったと高評価をいただいております。

昨年のレースの様子は、テレビのニュースや新聞等での報道に加え、ユーチューブでもライブ配信され、現時点で約2万5,000回再生され、当日、会場に来ることができなかった方にも、本市の豊かな自然と自転車を活用したまちづくりの取組を知っていただく機会となったと考えております。

また、本大会を盛り上げるため、地元企業から宿毛産コシヒカリや龍馬鯛、温州ミカンなど、たくさんの特産品を協賛いただき、受け取った選手の皆さんに大変喜んでいただきました。

さらには、メイン会場内に幡多グルメ&体験ブースを設け、地元特産品等の地域資源も、しっかりとPRすることができたと考えております。

その他にも、レース見学をした東中学校の生徒を対象に、翌日、VC福岡の選手による自転車の安全な乗り方教室を実施していただくなど、参加選手と地元との交流も行うことができました。

その結果、昨年のレースや選手との交流をきっかけに自転車に興味を持ち、ロードバイクを買って自転車チームをつくり、現在も練習している小学生と中学生が、今年のプロのレース前に行われる一般参加可能なホビーレースに出場するとお聞きしております。

続きまして、昨年の反省点といたしましては、観戦場所の案内が十分でなく、自動車専用道路の側道から選手を間近に見られる観戦場所の周知ができていなかったことや、メイン会場には大変多くの皆さんに御来場いただきましたが、当日は大変暑かったこともあり、会場内の自動販売機等が売り切れ、十分な水分補給ができなかったことなどの御意見をいただいております。

以上でございます。

**○議長（川村三千代君）** 11番高倉真弓君。

**○11番（高倉真弓君）** ちょっと厳しいことを言いますが、私が個人的に収集した問題点が、二、三点あります。

1つには、宿もない。これはある意味、解消できますね。お隣の四万十市さんとか、いろいろすれば方法はあると思います。

変更できないのが、アクセスも悪い、時間もお金もかかるということが、ちょっと問題点に

もあったようにお聞きしております。

でも、それでも出たいと、それでも参加したいと思わせるようなことが大事だと思いますので、2番目に、本年度の取組についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

昨年に続き2回目の開催となるジャパンサイクルリーグ高知大会、高知県宿毛市ロードレースは、今月9月24日に開催いたします。

今回のコースも昨年同様、自動車専用道路を活用し、高知西南中核工業団地内のメイン会場からスタートし、1周12.5キロメートルを10周するコースとなっています。

昨年の反省点となりました観戦場所の周知につきましては、広報すくもへの掲載やメイン会場内への案内に加え、宿毛市ホームページ等でも情報発信を行い周知いたします。

おすすめの観戦場所となる自動車専用道路の側道につきましては、約400メートルの区間を車両通行止めにして、仮設トイレや観戦台を設置するなど、安全に観戦できる環境を整備いたします。

また、メイン会場、駐車場、側道観戦場所を行き来できるようシャトルバスも運行いたします。

また、今回は水分補給に困ることのないように、メイン会場内の幡多グルメ&体験ブースに出展される方々へ昨年以上にジュースなどの飲み物の充実を図っていただくように依頼もしております。

これらの昨年の反省点を踏まえ、今年もさらに楽しんでいただけるよう、しっかりと準備させていただきますので、市民の皆様もぜひ会場へお越しいただき、交通管制等で御不便をおかけいたしますが、プロの自転車レースのスピー

ドと迫力を間近でお楽しみいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、やはり宿泊施設というのは、既存の施設、それから当然、近隣市町村にも泊まっていたら結構だというふうに思います。

また、ヨーロッパ等でそういった大きなレースがありますと、キャラバンのようにレースについて回る方々もおられて、そういった方々はキャンピングカーであるとか、また車中泊であるとか、そういったのが行われているというふうにお伺いしているところでございます。

先日も片山右京さんとお話をする中で、やはり宿毛市の参加人数を見たときに、どういんですかね、都会、町に近いところで開催する参加人数に比べると、同じイベントをしても1桁以上違うよねというお話をされておられました。

ただ、宿毛市で行うというのは、それなりに意義深いものがあるというふうに思いますし、また片山右京さんのほうも、もっともっと人が来れるようなイベントにしていきたいという強い思いも持っておられるということをお伺いしているところでございます。

今後は、そういった車中泊、それからキャンピングカー、場合によってはキャンプ施設等、そういったものを地域にあるそういった資源を活用する中で、しっかりと受入体制を整えていきたいというふうに思っているところでもございます。

そういった形の中で、何もかも地元が準備をするのではなくて、活かされた、素晴らしいこの宿毛市の環境の中で、来られた方々が個々に工夫をしながら、観戦をしながら楽しんでいた

だく、そういったことが望ましいのではないかなというふうに思っております。

それに向けて、いろんな意味での情報発信、こういったものをしっかりとやっていかなければいけない、そのように思ったところでもございましたので、つけ加えて答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 市長からもお話いただきました。大変よくわかりました。

昨年、私も場所を5か所ほど移動しながら拝見いたしました。

全く個人の感想で申し訳ないんですが、壮観だったのは、東中学校を背中に車岡方面から高規格道路を見たとき、上りのトップグループの数を読んでおりました。

最初は、1人2人3人って読んでたんですが、スピードが速いので間に合わなくですね、次におりてくるのは、5、10、15というふうな読み方をしないと、早過ぎてトップグループの人数の把握ができないぐらいでした。

そこで、上り下りの両方を拝見しまして、すごいなと思いました。

その後、圧巻だったのは、先ほど言いました森黒川線、私はずっと農道と思っておりましたが、その道より出まして、高速道路のカーブ下に至る直線の終わりの辺りのところに見る所があったんですが、頭上を駆け下りてきました選手が直線に入って見えたと思ったら、あっという間に、風を起こすようにして目の前を通り過ぎました。

ゴール前の迫力には及ばないと思いましたが、両方見えて最高でした。

先ほどお答えの中に、今年は新しく側道に、ちゃんと見えるところをつくっていただくというのは、本当に目の前を通り過ぎるのは、一瞬

ですものね。だからその迫力はすごくいいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

本年度の取組が成功するように祈るような思ひです。

最後に、これは失礼ですが、応援にみえた方がいらっしゃって、その方が何かおっしゃっているんで、何てお声かけていらっしゃるんですかって聞きましたら、アレ・アレっておっしゃいました。これはどういう意味ですかっていうと、フランス語で自転車レースをするときの掛け声というか、応援の声なんだって教えていただきました。

英語のゴー、ゴーでもいいよって、最近はそのから、スペインの方とか、外国の方ですが、バモス、バモスでもいいからっていうことを、ちょっと教えていただきましたので、ぜひ市民の皆様も、沿道で応援されるときですね、アレ・アレって。日本語では、アレアレって言いやすいですね。「ア」のほうにちょっとアクセントを置いておっしゃったらいいそうです。

それで、アレ・アレとは、2回とか3回続けていうのが、どう言いますか、ルールではないですけども、らしいです。

そういうことで、ぜひ皆様にもたくさんのお支えをしていただけたらと存じます。

これで質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

-----

午後 1時20分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 13番松浦でござい



ます。

ただいまより、通告いたしております内容について、議長の許可をいただきましたので、中平市長に対し一般質問を行います。

昨年の2月24日に、ロシアはウクライナへ軍事力を持って侵攻を続けております。世界中の各地からロシアへの非難と即時停戦と平和を求める声が上がっていることは、連日、大きく報道されております。

また、今言われておるのは、核の使用の問題であります。

78年前の悲劇を繰り返してはなりません。世界で唯一の被爆国日本として、ノーモア広島、ノーモア長崎の声を世界に届けたいというふうに思います。

私たち社民党は、平和憲法を守るとの立場であり、全ての核にも反対をする。今回のロシアによるウクライナへの侵攻は、到底容認することはできません。

まずは、いかなる理由があるにせよ、全ての国による戦争にも反対であります。こうした立場を明確にしておきます。

今回、私が質問する内容は3点についてであります。人口減少についての市長の認識とその原因と今後の取組。鶴来島の活性化と今後の取組、また併せて、戦争遺跡の利活用について並びに会計年度任用職員の処遇改善の問題であります。

下記のとおり、私なりにお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まずはじめは市長に対して、人口減少についての認識とその原因、併せて今後どのような取組をしようとしているのか市長にお伺いいたします。

宿毛市の人口は、広報9月号によりますと、ついに1万9,000人を切り、8月1日現在、1万8,928人となっています。

このように、宿毛市の人口は毎年減少を続けております。

こうした人口減少の波は、宿毛市だけに限られた問題ではなく、全国の自治体が抱える大きな課題でもあり問題でもあります。

こうした人口が減っていくことに危機感を持って、宿毛市地区長連合会と、先日、宿毛市の現状を受けて、私たち宿毛市議会議員と意見交換会を開催いたしました。

人口がもたらす課題は、市政全般にわたり、悪影響が出てまいると思いますが、市民生活を営む上で主なものを挙げてもらいたいと思いません。

市長として、これまで人口減少対策を講じてきたと思えますが、宿毛市の人口の減少対策につながったとは思えません。交流人口を増やしていく点や先ほどの質問もありました、宿毛市自転車を活用したまちづくりについては、一定、評価をするところであります。

このように宿毛市だけではなく、全国的に多くの自治体が抱える課題でもあります。私としては、どこに問題があるのか、原因をはっきり捉えた対策を講じることが重要であると考えます。

市長は、原因はどこにあり、今後どのような対策なり取組をしなければならないと考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、まず最初に人口減少が及ぼす影響について、私のほうから答弁させていただきます。

お答えいたします。

近年の急激な人口減少は、少子高齢化が急速に進行したことが要因であり、本市におきましても、少子高齢化が急速に進んでいる状況がございます。このような少子高齢化に伴う人口減少がもたらす影響についてでございますが、ま

ず、産業への影響につきましては、生産年齢人口の減少により、農林漁業・商業の担い手・後継者不足などによる安定的な事業継続への懸念や労働力不足による雇用への影響などがございます。

医療・福祉対策への影響といたしましては、高齢人口の増加により医療や介護のさらなる需要増加が見込まれる中で、支える側の生産年齢人口は減少するため、社会保障費用の増大や医療・介護従事者の不足などが大きな課題となっております。

また、地域生活の影響につきましては、地域の担い手不足によるコミュニティー機能の低下、また消費の減少による経済の衰退が懸念されております。

以上でございます。

**○議長（川村三千代君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** 引き続きまして、私の方からも御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど松浦議員のほうから、いろいろな施策が、全く人口減少対策につながっていないのではないかという、非常に厳しいお言葉もいただいたところでございます。実際、人口減少は続いております。

ただ、職員とも一丸となって、いろいろな施策を打っているところでございまして、一つ一つを見れば、やはり人口減少対策とはなっている、そういった事業もあるというふうには思っているところでございます。

そういった形の中で、例えば移住者の方々への住宅を改修して、移住者の方に住宅を貸したり、こちらに帰ってきたり、こちらに来る方に対して、そういったのもしていますし、また、一定期間、体験でこちらに寝泊まりをしながら、宿毛市のよさ、仕事とか、いろんなものを見てもらう、そういった移住施策もやっていますし、

また中央のほう、大阪や東京のほうに行って、移住フェアということで、高知県内の各市町村と共に、高知県に音頭を取ってもらいながら、そういったフェアに宿毛市のPRに行ったりとか、あとふるさと納税制度も、私が市長就任時代は100数万円程度だったものを、現在、6億5,000万円まで上げてきています。

こういったことで、地元の製品のPR、それから地元の一定の収益、活性化にはつながっているというふうに思っているところでもございます。

そういったことをしながらですが、人口が減少してきた要因、そういったものを少しお話を私のほうからもさせていただきたいというふうに思います。

こちらは、やはり出生数、子供ですね、生まれる数が年々減少してきておりまして、それに反して、死亡される方々の数が、この生まれる人たちの数、子供たちの数を上回る、そういった自然減とこちら言いますが、これが続いている、こういったことがあります。

そして、もう一方は、先ほど来お話にも出てきている、やはり宿毛から出て行く、転出をする人が転入をする人たちの数を上回る、社会減といいますが、こちらが続いている、この2つということでございます。

これらの原因といたしましては、婚姻、やはり結婚する件数の減少や妊娠・出産する人が減少していること。また、進学や就職などを機に市外に転出することで、若い人たちが減少してきていることなどが考えられるところでございまして、先日も高知新聞を見ていると特に若い女性が残っていない。

残っていないと、若い女性が結婚して子供を産んで育てるという形の中で、若い女性たちが残れるようなまちづくりをしないとなかなか増えないんだよと。

今、住んでる人たちの出生率だけ上げても、元々に住んでいる若い女性がいないと、どうしても数は伸びないよねといったようなお話も載っていたところでございます。

このような原因に対しまして、宿毛市では、出会い・結婚を希望する方や妊娠・出産を希望する方への支援、子育て支援に取り組んでいるところでございまして、今後も、様々な施策によりまして、自然減を減少させようと努めているところでございます。

そういった形の中で、いち早く保育料の2人目の子供から無償化にしようとか、あと副食費ですが、保育園の子供たちの副食費を独自に無償化しようとか。そして、私が市長になってからの施策としましては、中学校までだった医療費の無料を18歳、学校で言いますと3月までということ、高校卒業まで無料化にしようとか、いろいろな施策も打ってきています。

また、奨学金の返還についても、宿毛市に在住して、こちらから仕事に通ってもらえる、そういった人たちに対しては、大学とかに行ったときの奨学金を一定額返していこうとか、そういった施策も出させてもらっているところでございます。

また、社会減を減少させるため、先ほど話ありましたが、女性が働きやすい、そういった仕事が必要だろうということで、事務系企業の株式会社ベネフィット・ワン、こちらを本町の方に会社を構えていただいておりますが、こちらの誘致もさせていただきました。

そういったことで、働く場を確保することで、若い方の転出抑制やUターンを促しまして、転入者の増加のため移住施策に取り組むことで、最近の5年間を見させていただきますと、社会増、要するに、出ていく人と入ってくる人を比べると、やっぱり出ていく人の方が多いです。

ただ、その社会減の人数、それは減少を少し

ですがしてきている、そういったところでございます。

移住者の数もここ8年、私就任後は、以前と比べると、倍増をさせていただいているようなところでもございます。

今後も、非常に厳しい状況ではありますが、そういった細やかな施策を積み上げながら、対策をとっていきたいというふうに思います。

やはり一発逆転するような、1,000人とか5,000人規模みたいに、2,000人、5,000人とかという規模の移住者を迎えるような施策というのを、かなり市民の方々が望んでおられる、切望しているような、そんな声も聞きます。

いろいろな施策を打っていますが、正直言いますと、よそが迷惑だから来ないでくれというようなものを呼ばない限りは、非常に難しいような状況でございます。

そういった形の中で、市民の方々に納得していただける形の中で、しっかりと人口増につながるような、経済を回していけるような、そんな施策を、これからも積み重ねていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 今、答弁をいただきました。ありがとうございます。

人口減少するということによって、本当に産業、雇用、介護や福祉、地域生活を営む上で大変な影響が出ておる。そしてまた、市長におかれましては、子供の教育費、医療費の無料化の問題をはじめ、移住政策、あらゆる対策を講じておると思いますけれども、なにせ人口の数として、人口が減っておるこの宿毛市の現状、先ほど言いましたように、宿毛市だけではなく、日本各地、北海道から沖縄まで各地でこういう問題が起きておるということについて、やはり

国の政策なり、そういうものが間違っておるんじゃないかなという危惧さえするわけでございます。

そういった面で、原因について、もう一度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 再度お答えをさせていただきます。

やはり、いろいろな原因があると思います。過去特に戦後日本においては、人口がガーッと増えてきています。高度成長期に、人口は一気に増えてきた。

これの反動があったのも事実だと思いますし、また、そういった形の中で、日本の国にとって、どのぐらいの人数が適正なのか、こういったものは、私の方ではわかりかねるところはあるんですが、ただ人口が減ってくると、当然、経済も縮小をしてきます。

また、現在持っているインフラ整備、特に宿毛市の場合、公共施設、こういったものがオーバースペックとなって、先日も陸上競技場で、非常に皆さん方にも御心配をかけたところでございますが、維持管理すらできなくなっている、そういった現状もございます。

そういったものを整理しながらやっていかないといけないんですが、そういった形の中で、国の政策が正しいか間違っているか、これについては、私の方としては、言及する立場にないとは思いますが、いま一度、さらに前向きな施策というものは、国におきましても必要だろうなということ、この宿毛市をあずかる市長として思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 11月26日ですかね。市長選挙を控えて、なかなか言いにくい部分もあろうかと思えますけれども、やはり市民

が心配するのは、このままでは宿毛市がなくなるんじゃないかという心配でございます。

そういった面で、人口減少を食い止めますと大声、大見えを切った市長でございますので、ぜひとも大胆な行動・政策をとっていただきたいと思えます。

この問題、本当に市民生活に大きな影響が出るということで、私たち議員だけではなしに、執行部だけの問題ではなしに、全市民の問題であるというふうな認識をいたしておりますので、市民の皆さんにおかれましても、この問題について、しっかりと受け止めていただきたいというふうに思えます。

次は鶴来島の活性化と今後の取組、そして戦争遺跡の利活用について、お伺いいたします。

これまでの質問と重複することがありますが、よろしく願いをいたします。

鶴来島の人口は、現在20人くらいでございます。年齢的にも80歳を超える人が多くなっています。人口的に見れば、最高におったときと比べると比べて、大きく減少しており、現在では、先ほど申し上げましたように20人ぐらいになり、約20分の1まで減少し、宿毛市で最も人口の減った地区となっております。

子供の声は全く聞こえません。まさに宿毛市の中で、最も少子高齢化が進む島であります。

私たちは、島の山頂にあります戦争遺跡について、これまで15回におよび、調査活動を行ってきました。

こうした調査活動を基にしながら、これまでも、この議会において何点が質問した経緯がございます。

島にあります戦争遺跡について、文化財として保護していくことを考え、鶴来島を元気にする起爆剤の一つとしなければならないと考えます。

これまで、いろいろと教育長にお伺いいたし

ておりましたが、今回は、市長としてどのように考えているのか。今後の取組について、どのようなものを行わなければ、どのような取組をしなければならないと考えているのか、所見についてお伺いいたします。

鵜来島の現状をどのように捉え、今後どのような対策が必要であると考えているのか。

併せて、戦争遺跡の活用についても、どのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

鵜来島の人口は、令和5年9月1日現在で27名となっております。実際、島で生活している人は、これよりも少ないのかなというふうに思っているところでございますが、そのほとんどの方が60歳以上で集落機能の維持が困難となりつつありまして、大変厳しい状況であるものと私も認識をしていますし、島にも年に何回か行っていますので、つぶさにその現状を見ているところでございます。

一方、鵜来島は沖の島とともに、高知県唯一の有人離島でありまして、釣りやダイビングなどのマリンスポーツに加え、景観などの観光面や文化面で多くの魅力ある地域資源を有しておりまして、観光や水産業の振興を図る上でも、宿毛市にとりまして、大変重要な、そういった地域となっているというふうに考えているところでございます。

私といたしましては就任当初から申し上げてきたとおりでございますが、これらの地域資源を積極的に活用することによりまして、鵜来島の地域振興を図り、宿毛市の発展へとつなげていかなければならないと考えております。

具体的には、宿毛市振興計画と第2期宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、沖の島・鵜来島に特化したPR活動を展開する

沖の島・鵜来島における交流の促進を事業として位置づけ、その実現を目指しているというところでございます。

今後の取組につきましては、集落機能の維持と交流促進事業の推進が、大きな柱になるものと考えております。

集落機能の維持につきましては、集落活動センター鵜来島との連携や集落支援員の継続配置によりまして、その支援に努め、交流促進事業の推進につきましては、地域のニーズを把握していく中で、関係者との連携を図りながら事業の実現を図ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的に何をするかというと、非常に難しいところはあるとは思いますが、やはり地域の方々が一丸となって、同じ方向を向いて、この観光施策も取り組むべきだというふうに思っているところでございます。

そういった形の中で、行政として何ができるのか。また、行政がどこまで入り込んでいって一緒に取り組んでいけるのか、そういったものをしっかりと見極めて、行っていかなければならないと思っているところでございます。

戦争遺跡の活用につきましては、その文化的な価値を、観光資源として活用できないか模索するとともに、定期船待合所に竜頭山戦争遺跡の案内看板の設置をいたしたところでございます。

残念ながら、旅行会社によるツアー造成には現在至っておりませんが、その文化的価値から、歴史観光や観光庁が推進する観光教育のルートの一つとしても活用できるんじゃないかと、そのように考えているところでございます。

今後も教育委員会と連携をいたしまして、歴史的な価値を共有する中で、戦争遺跡の観光資源としての活用を引き続き検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 住民あつての観光振興だというふうに思う。このことについては、一致をするかなという思いがするわけでございます。

どうか地域資源の活用、鵜来島にあるこの戦争遺跡を本当に一つの財産として、宿毛市の財産、島の財産として活用していく、この気概を教育委員会と連携しながら取り組んでいただきたい。強く求めるところでございます。

今、市長が言われます、本当に大変なときでございます。これまで人口減少、本当に悪いほうばかり続くわけでございますけれども、そういった面で、市民にとって市民生活を営む上で、大変な大きな問題ではございますので、市長として、真正面から取り組んでいただきたいことを強く求め、これについての質問を終わります。

次は、会計年度任用職員の処遇改善についてであります。

職員の処遇改善については、これまでもこの議会で大きな問題となり議論されてきました。

早いもので、2020年に現在の会計年度任用職員制度が始まって、早くも3年が経過いたしました。

会計年度任用職員の数は、全国で約60万人と言われております。

会計年度任用職員の問題は、宿毛市だけの問題ではなく全国的な課題でもあります。しかし、私自身、あまりこの問題について認識がなく恥じております。

現在ほど、職員の働き方改革が叫ばれているときはありません。まさに同一労働であり、同一賃金であります。正職員には、6月には夏のボーナスが支給されており、当然、私としては、会計年度任用職員についても同じで、夏のボー

ナスが正職員と同じく支給されたものと思っております。

そこで、会計年度任用職員について、いま一度、私なりに勉強したいというふうに思います。詳しく説明を求めます。

併せて、宿毛市はどのような状態に置かれているのか、大変に気になるところでございますので、お伺いいたします。

宿毛市の現状について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度は、議員おっしゃられたように、令和2年4月1日より導入されている制度でございます。

本制度の創設された背景といたしましては、各自治体によって、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用や勤務条件等に関する取り扱いがまちまちであったものに対して、統一的な仕組みで整理を行う必要があるのではないかとということで、新たに会計年度任用職員制度が創設されたものでございます。

この制度による会計年度任用職員の任期は、1会計年度内の4月1日から翌年3月31日までの範囲内で、非常勤の地方公務員として任用をされるものでございます。

また、会計年度任用職員は、常勤職員と勤務時間が同じフルタイムと常勤職員より勤務時間が短いパートタイムに分けられ、支給対象となる手当などに違いがございます。

具体的には、フルタイム会計年度任用職員は、給料、期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当などが支給されます。また、パートタイム会計年度任用職員には、報酬、期末手当、時間外手当に相当する報酬、費用弁償として通

勤手当相当額などが支給されるものでございます。

なお本市の9月1日現在の会計年度任用職員の雇用状況ですが、フルタイム会計年度任用職員が61名、パートタイム会計年度任用職員が46名の合計107名を任用しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） フルにせよパートにせよ、107名の皆さんが会計年度任用職員として働いておるとい現実でございます。これは、全職員の半分ぐらいじゃないかなという気がするわけですがけれども、違いますかね。

割合、3分の1の方が、勤手当は支給されていないということですね。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えします。

先ほど答弁いたしましたように、期末手当のみで勤手当の方は支給しておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 再質問をいたします。

宿毛市の中で107名という、いわゆる、全職員の3分の1が、昔の臨時の職員ということでございます。そういった面で、大変大きな問題、全国で60万人と言いましたけれども、宿毛市で107名。

先般の国会で、職員の働き方改革に関し、同一労働・同一賃金を含み地方自治法が改正されました。市長として、今回の地方自治法の改正について、どのように受け止めて、どのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、私のほうで回答させていただきたいと思っております。

地方公共団体の会計年度任用職員の処遇におきましては、これまで勤手当の支給は、制度設立時、国において期末手当の支給を優先する等の理由から、勤手当については支給しないことを基本としつつ、これは継続した検討課題とされてきたところであります。

その後、国の非常勤職員においては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤手当が支給されていること。また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が、全国的にも定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取り扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、今回の地方自治法の改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に対して、勤手当を支給することが可能となったものでございます。

一方、フルタイム会計年度任用職員については、会計年度任用職員制度が導入された令和2年度から、地方自治法の規定により、法律上では勤手当の支給が可能となっていましたが、総務省により示された会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというのがございまして、こちらにおいては、フルタイム会計年度任用職員に対して、勤手当を支給しないことを基本とするとされておりまして、本市におきましても、この総務省マニュアルに基づいて対応をしております。

この点については、今回の地方自治法の改正により、パートタイム会計年度任用職員について、勤手当の支給が可能となることに併せて、総務省マニュアルも、今回、改訂される予定ということでございます。

そのマニュアルに沿って、令和6年度からフルタイム会計年度任用職員に対しても、対象となる職員に適切な勤手当を支給することが通知をされている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 引き続きまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

職員の処遇改善についてでございますが、人材確保や職員の意欲向上などの効果が見込まれまして、ひいては行政サービスの向上、そういったものにも資する大変重要なことだというふうに考えております。

また、先ほど、人口流出の話がありましたが、特に若い女性が宿毛で働いてもらうためにも、こういった考え方が必要だというふうに思っているところでもございます。

本市といたしましても、総務省マニュアルの改訂内容や先ほど少し御説明ありましたが、この内容や、県、他市町村等の状況も踏まえまして、先ほど勤勉手当の話がありましたが、そういった制度に沿った運用を、しっかりとしていかなければならない、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 再質問いたします。

総務省のマニュアルではなしに、地方自治法が改正されたわけですので、地方自治法に沿った形で取り組んでいただきたいというふうに申し上げて、質問をいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

先ほども説明をさせていただきましたように、地方自治法については、できる規定ですので、そのできる規定をどのように活用するかは、市町村の判断になるということがございます。

ただ国としては、まず期末手当、次に勤勉手当をしていこうと。今回、トータル的に期末手当、勤勉手当についても、出していこうという

ことですので、先ほど市長の答弁に、国の趣旨に沿って対応もしていきたいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 最後の質問になりますけれども、職員の働き方改革、特に会計年度任用職員の処遇の問題を解決するには、市長の政治的判断が求められます。

先ほど、市長が申し上げましたように、職員のモチベーション、そして市民サービスの向上につながるものと考えております。

日頃より、職員を大事にする中平市長であります。決断を求めて、質問を終わります。

そして、先ほどの質問に関連いたしますけれども、当該の職員組合から、今回の改正を受けて、要求書が届けられておると思いますが、この要求書について、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その内容につきましては、確認をしたところ、そういった趣旨に沿って、しっかりと運用してくれということでございますので、先ほども申しましたように、制度の趣旨に沿った運用を、しっかりとしていくということでございます。

勤勉手当のほうも出すべきだといった趣旨だと、そういったお話できてますので、趣旨に沿って、運用をしていきたいといった答弁と理解していただいても構わないと思います。

以上です。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 以上で、今回、私が質問をしようとする3点についての質問を終わりますが、人口減少問題、そして職員の処遇の改善の問題、臨時職員といいますが、そういう



ほうが市民の皆さんに分かりやすいと思いますけれども、会計年度任用職員の処遇の問題、人口減少の問題、改めて、強い市長の政治力を期待をし、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします

午後 1時58分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時09分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回大きく分けて2点。まず防災の観点で、宿毛市事前復興計画について。次に、産業の観点で水産業支援について、質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

では、まず1番項の宿毛市事前復興まちづくり計画について、質問していきたいと思います。

過去の大規模災害では、復興に時間を要してしまったことで、企業や住民は早期再建のために町を転出していき、地域の活躍が失われてきました。

そのため、宿毛市ではこの教訓を踏まえ、南海トラフ地震被災後に想定される地域課題に関して事前に検討を行い、市民との協働により、復興後のまちづくりを計画し早期復興につなげていく。この取組が事前復興まちづくり計画ではございますが、そこで質問です。

計画の現在の進捗について、お伺いいたします。

よろしく願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 浦尻議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

南海トラフ、震災とありますが、最近では南海トラフ沿いのというふうな言葉をよく使われていますので、その言葉を使わせていただきたいと思います。

南海トラフ沿いの大規模地震が、30年以内に発生するといった確率は、70から80%と今、言われておりまして、最大クラスの地震が発生した際には、宿毛市におきましても、甚大な被害が生じることが想定をされているところでございます。

この南海トラフ巨大地震による揺れや津波は、市民の生命を脅かし、住まいやなりわいの場を奪い去るため、まちの復旧・復興までに、長時間を要する可能性があるということでございます。

東日本大震災では、被災後の復旧・復興が長期化をいたしまして、浦尻議員も御存じのことだと思っておりますが、人口減少や活力の衰退を招く地域が見受けられまして、その要因の一つとして、復興後のまちの姿に対する住民の合意形成に時間を要したことが挙げられているところでございます。

そのため、南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した際に、速やかな復旧・復興の実現を図るため、復興の手順や復興後のまちの姿を事前に検討するといった、事前復興の取組が重要となっているところでございまして、宿毛市は、先ほど少し御紹介ありましたかね、宿毛市の事前復興まちづくり計画、こういったものに取り組んでいるところでございます。

私も、平成15年に市議会議員にならさせていただきました。当時は、南海トラフの地震のことも、ほとんど議場でお話をする議員さんもいませんでしたし、職員もそんなに、そういった話題が出ていなかったときでございます。

自分は海の仕事をしておりましたので、この津波の問題に対して、一般質問等を通して、当

時の市長に考え方を問うたことでございました。

当時は議会の中からも、そのことに対して非常に応援する言葉もあれば、一部の方からは時間の無駄遣いだと。地震なんか起こらない、津波なんか来やしないと、まだそういった認識を持った方が多いような、それは議会だけじゃなくて宿毛市全体がそういった形でした。

その後、地震があったりして、津波警報が出ると、当時、同僚でもありました、お父さんの浦尻組合長とともに沿岸部を回って、仕事をしている方々に避難を呼びかけたこともありました。

そういった際には、漁民の方から、津波が来なかったらどうしてくれるんだと。仕事を休ませて補償してくれるのかと。そういった厳しい御意見もいただくような、そんな時代でありました。

その後、平成23年に東北の震災が起きて、あれから、やはり皆さんが津波の脅威っていうものを映像で見ましたので、皆さんの意識が一転したところでございまして、それから、急速にこの宿毛市、高知県のそういった災害に対する、防災に関する機運が高まってきたというふうに自分は理解をしているところでございます。

私も、東北の被災地を訪れました。現在、市長になってからは3回ですか、それまでも2回行っています。

東日本大震災には、その凄まじい被害の爪痕や、そして震災後の復興の姿を目の当たりにいたしまして、事前に災害被災後の町のイメージを描いておくことの重要性について、今まで以上に思いを強くしているところでございます。

現在の進捗状況を少しお話をさせていただきますと、宿毛市事前復興まちづくり計画作成業務委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定を行っております。

そして、今年の6月1日に委託業者と契約を

締結したといった状況でございます。

その後、本計画の策定に関連する地域防災計画、宿毛市振興計画などの各種計画や人口、産業、災害リスクなどの基礎データを確認の上、協議を重ねまして、現状整理や分析を行っているところでございます。

8月には、課長補佐級をメンバーといたしました庁内の検討組織を立ち上げまして、調整会議を開催し、計画策定の目的と今後の計画策定に向けたスケジュールなどの共有を行っているところでございます。

これから、宿毛市の沿岸地域4ブロックに選定をいたしまして、そちらに来年度から入っていきたい、そのように思っているところでございます。

地区長連合会の方々にも、しっかりとお話をさせていただいているところですが、これ、かなり、その地域の住民の方、市民の方に決断を迫るような内容にもなろうかというふうに思います。

東北に行けば目の当たりにすることですが、以前住んでいたところに津波が来た後には、家を建てることができない。そういったことを条例等で縛って、その結果、高台への移転もしくは建て替え、そういったものに進めていくといったような状況、スケジュールを組んでいかなければなりません。

どこでどういうふうな形でそのエリアを選定していくのか、そういったお話も地域の方々としっかりと話をしながら、また地域の方々がどちらへ移転をしたいと思っているのか、そういったこともしっかりとお話を聞きながら、いろんな意味で身を切るようなお話をしていかなければならないというふうに思っております。

また、今住んでいる方々がもし高齢であれば、その方々が高台に移転するといっても、移転費用が全て公費で賄われるわけでは当然ござい

せん。その方が住んでいる土地、建物、その評価額に応じて、一定のお金が支給されます。

ただ、そのお金で高台に移転できる方々というのは、ごく一部の方だというふうに思います。そういった方々をしっかりと支えることができるような、そんなまちづくりを事前復興まちづくり計画で、しっかりと明記していきたいというふうに思っておりますし、この計画を進めるに当たってインフラ整備もしてまいります。

このインフラ整備によって、これからのまちの未来予想図をしっかりと市民の皆さんと共有していきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 市長、御答弁ありがとうございます。

先ほど、少しお話いただきましたが、それでは、今後予定しております計画推進のスケジュールについて、御答弁をいただけたらと思います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

本計画の策定は、今年度から令和7年度までの3か年で行う予定でございます。

まずは、計画の策定に当たり、市民の皆様が大規模災害発生後の住まいやなりわいの再建等を、どのように考えているかを分析することが重要になることから、来月、アンケート調査を実施いたします。

調査方法は、市内2,000名の方を年代別に配慮しつつ無作為に抽出し、調査票を送付するとともに、宿毛市公式ラインを活用して、ウェブによるアンケートを併せて行うことにより、幅広く市民の皆様から、自宅の災害リスクや災害発生から復興までの生活、住まいやなりわい

の再建、また復興後のまちづくりなどについて御意見をいただき、今後の計画策定に生かしていくことといたしております。

今年度は、調整会議の開催や平成30年7月豪雨災害の災害復旧に携わった職員の知見を活用するためのヒアリングであるとか、若手職員を対象としたワークショップなどを実施しながら、復興手順書や復興パターンなど来年度からの市民の皆様との検討会に向けた素案の作成を行ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

まずは、直近として重要と考える市民の大規模災害発生後の暮らしについて、考えを分析するために、調査票と宿毛市の公式ラインでアンケート調査を行って、頂いた御意見を今後の計画に活かしていくということだと思いますので、ぜひ市民の声を計画に活かしていただければと思います。

それでは、次の質問に移っていきます。

先ほどお答えいただきました計画、先ほど、市長のほうでちょっとお話がございましたが、よりよいものとするために、市民への計画の進捗報告や、内容の周知を行う機会があるほうがよいとは考えますが、地域への計画の進捗報告、周知について、どのようにお考えでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

計画の策定に当たりましては、市民の皆様との意見交換会や大規模災害発生後の復興に対するイメージの共有が必要不可欠となっております。

そのため、令和6年度からは、まずは沿岸部を4ブロックに分けて地域検討会を開催する予

定としており、素案をお示ししながら、ワークショップ形式で検討を重ね、計画を練り上げていく予定でございますので、そういった機会を通じ、また、広報等で市民の皆様に進捗の報告や周知を図っていくことで、復興後の宿毛市のまちづくりのイメージを市民の皆様と共有していくことができるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

今回の計画策定には、多くの市民の思いが関係してくると思いますので、非常に根気があることだとは思いますが、ぜひよい形で進めていただければと思います。

また、12月の一般質問で、6月の定例会の一般質問で御答弁いただいた内容と併せまして、進捗を聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

2番項の市内水産事業者への支援について。

去る8月24日、福島第一原発処理水の海洋放出によって、中国への日本産の加工品を含む水産物の輸出が全面停止となりましたが、まずは、宿毛市内の水産事業者への影響をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市内水産事業者への影響についてですが、市内養殖業者、水産加工業者につきましても、中国へ水産物を輸出している事業者があることを確認しております。

現時点では、対象事業者への影響については限定的なものと考えておりますが、輸出全面停止が長期化すれば、影響は大きなものとなると

考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。それでは、今の御答弁に対して再質問をいたします。

そういった影響が、今のところはないとは思われますが、もし何らかの影響が事業者に対してあった場合、宿毛市としてはどのような支援をお考えでしょうか。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、浦尻議員の再質問にお答えいたします。

まずは、漁協や事業者に対し、定期的に状況の聞き取り調査を実施するとともに、先日、国から追加支援として、水産物加工施設の整備や輸出先の開拓に対する補助事業などの具体的な支援策も発表されましたので、高知県とも連携する中で、補助事業の内容の検討や周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移っていきますが、同じように、今回、養殖飼料の高騰というものが問題とはなってきましたが、そういったものに対して、宿毛市の主幹産業である水産業を支えるため、宿毛市や国、県も含めて、どのような支援を行っていくのか、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、浦尻議員の再質問にお答えいたします。

養殖用の飼料の高騰による支援についてですが、国や県の補助事業であります漁業経営セーフティーネット構築事業において、漁業者の飼料高騰や燃油高騰への補助金が交付され

ておりますので、漁協とも連携し、漁業者に対し制度の周知を図ってまいります。

宿毛市の支援の取組としましては、市内の農林漁業者に対して、飼料費、燃料費の高騰分を支援するため、令和4年の対象経費に経費率を用いて算出した額の90%、上限50万円を給付する宿毛市農林漁業者電力等価格高騰重点支援給付金事業を実施しております。

10月31日まで受け付けいたしておりますので、まだ申請されていない方につきましては、ぜひ申請していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。そういった制度を利用していただければと思います。

最後の質問に移っていきます。

3番の水産業振興ICT技術の導入についてです。

先日、私の所属する産業厚生常任委員会にて、愛南町の次世代型水産振興ネットワークシステムについて、行政視察を行ってまいりました。

愛南町では宿毛市と同じように、全国でも有数の養殖産地となっておりますが、漁業者の高齢化と後継者不足、海水温の上昇や魚病、魚の病気ですね、赤潮発生などの漁業環境の変化、そして先ほどの質問でもありましたが、燃油や飼料の価格高騰など、宿毛市と同じような課題に直面しておりました。

それらを解決するため、愛南町のほうでは、業務の効率化を目指して、養殖漁業の現場にICTシステムを導入しております。

システムの詳細については割愛させていただきますが、このシステムは、漁場の水質監視を行う水域情報可視化システム、生産力強化を行う魚健康カルテシステム、人材の育成を行う水産業普及ネットワークシステムで構成されてお

り、愛南町の水産業に関する業務の改善や効率化を担っております。

ここで質問とはなりますが、宿毛市では、こういった水産業を支援するICTの利活用が遅れているとは思いますが、導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、浦尻議員の質問にお答えいたします。

宿毛市の水産業振興ICT技術導入の取組ですが、愛南町で実施されている次世代型水産業振興ネットワークシステムについては、今後のICT化の取組において、大いに参考とさせていただきます。

高知県でも、海水温や赤潮発生情報などの漁業操業に役立つ情報やこれまで県が蓄積してきた海洋データなどの情報を一元的に発信するシステムのナプラスが、令和5年1月から運用が開始されICT技術の導入が進んでおります。

このシステムは、漁業者に限らず、どなたでも利用することができ、水産業に関する様々なデータを、パソコンだけでなくスマホやタブレットからも手軽に閲覧することができます。

なお、宿毛市内におきましては、宿毛漁業指導所が、海水温や赤潮、貝毒プランクトンの発生情報等の調査を行う役割を担っております。

令和6年度には、宿毛漁業指導所が希望ヶ丘敷地内へ庁舎移転となりますので、市としましても、より一層、県、漁業指導所と連携しながら、ICT化を含め漁業者のためとなる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。1点、再質問をさせていただきます。

先ほど、愛南町のICTを構成する三つのシ

システムをお話しましたが、人材の育成を行う水産業普及ネットワークシステムの中で、魚食教育の取組を行っております。

今後の担い手の育成、また進学や就職で、一度、市外に出た方のUターンの促進、そういった観点からも、愛南町のような形でICTを活用して、魚食教育に力を入れてみてはどうかというふうに考えますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、浦尻議員の再質問にお答えいたします。

宿毛市の魚食教育の取組についてであります。毎年市内の小中学生を対象として、魚に触れて漁業について学んでもらい、魚食文化や漁業に関心を持ってもらうため、すくも湾漁協、給食センター、宿毛漁業指導所と連携し、食育事業として実施しております。

当事業は、マダイやキビナゴなどの地元の魚を使用して調理実習を行い、実習後は宿毛市で行われている漁法や宿毛湾に生息している魚種、養殖されている魚種などについて学習し、地元水産業に対する理解を深めるものです。

また、学校給食にも養殖ブリなどの地元の魚や農産物を優先的に使用し、食育事業を推進しております。

今後は、宿毛市においても、より積極的にホームページやインスタグラム、フェイスブック等のSNSを活用し、宿毛市の水産業について情報発信を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 御答弁ありがとうございます。

今回は水産業についてのみ質問いたしましたが、突如として起こる世界情勢や環境変化等による影響を緩和するための経営支援、情報の収

集、発信、共有を支援する情報支援、そして今後、担い手の育成やUターンの促進は、持続可能な地域産業をつかっていく上で、重要になってくると考えますので、積極的な推進をよろしくお願いいたします。

今回、2つの観点から質問して分かりましたが、私もまだまだ知識不足ですので、積極的に知識を吸収して、勉強を進める必要があると感じましたので、緩むことなく努力を続けていこうと思います。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時47分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

5番東 新君。

○5番（東 新君） 議員番号5番、東でございます。今回も誠実に、まっすぐに取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、市道、河川の維持管理について御質問させていただきます。

1つ目、山北地区の河川の山北川について御質問させていただきます。

山北川の一部が崩れ、やっとな災害復旧工事の対応が開始されるとのことですが、どのような形で復旧されるのか、また事業費はどのくらいかかるのかを、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、東議員の質問にお答えいたします。

山北川におきましては、本年8月に災害査定を受け、採択を受けたところであり、現在、発注準備をしているところでもあります。

復旧工法につきましては、ブロック積みで復旧する計画としており、事業費は約900万円となっております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ここは水田に隣接している場所でもありますので、地権者をはじめ、近隣の方々とはよく話し合った上で進めていただきたいと思います。

次に、大深浦地区の河川の大深浦川について、御質問させていただきます。

こちらは、昨年、災害復旧で直されたと聞いておりますが、現在、ブロック背面に隙間ができ、上段部分にパイプがむき出しになっている場所があり、排水機能も低下しているように思いますが、復旧に関してどのように考えられているのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

大深浦川につきましては、ブロックの背面に隙間ができており、土砂を入れ応急対応とし、経過を見ながら状況により対策を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 確かに土砂を入れることで、応急の対応はできると思いますが、地域住民の方々に対して、しっかりと説明をしていたら、早急に抜本的な対策を練るべきではないかと思っております。

続きまして、小筑紫町栄喜の河川のオワイダ

川について質問させていただきます。

こちらの川も崩れている箇所があり、災害復旧工事にて対応されると伺っておりますが、どのような形で復旧するのか、また事業費はどのくらいなのかをお答え願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

小筑紫町栄喜地区のオワイダ川におきましては、本年8月に災害査定を受け、採択を受けたところであり、現在、発注準備をしているところでもあります。

復旧工法につきましては、ブロック積みで復旧する計画としており、事業費は約450万円となっております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 地域の方々の不安を一刻も早く取り除くと同時に、施工ミスがないように行っていただきたいと思います。

それでは、市道の質問に移らせていただきます。

本町地区の土居ノ後本町線について、御質問させていただきます。

こちらは、本町2号線と土居ノ後本町線との交差部分が見づらく、事故も起きているというように聞いております。私も時折、この道を利用させていただいておりますが、登校時に利用されている児童も見受けられることから、カーブミラーを設置するべきではないかと考えていますが、市はどのようにお考えになられているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

本箇所のカーブミラー設置ができないかとのことでありますが、設置につきましては、要望

箇所の中から優先順位をつけながら、交通安全対策工事において設置をしております。

以上であります。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 先ほどの質問の中でも述べましたとおり、実際に事故も起きていると聞きますので、早期に検討すべき箇所ではないかと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

6月議会でも一般質問させていただきました、地産外商の外商部分を、違う角度から今回も質問をさせていただきます。

宿毛市推奨品認定制度についてでございますが、まず、制度の設立に至った経緯、趣旨について、御教示願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、東議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市推奨品認定制度とは、宿毛市で生産または製造、もしくは加工される食品を推奨することによって、宿毛市産品の品質向上を推進し、消費者の認知、理解及び信頼を高め、その普及及び販路の開拓を図り、宿毛市の産業振興に寄与することを目的としまして、平成21年5月に、宿毛市推奨品認定要綱を制定しております。

現在、宿毛市推奨品は21事業者、40品目が認定品として登録されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 推奨品は21事業者、40品目が認定品として登録されているとのことですが、推奨品の推奨基準、申請要件はどのようなものなのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

推奨基準としましては、品質が優秀であるこ

と、市場性が十分にあること、適正な価格であること、他市町村の類似品と比較して遜色がなくまたは優れているものであること、郷土色の豊かなものであること以上5点を定めております。

また申請要件としましては、生産または製造、もしくは加工の工程が市内において施された食品であること。原則として、一般日常生活に関係の深い製品で、常時、市販されているものであること。他の特許品または登録品の模倣品でないこと。生産・販売等、営業に係る関係法令に違反しないものであること以上4点を定めております。

これらの基準、要件をクリアしたものを、宿毛市推奨品として認定しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 大変分かりやすい説明でありました。

ただいまの答弁の中の4つ目に関連する質問をさせていただきます。

認定後のサポートの必要性についてでございます。

近年、原材料表記や成分表、食品表示法、健康増進法、JAS法、食品衛生法などの一部が改正されたことにより、宿毛市が認定しております推奨品のうち食品表示に該当しない物が出た場合、そのような事業者へのサポート体制はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

食品の表示については、食品表示法に定められており、具体的な表示のルールは食品表示基準で規定をされております。

食品の製造者、加工者、輸入者、販売者は、この基準を遵守することが義務づけられており



ます。

この食品表示は、消費者への情報提供や安全の観点から基準の改正がその都度行われておりますので、市でそのような情報を入手した際には、推奨品事業者へ周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 本来は保健所が管轄しなければならないということ、重々承知しておりますが、宿毛市は零細企業、個人事業主ともに多いことから、気づかない、気づけない事業者も今後出てくる可能性があるのではないかとこの思いから、今回の質問をさせていただきました。

チャンスをつかむためには、事前の準備が非常に大切だと思います。こういうことの積み重ねが宿毛市の産業振興につながり、ひいては販路の拡大につながっていくのではないかと考えます。

ですので、市でそのような情報を入手した際には、推奨品事業者へ周知を図るとともに、事業者が望む場合には、関係機関への取り次ぎなども行っていただければと思っております。

それでは、宿毛市の推奨品制度に続きまして、今度は国の制度であります、地理的表示保護制度の活用について、質問させていただきます。

地理的表示保護制度とはどのようなものなのか、御説明願います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、東議員の一般質問にお答えいたします。

地理的表示保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で、長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を地域の知的財産として保護する地理的表示法（特定農林水産物等の名称の

保護に関する法律）に基づく登録制度です。

この制度によって、地域の自然や気候、伝統などの条件が育んだ品質や味、香りなどの特徴を持つ農林水産物や食品を保護し、地域製品のブランド力を高めるとともに、外国との相互保護や模倣品対策の充実が図られるものとなっております。

例えば、夕張メロンや特産松阪牛、高知県においては物部ゆずが登録されておりますが、地理的表示保護制度によって、その名称を独占的に使用しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 高知県の物部ゆずをはじめ、令和5年7月20日時点で132製品が登録されております。

そこで、私は地域の知的財産としての保護と、販路拡大を目指すにあたり、宿毛市の農林水産品や推奨品認定制度登録商品などに、今後、この制度を活用することを検討すべきではないかというふうに考えておりますが、市としての見解をお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、東議員の一般質問にお答えいたします。

まず、地理的表示保護制度の登録申請者は、生産業者もしくは加工業者の組織する団体である必要があります。

申請にあたり、地域で話し合いをし、名称、生産地、特性、生産の方法、生産地との結びつき、生産実績等、その製品が満たすべき基準を策定することとなります。

また、制度の趣旨としまして、製品の保護のほか、日本の特産品を国外へ輸出することを促進するものであることから、登録対象は、現在、輸出している製品や国外へ販路が期待されるものが推奨されるものと考えます。

現在、宿毛市で国外に輸出している特産品は、マグロやブリなどがありますが、宿毛市独自の名称を定めておらず、また生産者によって統一の基準がないため、登録申請する際には、生産者団体の設立と基準の策定が必要となります。

したがって、今後の生産者との関わりの中で、制度の必要性を検討してまいります。

また、宿毛市独自の産品としまして直七がありますが、制度を利用した国内、国外への販路拡大については、生産量の観点から慎重な判断が必要なため、今後の生産計画を見据えながら関係者と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 今、答弁いただきましたマグロやブリ、直七以外にも、宿毛小夏しかり、文旦などは県単位で申請することもできます。

また、丸太や材木の製材などの林産物が区分されている第34類などもありますので、幅広く各関係機関と制度の必要性を協議していただければと思っております。

それでは、最後の項目に移らせていただきます。

前回6月議会では、ファミリーサポートセンター事業について質問させていただきましたが、今回は、病児・病後児保育事業について、御質問させていただきます。

まずはじめに、病児・病後児保育事業とはどのようなものなのか、御教示願います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、東議員の一般質問にお答えいたします。

病児保育事業の概要ということですが、病児保育事業とは、保護者が労働もしくは疾病、その他の理由により家庭での保育が困難な場合に、病気にかかっている児童を病院や保育所等において、一時的に保育を行うという事業です。

未就学児だけでなく、小学生も対象となる事業となっています。

この事業は、大きく4つのタイプに分かれておりまして、1つ目は、児童の病気が回復しておらず、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、病院や保育所等に付設された専用スペースで、一時的に保育をする病児対応型。

2つ目は、児童の病気が回復しているものの、集団保育ができるほどの状態でない場合において、病院や保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育をする、病後児対応型。

3つ目は、朝、元気に登園した児童が保育園で微熱を出すなどの体調不良となった場合において、保育所等に付設されている保健室等で、保健的な対応を図る体調不良児対応型。

4つ目は、看護師等が病気の子供のいる自宅に訪問して、一時的に自宅で保育を行う非施設型となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 子育て世代としましては、大変すばらしく必要な事業だと思っております。

続きまして、利用希望者数について、御質問させていただきます。

我が宿毛市で、この事業の利用を希望されている方はどの程度いらっしゃるのか。市として把握出来得る限りで結構でございますので、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、東議員の御質問にお答えいたします。

第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、平成31年1月から2月に行ったニーズ調査では、できれば、病児・病後児保育事業を利用したいと回答した保護者が、就学前児童では、回答数423名中158名、37.4%。小学生では、回答数230名中6

4名、27.8%となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ここで、再質問させていただきます。

市長にお聞きします。

就学前の児童で37.4%の保護者の方々が、できれば病児・病後児保育事業を利用したいとのことですが、この数字は多いと思われませんか、それとも少ないと思われませんか。多いか少ないかだけで結構ですので、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、東議員の再質問にお答えいたします。

37.4%という数字ということですので、多いというふうに認識をしております。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 私もそう思います。

それでは、市として、令和2年度に第2期宿毛市子ども・子育て支援計画が示されて以降、病児・病後児保育事業について、どのような検討がなされたのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、東議員の御質問にお答えいたします。

第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画策定の際に行ったニーズ調査では、病児保育事業へのニーズが3割程度と一定数あり、安心して病児・病後児を預けられる環境が必要であることが分かりましたが、看護師等の医療専門職の確保や医療機関の随時の協力体制が必要であることなどから、事業の実施が難しい状況となっております。

第2期計画時には、事業実施に至りませんでした。が、事業の必要性については認識しておりますので、関係機関と協議を重ねる中で、昨年度末に宿毛幼稚園で、常時、看護師を配置でき

る体制が整いましたので、病児保育事業の中の体調不良児対応型を令和5年8月より開始できることとなりました。

この体調不良児対応型は、宿毛幼稚園に通園している児童のみが対象となるもので、市内全ての児童が利用できるものではございませんが、今後は宿毛幼稚園の利用状況を見ながら、公立を含めたその他の保育園での必要性につきましても、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 今の執行部の答弁からも、苦慮されながらも取り組んでいることはよく分かりました。私自身、宿毛市の子育て支援は、近隣の市区町村と比べても進んでいるのではないかと感じております。

今回、宿毛幼稚園で体調不良児対応型が開始されたことも、大きな一歩だとは思いますが、就学前の児童の保護者約4割の方が必要とされているということを踏まえて、必要とされているということを改めて念頭に置き、ぜひ公立を含めたその他の保育園でも、前向きに検討していただきたいと思っております。

子育てをするならば宿毛市と近隣の市区町村の方々にも思ってもらえることができれば、人口減少対策にも寄与するのではないのでしょうか。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することと決し

ました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時12分 延会

令和5年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和5年9月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦尻 学 典 君
3番 小谷 翔 太 君	4番 川村 圭 一 君
5番 東 新 君	6番 今城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三木 健 正 君
9番 川田 栄 子 君	10番 川村 三千代 君
11番 高倉 真 弓 君	12番 野々下 昌 文 君
13番 松浦 英 夫 君	14番 寺田 公 一 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平 純 君
議事係 長	桑原 美 穂 君
庶務係 主任	宮本 恵 里 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副 市 長	岩本 昌 彦 君
企画課 長	上村 秀 生 君
総務課 長兼 選挙管理委員会 事務局 長	桑原 一 君
危機管理課 長	有田 巧 史 君

市民課長	岡本 武 君
税務課長	朝比奈 淳 司 君
会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵 介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕 子 君
環境課長	谷本 和 哉 君
人権推進課長	川村 志 保 君
産業振興課長	岩本 敬 二 君
商工観光課長	長山 敏 昭 君
土木課長	太田 芳 宏 君
都市建設課長	小島 裕 史 君
福祉事務所長	畠中 健 一 君
水道課長	宮本 潤 君
教育長	鎌田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克 哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平 成 也 君
学校給食 センター所長	平井 建 一 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 議席番号1番、井上です。通告に従いまして一般質問を行います。執行部の皆様、御答弁よろしくお願ひいたします。

まずは、前回6月定例会での一般質問の中で、お伺いさせていただいた2点について、内容をお伺いさせていただきます。

こちら2点については、早期に御対応していただけるというお話だったので、期間的に短いですが、進捗があれば教えていただけますかということで、お伺いをさせていただきます。

まず1点目、橋上小中学校の閉校後の利活用について、地域住民との話し合いを持って意見を広く聞く場を設けてはというお話で、その後、話し合いの場を持っていただけたかということと、また、もし話し合いをした中で、利活用についての方法が、どういうものが出たかという内容があれば、教えていただけますでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さんおはようございます。井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

6月議会終了後、橋上地区の代表の方々が訪問をしていただきまして、橋上小学校、橋上中学校閉校後の利活用の要望といたしまして、現在、宿毛文教センターにあります不登校児童生徒の受入先のふれあい教室及び青少年育成センターについて、活用できないかとの要望がありました。

また、同様の内容を先月の市政懇談会でも、

橋上地区から要望として御質問をいただいたところでもございます。

現在、要望いただきました内容につきまして、活用が可能なのか、教育委員会内で協議を重ねていただいているといった状況でございます。

また、新聞の報道でもありましたが、宿毛市消防団の再編に伴いまして、橋上分団詰所の建設予定地といたしまして、閉校後の橋上小学校敷地の一部を予定をしている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 市長、御答弁ありがとうございました。

話し合いのほうとその内容について、前向きに進んでいるということで、安心をいたしました。今後とも方法については、また前向きに、いろいろな御意見をいただきながら、進めたいと思います。

続いての質問になります。

2番目の市道新田1号線の橋梁を下った先と県道宿毛城辺線との交差点における事故の危険性について、危険案内表示をしたほうがよいのではないかという提言をさせていただきました。

その後、御対応について、進捗があればお伺いできますでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

市道新田1号線につきましては、2車線化や新しく歩道を設置したことで、通行する皆様に戸惑いが生じないような対策が必要と考えております。

交通安全対策については、宿毛警察署と協議した中で意見や県道宿毛城辺線の交通量が増えてきていることを踏まえて検討を進めており、

車道の路肩部には、自転車の通行を誘導するためのピクトグラムの表示や歩道利用者には、交通量が多いことへの注意喚起のための看板設置を検討しております。

皆様が安心して通行できますよう早期の対応に努めてまいります。

以上であります。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 御答弁ありがとうございます。

しかし、事故が起こってからでは遅いので、早急に対応いただきたいです。

道の形状が変わったりして、視界が変更になったときは、新たな対応が必要になってくると思います。そういったところで、道の対応、そして案内表示の対応、予算があったり、申請があったりするものでなかなか大変だとは思いますが、そのあたりの対応も前向きに、早急に実現をしていただけるように、よろしくお願いいたします。

2点について、本当に対応ありがとうございます。今後とも前向きに、引き続き実現に向けて御対応のほう、協議をまたよろしくお願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

過疎地域持続的発展計画についての質問になります。

少し、内容に触れるものではなく概要というところになりますが、まず、過疎地域持続的発展計画の中で、年齢別の人口分析というものは、見通しも含めされていると思いますが、地区ごとに人口分析はされていないと思います。

例えば、地区ごとの出生率や転入率を確認するだけでも、地区の差は大きく出てくるのではないかと思います。ほかの地区に比べて地区ごとの差があれば、ほかの地区にはない、その地区独自の魅力や取組などが見えてくるかもしれ

ません。

地区ごとの人口分析を行ってはどうかという提案を、今回させていただきます。

その上で、地区ごとに人口分布の現状をしっかりと客観的に把握していただいて、行政と地域住民との間で、しっかりと共有をしていただいて、さらに地区ごとに移住定住目標を定めて、地区に必要な人口数の洗い出し、さらに人材を確保していくことの御対応について、どう思われているか、所見をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、井上議員の質問にお答えさせていただきます。

これまでのところ、地区ごとの人口分析は行っておりませんが、地区ごとに出生数や転入数などを把握することはできるため、自然増減や社会増減について、地区ごとの経年変化や現状把握を行うことは可能だと考えております。

また、地区ごとの移住・定住者数の目標設定についてでございますが、移住定住者を増加させることは、人口減少抑制または人口増加のために効果的であることから、宿毛市では、振興計画の中で、宿毛市全体の目標項目として県外からの移住者数を設定しており、目標値の達成に向けて、様々な取り組みを行っているところでございます。

しかしながら、移住・定住におきましては、移住者の意向や目的、理由などが多種多様でありまして、また受け入れる立場となる地区住民の方の意向も様々であることから、移住・定住者数について、一律に地区ごとに数値として目標設定することはなじまないと思いますが、今後、実施を検討している小さな集落活性化事業の対象になる地区等では、地区住民の方々と協議をしていく中で、個別に目標設定をしていく可能性はあるのではないかと、そういうふうに



考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

その中で、地区ごとに求める人材のニーズが違うということも、当然あると思います。さらに言えば、地区と移住者、そういう方々のミスマッチングがかなり問題になってきていると思いますので、地区の中で、これならできる、こういう人材が欲しいという、しっかりとした目標を、地区ごとにできるだけ定めていくことが必要ではないかと考えます。

そこで伺いたいのは、地域おこし協力隊というものについてです。

こちらは先日、県の目標で3年後に現在の2倍とするという目標値が出されていまして。地域おこし協力隊も、移住・定住、地域活性化に向けた大きな役割を果たす、そういった制度と想っております。

現状、宿毛市では、離島、林業、農業振興の3募集をされていると思いますが、その他、新たな募集要件を増やすことのお考えはないでしょうか。

先ほどの質問の中で出した、地区ごとの人口分析をしていただいた上で、こういう人材が欲しい、地区の活性化に力を尽くしてくれる人材が欲しいという意味が地区から出れば、より募集について、要件が広がるのではないかと考えております。

さらに、今は、国から派遣される地域おこし協力隊アドバイザー制度というものもできております。そういった制度を利用して、地域おこし協力隊と地域住民とのトラブルを防ぐといった取り組みをしていただくことも可能になっております。

今までにあった地域住民との弊害も、溝も埋めていけることにつながると思っております。まずは、地域また地区ごとの様々な方々に意見を聴取していただいて、また協力していただいて、意見を聞いていただいて、前向きな取り組みをしていただきたいと思います。そのお考えは、どうお考えでしょうか。所見についてお伺いさせていただきます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、井上議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域おこしの活用を広げていく意向はないかと、そのような質問であったかと思えます。

現在、宿毛市では、3名の地域おこし協力隊が林業振興の任務で活動しており、地域力の維持・強化に資する活動に従事してくれております。

また、農業振興の任務で1名、林業振興の任務で3名、離島振興の任務で1名の合計5名の地域おこし協力隊を、現在、募集しているところでございます。

地域おこし協力隊の活用は、移住の増加につながり、また地区が活性化することによる人口減少抑制の手段の一つであると考えております。

地区の活性化のために、宿毛市では地域おこし協力隊の活用以外にも、集落活動センター2か所が開所して地区での活動に取り組んでおります。

また、今後、集落活動センターの構成集落に入っていない小さな集落の維持・活性化を図る取り組みである、小さな集落活性化事業を実施することになれば、対象となる地区等で、地域おこし協力隊の活用について、検討してまいります。

地区住民の方の意向が前提にはなりますが、今後も国や県の様々な制度を活用し、地区の活性化や人口減少抑制に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私の方からも、少し答弁をさせていただきたいと思えます。

まさに今、井上議員言われるように、この地域おこし協力隊員というのは、やはり移住者というカウントもできますし、非常に有効な、有能な手段だというふうに思っているところでございます。

ただいま課長のほうから、現在、3名というお話させていただきましたが、私が市長就任のときには、ゼロ名ということでした。その以前には、数名来ていた頃もあったんですが。

その後、令和2年には10名まで、特に自伐林業の関係で10名まで上がってきたんですが、その後、少し減っている状況でございます。

この取組を県内で見ると、四万十町が非常に多くの地域おこし協力隊員を受け入れてやっているという事例もございますし、御存じとは思いますが、四万十町は移住者も非常に多い。そういった形の中で、昨日の一般質問にもありましたが、自然減をかなり抑制していて、自然増につなげる、そういった自治体にもなりつつあります。

ここの中尾町長とお話をすると、やはり高速道路の延伸が非常に大きく関係していて、高速道路がつながってから、一気に移住者の数が増えましたというお話も聞いているところではございますが、宿毛市といたしましても、この地域おこし協力隊員をしっかりと任用をしていきたいというふうに思っております。

なお、宿毛市におきましては、この協力隊員として来られた方々がその後、宿毛市に定住をしていただく、そういう率については、非常に高いものがあるのではないかと、そのように自負もしているところでございます。

今後ともしっかりと取り組んでまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

地域おこし協力隊の定住については、今後、課題となってくる部分、また大きな効果があると期待をしておりますので、地域おこし協力隊で宿毛に移住していただいて、宿毛に定住していただいたOBの協力も得ながら、そういう形で、定住にもっとつなげていただければと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

先日、高知県で中山間地域再興ビジョンの骨格案が再考されました。

10年後の主な目標値が出され、若者、生活環境、集落活性化や伝統芸能、仕事という4つの柱というものが出されておりました。

今回、私が質問させていただくのは、若者について取り上げさせていただいております。

若者の移住・転出抑制は、今後、宿毛市としては、より力を入れていくべきではないかと考えております。そのためには何が必要か、私なりに、ない知恵を絞って考えたところ、まずは、生まれてから地域で育ち、地域で仕事をして人生を全うするという、一つの町で人生が完結すること、それが、若者が地域にとどまる大きな要因になってくるのではないかと考えております。

そこで考えていただきたいのは、高校卒業後の進路についてです。

もちろん、職業に就く就職希望の方もいらっしゃると思いますが、やはり進学を希望する方々の数は多いと考えております。

宿毛に第一次産業、農林水産関係の担い手が不足していることも大きな懸念事項となっていることから、第一次産業関連の知識を学べる場

をつくってはどうかと考えております。

高校での学科新設、農林水産関係の専門学校、4年制大学の専門学部誘致などを考えてみました。やはり学びたいこと、そして、そういうものがあると若者は出ていってしまいます。さらに一度出ていってしまうと、なかなか帰ってこれない。これほどこの地方にもある、由々しき問題だと考えております。

これでは、地方からどんどん若者が減っていくばかりだと思いますし、そういった対策については、今後やはり大きな重要事項として捉えないといけないと私は考えております。

住んでいる場所に学べる場所があり、つきたい仕事があり、そういった理想論だとは思いますが、今のまま緩やかに人口減少が進む、そういったことを、やはり対策として食い止めていかないといけない。そういった対策をしていかなければ、若者はより地域から離れていくばかりだと思いますので、移住・定住策の中でも若者は一番困り込みが必要な年代だと考えております。

学べる場の誘致を行って、若者の転出抑制、さらに第一次産業の担い手不足、そういった解消といった2次元的な相乗効果を少し狙ってみてはどうかということで、提案をさせていただきました。

そういった形で、学べる場の誘致を計画する、そういった可能性は、市としては考えられないでしょうか。そちらについての所見をお伺いさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

思いは同じだというふうに思います。自分なりに、いろいろな取り組みをしてきたところでございまして、少しお話をさせていただきたい

と思います。

相手先もあることですので、具体的な事例を申し上げますと、相手に対しても失礼になりますので、そこについては申し上げられませんが、本市といたしましては、これまで様々な場面を通じまして、教育機関の誘致に取り組んできたところでございます。

残念ながら、現在、その現実には至っておりませんので、そのことについて、ここで述べることはできませんが、教育機関の誘致による効果は人口の増加や、そして地域経済への寄与だけではなくて、副次的に若年層の増加による地域の活性化などに波及し、その効果は計り知れないものがあると私も考えているところでございます。

また強みである第一次産業など、地域特性を生かした専門学校や学部の誘致は、若者の転出抑制や第一次産業の担い手確保にもつながるものであり、その実現を常々模索をしていたところでございまして、そういったお話を学校の関係者といえますか、そういった方々をお願いをした経緯もございます。

一方で、人口減少が著しい教育機関においても、学生の確保に苦慮している、そういった状況であるということも聞いておりまして、教育機関の誘致活動を実施している他自治体の状況なども踏まえますと、受け入れる自治体側、いろいろ受け入れているところ、お付き合いさせていただいているところもありますので、そういったところのお話を聞くと、多額の自治体側、宿毛市側に多額の費用負担を伴う、そういったことが多いというふうに考えているところでございます。

実現の可能性はかなり厳しいものであるというふうに考えておりますが、しかしながら、人口減少や労働力不足の解消は、本市に求められる喫緊の課題であるということも事実でござい

ます。

これまで同様、宿毛市と関連のある、そういった教育機関などに対しまして、あらゆる場面を通じまして、その実現に向けチャレンジしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

先日も、前村長さんが来ていただきましたが、ある学園の誘致をされている、そういった自治体ともお付き合いをさせていただきながら、その可能性、探っているところでございます。

また、昨日の松浦議員の一般質問でもございましたが、やはり会計年度任用職員の処遇改善をしていく中で、よそに一度出て学んだ方々が、実は宿毛に帰ってこようとしたときに、かなりの頻度で公務員というものを目指していただけるという、そういったものも感じているところでございます。

そういった形の中で、すぐに公務員というもの、なかなか、それぞれお考えがあらうかと思いますので、まずは会計年度任用職員で、宿毛市のそういった仕事を担ってもらえないか、また働く場の当市としては提供ができないか。そういった部分を探っていきたいというふうに思っておりますし、非常に有効な手段だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

実現の可能性の難しさは重々承知しております。様々な角度から実現できるかどうか、自分自身も、国からの補助制度、そして誘致に前向きな学校法人など、そういった情報収集をしっかりと務めさせていただいて、改めて意見を出させていただきたいと思います。

今回は、若者についての移住施策、定住施策についてということで触れさせていただきましたが、やはり高知県が出されている4つの柱の

中で、若者、そして仕事については、またセットで考えないといけない部分も出てくると思います。

そういったものについても、しっかりと情報収集をした上で、また提案をさせていただこうと考えておりますので、その際には、また御答弁をよろしくお願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

6月の定例会で、私がサニーサイドパークの宿毛の特産品物販場所のスペースについて、まだまだ小さ過ぎるのではないかという質問をさせていただきました。

その中で、今後、新たな場所になるのか、またサニーサイドパークにそういう物販の場所をつくっていくのか、そういう可能性についてお話を少しされていましたが、新しい場所になるという可能性について、宿毛内海道路との兼ね合いはあるのかどうかといった部分について、まずお伺いをしたいところでございます。

そうであるならば、宿毛内海道路の開通については、やはり10年以上先になってしまうので、10年以上、今の道の駅の物販場所のままなのか、また新設予定の場合は建設構想がどのようにあるのか、そういった部分があればお伺いをさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新たな道の駅という言葉を使わせていただいておりますが、新たな道の駅の構想につきましては、市街地に人の流れを生むことができるような場所に、物産品の販売等の機能を持たせたいというふうに、これまで折に触れてお答えをしてきたところでございます。

四国横断自動車道、宿毛内海道路のルートも決定をしたところでございまして、そして本年

5月、老朽化が著しく持続が困難な状況でありました道の駅すくもサニーサイドパークもリニューアルオープンしましたので、今年度中に庁内検討会議を立ち上げまして、新たな道の駅構想に着手をしまいたい、そのように考えているところでございます。

宿毛内海道路を完成したらつくるというのではなくて、そのルートとかも考えながらということでございますので、この工事に合わせてということではございません。

井上議員が指摘されます早期の物販機能の整備につきましては、この庁内検討会議や、そして市民の方々のニーズ等の把握も行いまして、財政負担も勘案しつつ、あらゆる可能性を探ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

いろいろな考え方があると思いますので、何か一つにこだわるのではなくて、いろんな手法も考えながら、何よりも財政負担が非常にかかってくるといったものになってきますので、そのあたりも考慮しつつ、そして先ほども申しましたように、やはり街の中へ人を呼び込むようなものにしたいと思っております。

きょうの高知新聞にも少し書かれていましたが、今、帯屋町のほうが、以前のブティックから飲食店に変わりつつあるよという記事が載っていました。

あの中にも、ちょうど平成12年の頃ですかね、イオン高知。大店舗法、新大店舗法ですかね、間違っていたら申し訳ございませんが、こちらのほうで、やはり緩和とそれから交通の便ということが明記されて、大きなショッピングモールが郊外に建ってきたという、そういった現実がございます。

その中で、全国至る所で元々あった既存の市街地、商店街が寂れていったということが、皆さんも御承知のことだと思います。

現在、道の駅におきましては、道の駅には人が来るけれど、道の駅から次の町の道の駅に移動するだけで、街の中には人が来ていない、そういった現状が全国で見られております。それが町の活性化につながるのかどうか、そういったことも、住民の方々としっかりと協議をしながら、ただただその集客能力だけを見るのではなくて、町全体の活性化についてしっかり考えながら、行ってまいりたい、そのように思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

特産品の物販を行うことについては、まず地域の外から人が足を運んでいただいて、またさらに宿毛の町としてのPR、さらに地域の人々が愛着と誇りをより地域に持ってもらえる、そういった効果もあると思っております。

道の駅構想だけではなくて、物販の専門的な販売場所、そういった考え方も一つ、方策としてあるのかもしれない。そういった方法も、いろいろな角度から、道の駅だけではなくて物販の販売箇所については、また考えていただいて、自分自身もまた意見提言としてさせていただきたいと思っております。

続いての質問に移らせていただきます。

まず、咸陽島公園の利用状況、そして管理状況について、お伺いをさせていただきます。

また、砂場エリアについて占有する場合は申請が必要になっていると思いますが、使用状況についてもお伺いしたいと思います。

御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、井上議員の一般質問にお答えをいたします。

咸陽島公園にある砂場につきましては、公園の一部でありますので、誰でも自由に利用して

いただけるものでございますので、砂場を利用している件数等は把握をしておりません。

また、宿毛市公園条例に基づいた行為許可申請をすることで、先ほど議員も言われましたように独占利用することもできますが、直近2年間で独占しての利用実績はございません。

なお、行為許可での利用はございませんが、宿毛高校バレー部がビーチバレーの練習に利用し、過去には全国大会にも出場しております。

続きまして、咸陽島公園全体の維持管理の状況についてでございますが、トイレ棟及び芝生エリア、そして砂場エリアの維持管理をそれぞれ業務委託をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 再質問をさせていただきます。

砂場エリアについてです。

砂場エリアについては、先ほど、宿毛高校のバレー部のお話もありましたが、ビーチバレーをすることが、主な目的という印象が地域の方々にも根づいていると思います。

しかし、今やはり、占有の申請がないなど、そういったことの中で、咸陽島の砂場エリアについて、きつい意見になるともう要らないんじゃないかという意見もあります。

撤去についてなど、そういったことについては、また大きな予算も必要になってくると思うので、私としてはビーチバレー以外の選択肢、また地域の方々と協力してイベントなどを行えないかと考えております。

例えば、先日、ビーチサッカーで宿毛SCというクラブが全国大会に行っておりました。

そこで、ビーチサッカーの関係者に、練習場所や今後ビーチサッカーのイベントをできないですかというふうにお伺いをしたことがありまして、そこでいただいた回答としては、砂場エ

リアは、猫のふんとか落ちていて草も刈られていない。言ってしまうと、状況が悪いので使いたくないという意見を頂いてしまいました。

ただ、今後使用できるしっかりとした状況になれば、使っていくことも視野に入れていきたいというお話もいただきました。

そういった砂場エリア自体をしっかりと使えるような、使っていきたいと市民が思っただけのような、まず状態にしていけないかということと、さらに咸陽島公園自体は、宿毛の観光地としても大変重要になると思っております。

人が来たときに、そういった手入れが行き届いていない。そして、こんな場所、どうしているんだろうという状態で見られてしまうと、観光地ですとは、なかなか胸を張って言えないのではないかと思っております。

砂場公園だけではなく、公園全体の維持管理についても、委託をされているというお話でしたので、もう少し委託先と協議を重ねていただいて、美化に努めていただけないかということが、また御質問になると思うんですが。

先ほどの砂場エリアの今後の利用について、利用目的を広げていくために、また、そういった形で取り組んでいただけないかということも併せて意見として出させていただきますが、そういった意見についてどうお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

まず、そもそもの話になりますが、この咸陽島公園の整備につきましては、平成21年度に咸陽島公園を活用した交流人口の拡大を目的に実施をいたしました、咸陽島公園魅力回復事業の一環として整備をしたものでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、この

当該施設につきましては、誰でも御自由に利用いただけるものでございますので、過去にはこの砂場につきましても、ビーチサッカー等でも御利用していただいた実績がございます。

今後も、そのビーチスポーツに限らず、子供連れの御家族の砂遊びなど、多くの方々に御利用していただきたいというふうに考えておりますし、先ほども答弁させていただきました維持管理業務、年に何回かの草刈りですとか、芝生の整備、また草が繁茂している状況を見て、職員のほうも草刈りに出ていっておったりもしております。

今後も多くの方々に御利用いただけるように、施設の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 状況については、理解をいたしました。

先ほども言ったように、観光地としての咸陽島公園のイメージが、どうしても今強くなってきております。その中で、より管理維持体制を見直していただきたいということを、再度申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

続いては、旧栄喜小学校の利用状況と今後の維持管理方法について、お伺いします。

旧栄喜小学校は、現在は使用用途は定まっていなく、利用がされていないという状況であると認識されていますが、跡地についての維持管理方法、また現在の状況などが分かれば教えてください。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

旧栄喜小学校につきましては、廃校後も地域のコミュニティーの場として、栄喜地区のほう

が活用されるということになっておりまして、また、社会体育施設として体育館は利用されるということもありましたので、そういった方向で閉校後も利用いただいております。

ただ、社会体育としての利用が見込めない状態になったということで、社会体育としての施設につきましては、昨年度末に用途を廃止したという状況ではございます。

ただ、そのほかの体育館以外の部分についても、地区の方で御活用いただいているという状況がありますので、廃校後は、地区のほうで草刈り等の維持管理はしていただいたところであります。

栄喜地区につきましても、コロナ禍で地区のそういった活動についても自粛をされているという状況があって、活動そのものが自粛しておりまして、草刈りについても少し手をかけることができなかつたという状況をお聞きしております。

ですので、今後につきましても、地区と協議をしながら、草刈り等についての業務をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 了解いたしました。

今後、地区の方と使用用途も含め、協議をしていただいて、施設の維持管理に努めていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

先ほど、咸陽島公園、旧栄喜小学校2か所についての公共施設の維持管理状況について、お伺いをさせていただきました。

宿毛市全体で見ると、公共施設は数多くあると思います。さらに、利用中のもの、用途が廃止され現在は利用されていないものと数多く状況が違うと思います。

市民の方々からは、用途廃止され、利用されていない施設に対しての草刈りが行き届いていないとか、そういう厳しい声をいただくこともありますが、やはり町に来て、施設の周りに草がおい茂っていて廃墟のように見えてしまう、そういう施設が増えていくことは、町の荒廃するイメージと、またさらに人を出迎える町の意識の低さを露呈することになります。

今後は、市として保有している公共施設の維持管理について、状況把握をどのようになされているか、また、維持管理方針をどのように定めているか、まずはお聞かせいただけますか。

よろしくお願いたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

現在も御利用いただいている公共施設はもちろんのこと、用途廃止等をした他施設につきましても、市のほうも管理をさせていただきたいと思ひますし、先ほども答弁させていただいたように、地域の方々にも御協力をいただきまして、草刈り等の維持管理もさせていただきたいと思っております。

今後、立地する地区の方々にも御協力いただきながら、草刈り等の維持管理に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） こちらについては、再質問をさせていただきます。

今回、市の公共施設が膨大で、状況把握がなかなか難しいものとは思ひました。しかしながら、現存している保有資産については、現況の把握、そしてさらに所管担当が多岐にわたっていることから、まずは状況の把握として、どの担当所管がどの施設を担当しているのか、その現況把握はどうしているのか、そういった状

況把握が必要ではないかと考えております。

各課が連携していただいて、全体での情報をこちらは総務課に負担を強いてしまうのですが、両方まとめていただくという方向性は考えていただけないでしょうか。

さらに、こちらは質問ではないのですが、市の中にある県や国の管理するような施設もあると思ひます。そういったところに、手がなかなか行き届いていかないのも現状だと思ひますが、しっかりとそういう行政機関にも働きかけていただいて、適切な維持管理をしていくようにすべきかと私は考えております。

先ほどの全体の情報をまとめるという答弁だけで構いませんので、お答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

各課が所管しています施設につきましては、各課で情報収集もしていただいて、現在のところ統括的に総務課の方で、その情報を全部、一括で取りまとめをしておらない状況ではあります。ただ、毎年毎年の当初予算編成のときには、各課からそれぞれの施設については、こんな状況ですという説明も聞きながら、必要な箇所については、予算も計上させていただいて維持管理のほうにも努めておる状況です。

御指摘をいただきましたので、どの程度、総務課としても一括管理、情報収集をしていくのかということは、また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうからも答弁させていただきたいと思ひます。

やはり公共施設、しっかりと使っているもの、使っていないものを管理していくというのは、



当然のことだと思います。

そういった形の中で、一元管理をしっかりとしろというお言葉だというふうに受け止めて、しっかりとしていきたいというふうに思っております。

なお、現在、宿毛市におきましては、使っている施設でさえ、しっかりと維持管理ができていない、そういった状況、この8年間、一生懸命取り組んできたところではございますが、まだまだ追いついていない状況でございます。

まずは使っているところの管理をしっかりとやるというのは、目先の目標になっています。

一方で、そういった使われていないところで、またいろんな意味で御迷惑をかけているというのも事実でございますので、しっかりと管理できるよう努めてまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

維持管理については、今回は予算をかけて建物を維持していくという部分ではなくて、外からの見た目の部分の美化意識について、少し触れさせていただきました。

維持管理の方法については、本当に多岐にわたると思います。予算を使ってやらないといけないこと、そして、本当に用途利用がなくて、今後も使っていけない施設については、本当になくしてしまうとか、そういう判断もしていけないといけないと思いますので、私も常日頃から公共施設にしっかりと目を向け、状況把握を自分自身も努めないといけないと考えておりますので、また先ほど総務課から御答弁をいただいたように、状況把握に関して言えば、丸投げにせず、しっかりとこちらも協力体制を少しでも情報把握として、情報提供をしていくような形で努めさせていただきますので、またよろ

しくお願いいたします。

続いての質問に移ります。

先日、広報で高知県内における県内国民健康保険料水準の統一について、発表がされておりました。

その中で、当市の保険料水準は県内の他市町村と比べてどのような水準なのか、また今後、保険料増減がどのようになる可能性があるかということについて、お伺いをさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

高知県内の国民健康保険の保険料水準の統一による宿毛市での影響についての御質問でございますが、現状と経緯を交えながら、答弁させていただきます。

各市町村の国保税率を決定する際には、市町村から県に納付する納付金の影響を大きく受けることとなっておりますが、県が行う各市町村の納付金算定においては、それぞれの市町村の医療費水準の差が納付金に反映される仕組みとなっております。

このことにより、基金状況等を考慮しなければ、医療費水準が高い市町村は国保税が高くなり、医療費水準が低い市町村は国保税が低くなります。

しかしながら、年度ごとの医療費水準が大きく変動する傾向にある小規模な市町村では、医療費水準を納付金に反映する現行の仕組みでは、国保財政の運営が不安定になってしまうという課題があり、令和6年度から経過措置期間を設けた上で、令和12年度に県内国保の保険料水準を統一することを目指して、県と市町村で議論が進んでおります。

現行の統一案におきましては、各市町村の医

療費水準の差は国保税に反映されなくなり、県内どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険税が賦課されることとなります。

宿毛市におきましては、現在、医療費水準が県内では比較的低い状況にございまして、一定、他市町村に比べて国保税が低くなっておりますが、保険料水準が統一されれば、相対的に宿毛市の被保険者の国保税負担は増加してしまうこととなります。

なお現在、これまで協議した内容をもとに、高知県が医療費の伸び率や被保険者数の減少を考慮した統一保険料推計の試算を行っているところでございますので、想定される影響額については、この場でのお答えは控えさせていただきたいと考えております。

また、市民の皆様への周知といたしまして、県の広報計画に従い、当市でも8月に第一段階といたしまして、統一の意義や理念について広報させていただきましたが、来年には第二段階として、宿毛市における統一の影響をお示しすることを予定をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

やはり市民の生活に大きな影響が出る、保険料が上がるという前提で話すことになるんですが、そういったことに関しては、しっかりと説明を重ねていき、理解を得られないと進まないと思いますし、これはなかなか決定事項ですので難しいとは思いますが、こういった市民生活に影響が出る。特に本当にそういったときには、反発がかなり予想されます。

先ほど言われたように、また広報のみならず、しっかりと市民の方々に説明をする、そういう機会をさらに設けていく必要もあると思いますので、その辺りはまた御検討をよろしくお願い

いたします。

続いての質問に移らせていただきます。

9月23日、宿毛サイクルフェスティバル、9月24日、宿毛市ロードレース、10月14日、すくもグラベルまんぷくライドとサイクルイベントが続きます。

各種サイクルイベントについて、考えられている効果や前年度の取組の成果を踏まえてお聞かせください。

9月24日の宿毛市ロードレースについては、前日の高倉議員の一般質問で御答弁をいただいていると思うので、簡潔に言っていただいて、また単独のイベント効果ではなく、9月23日と24日、連日で行われるサイクルフェスティバルとの相乗効果について、加えてお聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

本市は、宿毛市2040ゼロカーボンシティ宣言やSDGsにも取り組む中、環境負荷の少ない自転車の利用を促進することで、自動車への依存度を低減し、公共の利益の増進に資することなどを基本理念として施行された国の自転車活用推進法に基づき、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を、平成31年3月に県内でいち早く策定いたしました。

本計画に基づき、市民への自転車利用を促進し、環境負荷の低減、健康増進を図るとともに、自転車を軸として地域の魅力を高め、交流人口拡大による地域活性化を図るため、サイクルイベントを含めた各種自転車施策に取り組んでおります。

9月23日に開催する宿毛サイクルフェスティバル2023は、市民の皆さんに自転車の楽

しや健康面での有効性を伝え、かつ、自転車の交通ルールを親子などで学ぶ機会を提供するとともに、昨年度末に完成したマウンテンバイクコースも活用することで、自転車人口及び交流人口の拡大を図ることを目的として、実施いたします。

また、今年は翌日の9月24日に開催するジャパンサイクルリーグ高知大会、高知県宿毛市ロードレースの関連イベントとしても位置づけられておりまして、レース観戦に訪れる方の集客も見込んでおります。

今年で2回目となるジャパンサイクルリーグ高知大会、高知県宿毛市ロードレースにつきましては、さらなるイベントの磨き上げを行っており、市内外から昨年を上回る集客を見込むなど、宿泊等の地域経済の活性化にも寄与するほか、昨日の高倉議員の一般質問でも答弁いたしました。市内小中学生がレースをきっかけに、ロードレースをはじめ、ホビーレースに出場するなど、市民の皆さんにとってサイクルスポーツや自転車を身近なものとして御認識いただく、よい機会となると考えております。

次に、10月14日に開催するすくもグラベルまんぷくライドにつきましては、本イベントは、宿毛市の豊かな自然の中をサイクリングすると同時に、美味しいものをたくさん食べていただき、宿毛市内の事業者の皆さんに元気になっていただくことを目的として企画しております。

コースにつきましては、未舗装路を走るグラベルコースと、舗装路を走るロードコースの2コースを御用意し、市内飲食店の御協力により、宿毛市の食材を活用した地元グルメの提供や市内協力飲食店で使える2,000円分のクーポンを事前配布し、イベント中だけではなく、イベント前やイベント後も、宿毛の食をお腹いっぱい楽しんでもらえる企画となっております。

このイベントは、地域経済の活性化と宿毛市の認知度を高め、観光客の誘致につながる取組となることを期待しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

1点、再質問をさせていただきます。

すくもグラベルまんぷくライドについてです。

グラベルコース、ロードコースの2コースが設定されると先ほどおっしゃられましたが、そのコースについて、もう少し概要というか内容についてお伺いしたいことと、今回、担当所管が初めて生涯学習課に変わられているということで、運営について影響はなかったか、その点について、併せてお答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 井上議員の再質問にお答えいたします。

担当課が変更になった影響につきましては、特にないと認識をしております。

また、コースにつきましては、既存のインフラを活用し、今回も昨年と同様の2コースとなっております。コース選定の意図としては、グラベルコースにつきましては、国有林の林道などを活用し、本市の豊かな自然を体験しながら、未舗装路を走る約33.5キロメートルのコースとなっております。澄んだ空気の中、山々の間を進み、途中、峠越えなども含んだ少しチャレンジングなコースとなっております。

また、ロードコースにつきましては、宿毛市推奨コースにもなっている出井甌穴などの美しい自然を眺めながら、舗装路を走る約50キロのコースとなっております。信号のない松田川沿いを気持ちよく走れる、初心者にもおすすめのコースとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の御質問に、少し私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、所管が変わったということに関しましては、やはり一元化していった方が、いろんな取り組みの上でスムーズにいくだろうというところで、少しそういうふうなことをやらさせていただきました。

ただ、予算は持っている課が変わっていても、横断しながら職員が関わっていましたので、特に予算をどこに移したからといって、大きな問題はなかったということで、先ほど課長の方から御説明をさせていただきました。

今月から来月にかけて、サイクルイベントが3つぐらいあるんですが、自転車は自転車活用推進法というのが、ちょうど私が市長に就任する少し前に議員立法で制定をされまして、そういった流れの中で、ぜひこれを取り入れて、宿毛市の健康であったり、それから自転車に乗る上での安全であったり、また環境についての学びの場であったり、そして、自転車を通じて地域の活性化ができないか。

こういった大きな意味で、いろんな形を巻き込んだ中で、自転車の取組をしていこうということで始めさせていただきました。

そういった形の中で、宿毛市民にとって、自転車というものは、実は身近な存在にはないということが見えてきてまして、何とか自転車を身近なものと感じてもらいたいという思いで、よそからの集客もしないといけないんですが、まず地元の方々に自転車に触れてもらいたい。また、自転車の有能性を知っていただきたい、そういった形でサイクルフェスティバルというイベントをさせていただきました。

これは、子供たちの安全教室もほかならない

んですが、例えば、アシスト付電動自転車で、お母さんが保育園などに子供を運ぶために、よく町では使っているような自転車なんですが、こういった自転車の試乗会をやったりとか、こういった取組をさせていただきました。

そしてJCL、このレースは、ふだん自転車に興味を持ってない方々も楽しんでいただける、そういったものではないかというふうに思っております。

また、今度のグラベルライド、これはやはり自転車というのは、ロードサイクルはかなり長い距離を走りますので、行政区をまたがった、そういった取組。

例えば、宿毛市におきましては、無限大ライドというのを、幡多を含む7か市町村で行っているわけですが、それとは別に、何とか宿毛市内の中だけで周遊できないか。そして、新たに整備をするのではなくて、今、もう整備されている、そういった既存の道を使って、何かイベントができないかということで、環境問題も感じてもらえるような、そういった思いも込めて、林道を活用したイベントにさせていただいております。

そして、ここに付加するような形で、よそからせっかく人が来るので、ぜひ宿毛の食を楽しんでいただいて、またリピーターとして、今度は自転車じゃなくて、御家族と一緒に来ていただけないか。そういった思いも込めて、まんぷくライドという形で、複合的にやらさせていただいているところでございます。

例えば、レンタサイクルなんかも、当市は御用意をさせていただいておりますが、このサイクル事業なんかにつきましては、正直な話を申しますと、自転車屋さんもなかなかわいが成り立たない、そういったエリアであります。やはり近くに大きな人口を抱えているような、そういった町じゃないと、なかなか難しいとこ

ろがあって、正直、レンタサイクルなんかも、宿毛市におきましては、行政がやらなければ採算が合うような事業ではございません。

ただ、よそから来たお客さんをおもてなしをする、そういった思いで、そういったレンタサイクル事業もしっかりと整備をしながらやっている、そういったところでございます。

何もかも採算が合うような事業ではないかもしれませんが、トータル的に見て、自転車を活用したまちづくりをしてよかったねと思えるような、そんなまちにしていきたいというふうに思っておりますので、また皆様方の叱咤激励、そしてアドバイスもいただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 了解いたしました。

今回は、私もグラベルまんぷくライドに、ロードコースで参加をさせていただき予定になっております。

私も、少し趣味の範囲で申し訳ないんですが、去年まで愛知県におりまして、東海エリアの周辺の様々なロードコースと申しますか、例えば浜名湖を1周するハマイチとか、山梨の富士五湖を周遊するコースだったりとかっていうところを走ったりもしてきました。

そして先日は、宿毛の友人たちとしまなみ海道を往復させていただいたんですが、やはり、今、市長も言われたように、宿毛市を周遊するコースの必要性は感じております。

大体1周するコースというのが、総距離が100キロメートル超えで、かなりボリュームあるんですが、自転車を乗ることを通じて、まちの景観だったり、立ち寄った先で、今、食事ができて特産品を味わえるという形で、町全体を楽しむということにつながる。要するに、旅行に行ってるような気分になるんですね。

そういうことがあるので、やはり経済効果というのはかなりあると思いますし、今回ちょっとまんぷくライドに参加させてもらうコースを見たときに、ロードレースは井出颯穴へ行って帰ってくるということで、少し宿毛の市街地を通るってところのコースがあったらいいなっていう、個人的に思っているところです。

今回については、質問ではないんですが、自分自身もサイクルイベントを通じて、自転車で宿毛のまちを楽しむということがどうなのかを、自分自身が一度経験をした上で、実際に参加した者としての意見を参加者に聞いた実際の感想なども伝えていきたいと思っております。

やはり先ほど市長も言われたように、町全体で自転車をしっかりと認知してもらえらうところに関して言えば、自転車の整備というか、事業にかじを切ったのであれば、より強く進めていかないといけない。

さらに、市民の理解も深めていってもらわないといけないという両輪をしっかりとつなげていくことが必要だと思いますので、その点については、自分も改めて乗るものとして、また実際にイベントに参加した意見を、再度、どこかの機会でもらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問に移らせていただきます。

8月19日、20日に、文教センターの30周年記念事業として、映画上映の事業の実施をされていると思いますが、取組をした効果について、またどのように捉えているか、実績を踏まえてお答えをいただけますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛文教センター開館30周年記念事業の一つといたしまして、8月19日、20日の2日

間、宿毛映画館と題しまして、4作品を上映いたしました。

近年、様々な映像コンテンツがあふれる中、映画館の数は減少し、大きなスクリーンで映画を上映・鑑賞する機会がどんどん少なくなっています。

そのような状況の中、観客全員で一つのスクリーンを眺める映画体験には、テレビやスマートフォンで楽しむのとは全く異質の興奮や感動があり、なくしてはならない文化であると考え、今回、宿毛市としては初めてとなる独立行政法人国立美術館の国立映画アーカイブが実施する令和5年度優秀映画鑑賞推進事業により、フィルムを無償提供いただき、黒澤明監督作品を4作品上映いたしました。

入場者数につきましては、2日間、4作品合わせて140人となり、この事業の効果・目的となる映画上映をきっかけとして、市民が集い、楽しみながら共感・交流できるコミュニティーの場を提供することができたものと考えております。

また、今年度は、12月2日にも坂本図書館内で小規模な映画上映会も計画しており、来年度以降につきましても、この事業を継続し、幅広い年齢を対象とした作品の上映について、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

今後も記念事業だけではなく、先ほど言われたように定期的な事業として、ぜひとも取組を継続していただきたいと思っております。

やはり宿毛市、幡多郡に限らずですけれども、映画を見に行くとなると、片道2時間半以上かけて、高知市、松山市、そういった遠方に足を運ばないといけないという時代になっております。

実際、買い物ついでに行くとなると、映画といっても2時間ぐらいの上映時間を考えると、なかなか買い物のついでに映画を見ようというのも、なかなか足を運ぶのも時間的に厳しくなってくると思います。

さらに、若者のこういった娯楽として、若者だけに限らず、様々な年代の娯楽として、映画事業が、今後宿毛市の文化として、私は続けていくべきではないかと考えております。

今回、土佐清水市や黒潮町はスラムダנקの上映を行っていました。やはりこういった話題作を毎年上映するとなると、今度、宿毛市は何やるんだろうねとか、そういった話題にもなってくると思いますし、やはり幅広い年代に、そして話題作をしっかりと上映していくということも必要ではないかと思っておりますので、何とぞこの映画事業には、しっかりとまた、いろいろな方々のアイデアもいただいたりして、事業の継続として、また強くお願いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

執行部の皆様、大変丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

-----・-----・-----

午前11時17分 再開

○副議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次発言を許します。

3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 3番小谷翔太でございます。通告に従い、一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、沖の島地区の停電について、お伺いいたします。

8月に起きた台風6号による沖の島地区の停電について、復旧までの経緯とその原因について、お教えてください。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、小谷議員の一般質問にお答えいたします。

8月8日に発生しました沖の島地区での停電の影響によりまして、テレビ電波の送信停止や節水をお願いをするなど、島民の方に大変御不便をおかけいたしました。

この停電によりまして、8月8日午後2時26分に停電が発生し、2日後の8月10日午後2時15分に復旧いたしました。

四国電力送配電株式会社中村支社によりまして、停電の原因につきましては、台風6号に伴う強風の影響で飛来物等が接触したことにより、高圧配電線が断線したものと推測をしております。

この高圧配電線の断線の復旧につきましては、沖の島在住の電気業者では対応ができないことから、四電工の職員による復旧作業が必要でしたけれども、台風6号に伴う気象状況により沖の島に渡ることができず、復旧までに時間を要したものでございます。

また、この停電によりまして、沖の島小中学校、弘瀬老人憩の家、そして鶴来島離島センターの3か所を、自主避難所として開設いたしました。

沖の島小中学校につきましては、電力が供給されておりましたが、弘瀬老人憩の家、鶴来島離島センターにつきましては、停電しておりましたので、配備しておりました発電機にて対応をいたしました。

その他の影響につきましては、テレビ電波の送信と、鶴来島地区での固定電話が一時停止を

いたしました。

なお、水道につきましては、停電前よりタンクに貯水していたこと、また、母島地区では、停電時より非常用自家発電機を稼働し、水の供給を行ったことによりまして、断水となることはございませんでしたが、必要最小限の供給を行う電力しか確保できない、そういう状況でありましたので、島民の方に節水の御協力をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、今回の台風6号の影響を踏まえ、次の質問に移らせていただきます。

大規模災害発生時の対応について、質問させていただきます。

東日本大震災時には、低地部分の長期浸水と港町では船舶が流されるなどの被害があり、復旧が遅れたようです。宿毛市に置き換えた場合、沖の島地区や鶴来島地区の設備復旧にも影響が出るのが想定されますが、どう行いか想定をお教えてください。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、小谷議員の質問にお答えいたします。

沖の島地域での大規模災害発生時における想定される大きな被害として、海底ケーブルの損傷がございました。

四国電力送配電株式会社中村支社からは、万が一、海底ケーブルが損傷した場合には、ケーブル張替が必要となることから、復旧に1年程度を要する見込みであり、それまでの期間は、港が使用可能となり次第、移動用発電車を移送しまして、仮送電によって、電力を供給する計画であるという説明を受けているところでございます。

本市としましても、食料や飲料水を備蓄しておりまして、また母島地区の水道施設へ発電機を整備することで、電気が遮断した場合でも、配水機能を維持する装置を講じております。

ライフライン施設等の応急対策は、それぞれ電力、ガス、水道、通信の4つの施設ごとに、関係機関と協力して被害状況の把握、応急措置、早期復旧に努めることといたしております。

しかしながら、発災後、電気の遮断が長引くなど、想定外の状況によりまして、沖の島内での避難生活が困難となった場合には、島民の皆様は、一時的に本土の避難所へ避難していただくなどの対応が必要になることも想定いたしております。

以上でございます。

**○副議長（三木健正君）** 3番小谷翔太君。

**○3番（小谷翔太君）** 御答弁ありがとうございます。

復旧に1年ほどかかるということで、島民の方も実際に大規模災害が起きた場合に、かなり不安を抱える方もいらっしゃると思います。

特に、今回、8月に起きた台風ということで、同じように大規模災害、夏時期もしくは冬時期に起きた場合に、なかなか今は電気がないと生活が難しくなってくるかと思えます。

インフラの停止というところは、生活する上でかなり大きな問題となりますので、行政がどのような支援を行うか、不安に感じている方もいらっしゃると思いますので、十分な周知を行うべきと感じます。

今後、対応をまたよろしく願いいたします。続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、南海トラフ地震対策について、質問させていただきます。

まず、令和4年に国が新規事業箇所として定めた四国横断自動車道宿毛内海間について、市

としては、都市計画を行っているところだと思いますが、自動車道の防災利用について、現時点での計画はどのようになっているか、お伺いいたします。

**○副議長（三木健正君）** 危機管理課長。

**○危機管理課長（有田巧史君）** 危機管理課長、小谷議員の一般質問にお答えいたします。

現在、着々と前進しております四国横断自動車道宿毛内海道路につきましては、南海トラフ地震の発生を想定する中で、愛媛県や支援物資の搬入拠点である宿毛新港、災害拠点病院である幡多けんみん病院、また幡多の広域総合防災拠点である総合運動公園、そして災害時の司令塔となる宿毛市庁舎などがある希望ヶ丘をつなぐ、浸水被害を受けない、そういった道路でございまして、長期浸水で孤立する要救助者の救出や長期浸水解消に向けた止水排水作業の早期着工に期待できる重要な道路であるというふうに認識をしております。

また、宿毛新港から国道56号と交差するまでの区間は、トンネル及び盛り土によりまして道路を整備する予定であり、津波からの防御の役割となることにも期待をしております。

このように、人、物の輸送に大きな効果をもたらす災害時の緊急輸送道路、命の道として機能するルートを確保するため、未事業化区間である和田～宿毛新港間の本年度事業化に向け、邁進をしているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（三木健正君）** 3番小谷翔太君。

**○3番（小谷翔太君）** 御答弁ありがとうございます。

ここから、私からの提案という形になるんですけども、自動車道の敷設予定図では、貝塚地区、四季の丘地区、錦地区、自由ヶ丘地区、西町地区、港南台地区などに沿う形での敷設となっております。



低地部が長期浸水した場合を見据え、自動車道をバイパスのように活用し、各地区で行き来できる計画を策定すること。救援物資の輸送や人流の移動ができる災害用道路、もしくは通路を自動車道に備えるべきではないかと考えています。

ぜひ検討いただき、敷設される自治体として、県や国に対して訴えていただければと思います。行政を頼るだけでなく、地区や市民同士が相互に助け合える共助を行うためにも、環境の整備をぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、FCPと呼ばれる災害時における家族継続計画の作成推進について、質問させていただきます。

FCP家族継続計画とは、徳島県が推進している大規模災害発生時の対応を、あらかじめ家庭内で決めておく計画のことです。

家の中や近所の危険箇所、災害用備蓄の把握、避難のルールや災害発生時の連絡方法などの項目を事前に確認、決定し、家庭内で共有することで、生存の可能性を向上させ、短期間での生活の再開を目指すことができます。

当市でも大規模災害発生時、多くの被害が想定されることから、このFCPを各家庭で作成していただくことは必要と考えますが、市としてはどのように考えるか、所感をお伺いしたいと思います。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 小谷議員の今の質問に答える前に、先ほど最後に言ったバイパスの案について、少し現在の当市の考え方の御説明を、まずさせていただきたいというふうに思いました。

このバイパスというお話ですが、新たに道路をつくるということになれば、多額の費用が発生をします。今お話をした貝塚から港南台まで道

路を新設するとなれば、なかなか難しいというふうに考えているところがございます、一つに、高規格道路をつくるにあたって、整備をする作業道を引くという形になります。

現在の高速道路の横を見てもらえば分かるのですが、その作業道は、今後の管理道としてそのまま残されて、その後、地元、例えば宿毛であれば宿毛市の市道として管理をしていくというような形になっているところが多くございます。

ただこの道路をつけるにあたっては、トンネル区間は道路がなくなります。だから、横に一つのつながった道としては、使えないということになりますので、宿毛市といたしましては、当初の計画のトンネル部分についても、この貝塚地区から港南台の裏まで、トンネルを掘らずに切土での対応をしてもらいたい。切土、盛り土での対応を、国交省のほうにお願いをしているところがございます。

また、この工事用道路につきましても、高規格道路の南側は、津波での浸水の影響を受けますので、高規格道路、昨日の答弁でも申しましたように、盛り土での整備をお願いをしておりますので、その高規格道路の北側に、ぜひ工事用の道路をつけていただきたい、こういったお願いをしているところがございます。

要するに、宿毛市としては、工事用道路をその後残していただいて、なおのこと、その盛り土の北側、要するに津波浸水を得ないところに道路をつないでいきたい、そういった思いで伝えているところがございます。

そして、今後、この道路につきましても、工事用道路、通常は1車線もしくは1.5車線の整備になりますので、これを宿毛市の単独での予算が必要にはなろうかと思いますが、2車線整備ができないか、こういったことも、今後、協議をしてみたい、そのような状況でござ

います。

補足として、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

続きまして、担当課から答弁させていただきます。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、先ほど御質問いただきました家族継続計画の取組につきまして、宿毛市でも推進すべきではないかという御質問であったかと思えます。

お答えさせていただきます。

地震や津波などの大規模災害が発生した際の対応方法について、あらかじめ家庭内でのどのような行動を取るかや、災害に備えた備蓄を行っているか。また、住宅の耐震性は確保されているかなどについて、発災前に家族で話し合い、備えが十分であるか確認することは、大変重要であるというふうに考えているところでございまして、これまでも、小学校や防災訓練等で推進をしております。

高知県が令和2年度に、県内全家庭に配布いたしました防災啓発冊子というものがございまして、南海トラフ地震に備えちよきの中でも、家族継続計画で提唱されている内容と同様の形で、それぞれの御家庭での備えをチェックすることや家族の防災ルールを話し合うこと、それから防災グッズの準備や自宅の状況の確認等を行うことを、そこで呼びかけをいたしております。

また本市におきましても、令和2年度に市内全世帯に配布をいたしました洪水ハザードマップでも、各家庭での備え等と呼びかけをしております。今後においても、様々な形で引き続き啓発に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 市長、課長、御答弁ありがとうございます。

先に、市長のほうからいただいた御答弁について、計画のほうで、市のほうからも訴えていただけるということで、ぜひ、せつかく今からつくる計画ということで、まだまだ敷設される自治体として、いろいろ計画を立てていける場所であると思えますので、また今後ともよろしく願いいたします。

またFCPについても、市のほうでもハザードマップ等、配布をしていただいているということで、なおまた、計画のほう、推進をしていただければと思います。

皆さん御存じのとおり、災害への備えを考えると、自助・共助・公助、この三つに分けることができます。

市民一人一人が自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという考えを持って、日頃から災害に備えることが重要だと考えられます。

子供たちだけが残された場合、どこの誰に助けを求めるのか。家がなくなった場合、仮設住宅が建設されるまでの間に、住まわせてくれる人がいるか。市民にもいま一度、自分ごととして考えていただきたいと思えます。

この考えを浸透させていくためにも、ぜひFCPであったり、またハザードマップの配布、また続けていっていただいて、周知を推進していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ボランティアについて、質問させていただきます。

市内で活動するボランティアの現状について、市として把握しているか、お教えてください。

○副議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、

小谷議員の一般質問にお答えいたします。

本市において活動されているボランティアの現状につきましては、ボランティア団体及びその活動内容に係る統計等がございませんので、全てを把握できてはおりませんけれども、宿毛市社会福祉協議会において開催されている手話や要約筆記、朗読、傾聴などのボランティアサークルなどのほか、公園や道路沿いの花壇の美化活動や清掃活動、お祭り等の地域の伝統行事など、市内各地で様々な活動を行っていただいていると認識しております。

以上でございます。

**○副議長（三木健正君）** 3番小谷翔太君。

**○3番（小谷翔太君）** 御答弁ありがとうございます。

次に、ボランティアの登録制度の創設について、質問させていただきます。

こちらも、先ほどの内海道路と同じく、私からの提案という形になります。

先ほどの御答弁にもありましたが、今後、お祭り等の地域の伝統行事は、少子高齢化の影響を受け、人不足を原因に実施できない状態が想定をされます。

反対に高齢者の方の中には、まだまだ元気な方もいらっしゃる、ボランティア活動に参加する意欲を持った方も多数いらっしゃいます。

しかし、どのコミュニティーにボランティアが必要なのか把握が難しく、協力したくてもできない現状です。

また、社会福祉協議会のボランティアも限定的であり、市内で行われている多くの活動の把握は難しいと思われます。

そこで、両者をつなぎ合わせていく役を行政が担う必要があると考えます。市として、ボランティアの登録制度を創設し、市民が気軽にボランティアを行える仕組みづくりが必要と感じますが、市としての所感をお伺いいたします。

**○副議長（三木健正君）** 福祉事務所長。

**○福祉事務所長（畠中健一君）** 福祉事務所長、小谷議員の御質問にお答えいたします。

宿毛市におけるボランティアの登録制度につきましては、宿毛市社会福祉協議会において、手話や要約筆記、朗読などのボランティア登録を行っており、災害発生時には災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの募集なども行っております。

人口減少や高齢化が進む中、地域における支え合いの力は低下しており、お祭り等の地域の伝統行事や清掃活動など、それぞれの地域だけでは継続が困難になりつつある現状については、認識をしております。

担い手不足による地域課題を解決するためには、ボランティアという善意の力が必要であると考えておりますので、ボランティアをしたい方と、ボランティアを必要とする方をどう結びつけられるかなど、先ほどありました社会福祉協議会をはじめとする関係機関、社会福祉協議会のほうには登録制度がございますので、そういったものが活用できないか、そういったところも含めまして、関係機関と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**○副議長（三木健正君）** 3番小谷翔太君。

**○3番（小谷翔太君）** 先ほど御提案させていただいた内容に加えて、他の自治体では、ボランティア活動を行った方にポイントを付与するなど、市民がボランティアを行いやすい、インセンティブを用意した形の環境整備を行っているところもあります。

人口減少を食い止める施策を行う必要もありますが、並行して、市民が行うすばらしい社会活動を絶やさないような現状の取り組みも、必要ではないでしょうか。

これまで、地域で紡いできた伝統や文化は、

決してなくしてはなりません。市としての一層の支援をお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

宿毛市総合運動公園の維持・管理について、質問させていただきます。

令和4年度の宿毛市総合運動公園内のトレーニング室の利用者数について、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、小谷議員の一般質問にお答えいたします。

令和4年度における宿毛市総合運動公園内にありますトレーニング室につきましては、延べ5,211人。開館日の平均で、1日当たり約14人の方の御利用をいただいております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

以前、私自身がトレーニング室を利用した際に、清掃が行き届いていないことがありました。清掃の頻度をお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

トレーニング室の清掃につきましては、土日祝日を除き、2日に1度の定期的な清掃のほか、来訪者が不快に感じるような汚れなどがあった場合は、随時、指定管理者が清掃を行っております。

しかしながら、トレーニング室やトレーニング機器は共同での利用となるため、どうしても利用者相互の配慮やマナーも必要となります。今後もトレーニング室を快適に御利用いただくため、利用者自身が備え付けのペーパータオル

やモップ等を御使用いただき、機器の掃除をしたり、気づいた方が周りの清掃をしていただくなどの御協力をお願いするなど、利用者の皆さんが快適に過ごせるよう、マナーアップの啓発にも努めたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） トレーニング器具によっては体に直接触れるものもあり、感染症の観点からも、清潔な状態を保っていただければと思います。

また、利用者自身での清掃との御答弁がありました。民間のトレーニングジムなども、使用後の器具を自身で清掃するルールやマナーの徹底を行っています。

市としても、不特定多数の利用者が使用することを想定し、利用者への一層の注意喚起を求めます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

同じく、宿毛市総合運動公園内のアリーナ清掃用具について、質問させていただきます。

アリーナ使用後は、使用者がモップがけをするルールとなっていますが、そのモップが汚れている場合が多々見られます。用具の整備や清掃頻度について、お教えてください。

○副議長（三木健正君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園に設置してあります清掃用具につきましても、指定管理者による管理となっており、御質問の市民体育館、アリーナ倉庫に設置しているモップにつきましても、指定管理者が管理を行い、定期的に洗濯等を行っているところですが、今後は、きれいな状態を保てるよう余裕を持ったモップ数を用意し、ローテーションを行うなどの対策をとってまいりま

す。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

アリーナ内の汚れは、利用者の事故等にもつながりかねません。早期の対策をお願いいたします。

また、利用者にも使用するシューズの清掃など、アリーナ内を汚さないよう協力いただくよう、予防についても周知を併せて行っていただければと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

駅前避難タワーのトイレ設置について、質問させていただきます。

令和5年第2回定例会にて、寺田議員の一般質問でもありました、駅前避難タワーのトイレ設置について、駅前の公園ではなく付近のお店にトイレを借りる姿が見られます。

物価高騰等によって建設費用が多額のため、現状では宿毛駅内のトイレを使用させていただきたいとの回答でしたが、2人以上の子供と来ている保護者の方にとって、駅構内のトイレは遠く、やはり近くにトイレは必要と感じます。

同様の答弁になるかと思いますが、設置についてお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、津波避難タワーがある駅前公園のトイレ設置について、お答えします。

6月の定例会でお答えしたように、津波避難タワーは、設計時から1棟4億円程度が見込まれ、整備費の抑制が求められている状況にあったため、駅前公園については、宿毛駅のトイレ使用を想定しトイレを整備しておりません。

公園内にトイレがあれば利便性が向上し、滞

在も快適になります。市が管理する公園については、ほかにも既存施設の修繕や更新、先ほど井上議員の質問にもありました、草刈りなど様々な要望を受けており、その中でも特に遊具の設置については、署名や陳情書、市民の窓への投函、子ども議会などを通じ、多くの要望を受けています。

このような要望にできるだけ応え、公園施設を充実していきたいと思いますが、トイレや遊具のように設置費が高額になるものについては、財政面の課題もありますので、各公園の利用状況や使用者のニーズを把握する中で、総合的に考えてまいります。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

市民の皆さんの利用頻度が高く、休みの日には多くの家族を見ます。それだけ市民の皆さんからも、目に見える形というところで公園が設置されているところであると思いますので、それに合わせて、また、先ほど前述したとおり、市民の方が一般の量販店さんのトイレを御使用されてるといふところの現実もあるというところで、今後も積極的に御検討いただければと思います。

御答弁いただいた皆様ありがとうございます。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（三木健正君） この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時11分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

9 番川田栄子君。

○9 番（川田栄子君） よろしくお願ひします。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
..... (発言一部取り消し) .....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

質問に入つてまいります。

1 番、平和学習について、お聞きをいたします。

第二次大戦で軍人 230 万人、民間人含めると 320 万人の戦没者を出しました。戦争から 78 年目、子供たちと一緒に終戦記念日を考えたり、伝える際の手がかりとなる。子供たちに伝えるにはいろいろ難しさを感じますが、きちんと伝えたいと思います。

当市の平和学習について、お聞きをいたします。

戦争とは何か。かつて日本でどんなことが起きたのか。戦争の背景として、当時の日本の状況や社会情勢にどのようなことがあつて戦争が起きたかなどのことを、どのように教えているのか、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

戦争とは何かとの御質問ですが、一言で表現することは非常に難しいですので、辞書で引い

て調べてみますと、戦い、戦、武力による国家間の闘争というふうに記載しております。

また、かつて日本で何が起きたのかという御質問ですが、武力による国家間の闘争として代表的なものは、第二次世界大戦から太平洋戦争にわたる戦争があると思います。

様々な時代背景があり、ニュアンスの違いなどがあつてはいけないため、この場で詳細は申し上げることは難しいですが、教科書では、第二次世界大戦は、1939 年（昭和 14 年）、太平洋戦争は 1941 年（昭和 16 年）に始まったとされ、皆さん御存じのとおり、先ほど議員も言われたように、終戦を迎える昭和 20 年まで、この戦争により多くの方々が亡くなっております。

中学校の学習指導要領では、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解できるようにして、国際協調と国際平和の実現のために努めることが大切であることに気づかせるようにすることとありますので、教科書を使って、その目標に沿った授業を本市では行つております。

また、本市での平和学習への取組についてという御質問だつたと思います。

本市では、市内の各学校の平和学習として、コロナ禍で実施できていない時期はありましたが、例年、小学校では広島県へ修学旅行に訪れ、平和公園や原爆資料館の見学、語り部さんの話を聞いて、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学習を深め、学校に帰つてからまとめを行い、見たことや感じたことを下級生に伝えるなどの取り組みをしております。

また、校区に戦争遺跡等のある学校では、現地を訪れ、地域の方から説明を受けたり、8 月の登校日などに平和学習を行うなど、各学校それぞれ工夫を凝らした平和学習を行つております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 質問（2）へまいります。

終戦記念日を伝える玉音放送について、お聞きをいたします。

玉音放送で、天皇は終戦と宣言いたしました。敗戦ではなく、終戦といった天皇の当時の力はどうのようなものであったのか、平和学習について、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） ただいまの御質問については、本市行政に対する質問ではないと考えますので、教育長として答弁を差し控えさせていただきます。御理解をお願いします。

以上です。

○議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 副市長、川田議員の質問に補足的になりますけれども、答弁をさせていただきます。

一般質問に関しましては、宿毛市議会の会議規則第62条第1項において、議員は市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができますと規定をされております。

ここで川田議員の通告書を最初に拝見したときに、大項目として平和学習についてとあり、小項目としては、（1）戦争とは何か、かつて日本で何が起きたか。（2）終戦記念日を伝える玉音放送について。それから、（3）戦後日本がどのようにアメリカを受け入れたかとあります。

これを拝見したときに、正直、この御質問の趣旨というか、真意を理解しかねておりましたけれども、その後、職員が質問の趣旨確認のための聞き取りを行った際も、正直、理解が難しかったというふうに報告を受けております。

議員各位におかれまして、重々御承知のこと

だと思っておりますので、大変恐縮ではございますけれども、改めて説明させていただきますと、会議規則とは、議会運営において、全ての議員が遵守しなければならない非常に重要なルールとなっております。

この会議規則は、昭和41年に議員発議で制定をされまして、以後、何度かの改正も全て、当然ですけれども議員発議でなされております。

つまり、議員自らがつくり、歴代の議員によって、長きにわたって遵守をされてきたものでございます。そういった非常に重要な根底的なルールとなっております。

川田議員自身、そのことはよく御理解の上で、この御質問いただいたとは思いますが、我々としては、この御質問は、市の一般事務に該当するものではないというふうに判断をいたしました。

先ほどの教育長答弁になったというふうに考えております。

なお、議員の議場での発言をどのように取り扱うのかは、議会の権限の問題ですので、これに関して口を挟むことはできませんけれども、今後、こういった同様の質問がされたとしても、宿毛市としての市の一般事務の範囲を超えるもの、つまり宿毛市としての責任と権限の及ばない内容について御質問いただいたとしても、なかなか答弁が難しいというふうに考えておりますので、その旨、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

私は、子供たちと共に、平和学習、戦争に命を捧げられた方についての平和学習、勇敢に戦った方々への尊敬の念も持って、目を向け、心を寄せてみる、そんな議会の内容にしていきたいと思いました。

了解いたしましたので、次の質問に移ります。

質問2であります。

市道桜町藻津線の街路樹について、お聞きをいたします。

6月議会で、市道桜町藻津線の街路樹について、東議員から、伐採要請に対する答弁がございました。このことから、街路樹が切られていることに怒りを持っている複数の住民が声を上げています。

市道桜町藻津線の街路樹伐採について、伺います。葉が落ちる、虫がわくなど、区長から声が上がったと言われる声があれば、区長は知らないという方もいたり、入院してる区長もいたりして、皆さん、近くの区長にお聞きになったわけではないというお断りもありましたが、市長に聞くと、みんなの意見を聞いたという市民もいたり、非常に曖昧な状況でありますので、皆さんの同意があったかどうかは不明であります。

住民説明が十分であったかということになります。行政の事業は、住民説明が十分あって、納得していくことが重要であります。

十分な説明があったのかどうか、経緯を伺います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 川田議員の一般質問について、お答えいたします。

市道桜町藻津線に植樹された街路樹の撤去については、本年の第2回定例会でもお答えしましたが、落ち葉や病害虫発生のため、地元より撤去を要望されておりました。

本年度は、県道宿毛津島線との合流点から、およそ350メートル間の撤去を行いました。

なお、今回の撤去につきましては、昨年の市政懇談会においても、宿毛小中学校への通学路について、歩道幅が狭く安全性が確保されていないとの御意見もいただいております。

そのような地域の声も勘案し、道路利用者の

視認性及び通行空間の確保をするための対策でもあります。

また、撤去に際しては、地元の地区長に相談した上で、街路樹撤去の前に、地区長を通して沿線住民の方々に対し案内文書を回覧し、周知させていただきました。

なお、内容について、特段の御意見はございませんでした。

以上であります。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 質問（2）へまいります。

街路樹の所期の目的について、伺います。

夏の日差しを遮ったり、排気ガスや騒音を和らげ、道路沿いの環境を守りなど、多々、最初の街路樹の目的があったと思われま

す。そのことについて伺います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

通常、道路に植樹を植える植樹帯の役割としては、道路構造令第2条の18におきまして、専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる带状の道路の部分というところであります。

市道桜町藻津線の開通当時は、同様の目的として設置されたと思われま

す。以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） （3）へまいります。



街路樹の重要性について。住民の皆様は、雨風が降っても木が遮ってくれた、強い日光も木があると目に優しいとされています。

私も、街路樹の重要性として、美しく統一感のある町並みを演出し、日照や風など気象の調節、ヒートアイランド現象に寄与する。そして、火災発生時に延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりを推進していく上で、重要な役割を果たすものと考えますが、街路樹の重要性について、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

道路の植樹帯及び街路樹の重要性につきましては、沿道の交通環境の整備及び生活環境の確保を目的とはされていますが、街路樹が成長しすぎ、道路施設の損傷や落ち葉、病害虫が発生し、沿線を含めた住民の生活環境が悪化しています。

また、街路樹により、歩行者等に対する自動車の視認性も悪くなり、交通環境の悪化も発生しています。

過去においては、高砂地区の当路線で幼い命が犠牲となる痛ましい事故が発生し、地元からの要望により、既に街路樹を撤去している箇所もあります。

そういった経緯もあり、年々、市民からの声も大きくなっているところです。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 質問（4）へまいります。

伐採の理由についてであります。伐採する理由はたくさんあると思います。

先ほど課長が言われましたように、枝葉が茂り過ぎると風通しが悪くなったり、交通の妨げになったり、樹木全体に日照や通風を確保して

健全に育てていく並木としては、形や個々の樹形を整えるために、枝の切除が必要になってきます。

枝が伸びすぎて、交通や道路、市民生活に支障とならないように、良好な状態を保つことが重要でありました。

基本的に住民の皆様は、伐採の理由について、誰がどのような理由で決断をしたのか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

先ほどより答弁させていただいているとおり、住民から寄せられた意見をお聞きし、地区長に相談した上で、沿線住民に周知を図り実施しております。

今後も地元と調整しながら、引き続き街路樹の撤去を実施してまいりたいと考えております。

撤去後につきましては、既に駅前周辺のエリアでは、花を植えるといった活動を通じ、住民の方々のボランティア精神や環境美化に対する意識の醸成を図る宿毛でお花おもてなし事業の取り組みも進めており、今回のエリアにおきましても、地域の声を聞く中で、そういったことも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 再質問を行わせてください。

木を切るのは、たやすいことではありますが、元の姿に再生するには何時間も要します。将来の財産が減少する恐れもあります。地球環境保全として、樹木には窒素や炭素の同化やCO<sub>2</sub>を削減する働きもあります。

目に見える効果は景観が向上します。見えな効果は、ヒートアイランド抑制、環境衛生の保全などがあります。この点について、どのよ

うにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

先ほどの質問の部分については、ヒートアイランド現象とか、その他の植樹に対しての役割について、どう思うのかということがあろうかと思えます。

そういうふうな目的、設置当時の当初の目的としては、美観とか、そういうようなこともあったらと思うんですけども、現在、街路樹を植えてから30年を経過しまして、木ないし、高木や低木とかが大きくなり過ぎて、特に高木なんですけれども、太くなり過ぎて、ほかの歩道であったり、そういうようなものを傷めてきたり、大きく成長して見えづらかったりというところの部分も、非常に多く問題視されてございます。

その中で、地元の方々に確認した上で、撤去をしまいたった次第です。

以上です。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

やはり緑というものは、非常に大切だというふうに思います。

ただ、当市におきましては、森林率が84%ということで、市全体で見れば非常に木が多い、そういった緑にあふれた町になっております。

逆に山を昨日より一般質問でもいただいておりますが、環境譲与税のような形で、ここをしっかり管理、整備をしていかなければいけないというのが、一方のそういった問題にもなっているところでございます。

そういった形の中で、この街路樹につきましては、本来であれば、歩行者の通行区分と車道との間に街路樹があつて、そこの通行を分けて、

それぞれが安全に歩行者も通行ができる、そういったものでなければいけないというふうに思っているところでございますが、残念なことに、この路線につきましては、歩道内にそういった街路樹の設置がなされているところでございまして、街路樹によって、歩行者の方々の通行を妨げるような状況になっておりました。

加えて、30年経過したということで、歩道が、その根によって段差ができて非常につまづくようなことがあるとか、また、これもこれからの当市の課題ではありますが、全国的な問題でもありますが、自転車というのは、本来は車道、これは軽車両でございまして、車と同じく車道を走る乗り物ではございますが、小学生、中学生であれば、歩道内を走ることも法律で許されているところでございます。

そういった形の中で、通行している子供たちが、あの狭い歩道内を自転車も、そして歩行者も歩いているということで、非常に危険だということで、保護者の方々、それから先ほど申しましたように、市政懇談会の中で地元の地区長さんからも、それに対する懸念の声が上がってきていた、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 行政側のお気持ちはよくわかりました。

それで、再質問になりますけれども、住民の方々は、どうしても景観上とか、そういう災害の面とかで残してほしいなという思いが立ち切れない方もいらっしゃいますので、一言、ここで申し上げたいのは、迷惑する人が、そういう、自分の所の木は、葉が落ちて大変だから切っしてほしいと、そう言われる方のところの近辺の木だけを切れればいい。こういうことも、皆さんおっしゃっている方がおられますので、このことについて、ちょっとお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

現在、街路樹の撤去については、進め方として、街路樹を撤去する事前に地元の方々に確認を取らせていただいて、地元の声も確認しながらの撤去を実施してございます。

そういう意味もありますので、これからも方法としては、そのような形で地元の確認を取りながら、撤去していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私の方からもお答えをさせていただきたいと思っております。

川田議員、迷惑されている方がいれば、その前の木を切れればいいんじゃないかというお話をされたんだというふうに思います。

当然、それも一つの理由ではありますが、先ほど来、土木課長のほうで答えをしているように、その通行帯の確保であるとか、また、周辺の方々のみならず、いろいろな方々が利用する歩道でもございますので、周辺の方々の御意見というの、当然聞いていかなければいけないところでございますが、やはり子供たちを通学させている学校の保護者の御意見であるとか、そういったものを集約をしながら、方向性を決めながら撤去に向けて動いていきたい、そのように思っているところでございます。

なお、撤去した後の活用につきましては、先ほどお話をさせていただいたように、当市は今、花でおもてなしをしようということで取組をさせていただいております。ぜひ、周辺の方々、率先して、撤去したところに花を植えていただく。

また、子供たちが通学していて、狭くなっているようなところは、これから舗装をするなど、そういった子供たちの通学路としても整備をし

ていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解しました。市民の皆様も了解されたかどうか分かりませんが、質問をさせていただきました。

（5）へまいります。

この伐採の業者、費用、そして抜根作業等について、教えてください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

今回撤去した街路樹等の費用につきましては、高木撤去19本、低木撤去、抜根130平米、約120万円です。

工事は、市道桜町藻津線ほか除草剪定業務委託で、有限会社池田造園が実施しています。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 抜根作業は、根は残すということでしょうか。再質問させていただきます。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

高木については、根は現在残ったままです。高木の根については、ある程度、一定の期間、上からカバーをして、その後腐った根を掘り起こすというような形をとりたいと思っております。

そして、低木部分については根も一緒に取ってございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 根を残しますと、カバーをかけておくと言われておりますので、切断面にグリホサートとか、そういうことを塗るということではなく放置ということでございます。

かね。

そうなる、シロアリなどがわくということになって、民家の方へもシロアリが当然、繁殖していくということになりはしないかという心配がございますけれども、そのことについてお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

現在、高木の根のところから上から防草シートをかぶせてございます。そのところで水が入らないようにはしておるんですが、先ほどからのお尋ねのとおり、アリが入って、そこからシロアリとかそういうのがわくのではないかといいところでありまして、土木課としては、今後とも適切な管理をして、その根を腐らせて、その腐った根を取っていくというような方向でいきたいと考えています。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） このように、住民の皆さんが、周知をされていない方とか、御不満を持っておられる方もおりますけれども、近隣地域の周知、また御挨拶、機械による騒音等などが決定したら、なるべく早く御近所に御挨拶に伺い、住民の了承を得ておくことが大切だったのではないかと考えますけれども、その点について、いかがでしたでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えさせていただきます。

答弁につきましては、先ほど説明させていただきました経緯の内容と同じでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

それでは、最後に、伐採の注意点といたしま

して、日本は国家神道、何かを建設するときや木の処理をするときには、全て神が宿るという考え方があります。

この習慣から、伐採に対して供養の気持ちを表すための御祓いの儀式などは、執り行われたのでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、川田議員の質問にお答えいたします。

宗教的な部分については、行政のほうで携わるものではございませんので、先ほどの御質問に関しては、そういった対応は一切してないということでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次、大きい3番にまいります。

公共施設のバリアフリー化について、お聞きをいたします。

生きがい大学が7月にございまして、文教センターで行われていますけれども、会場づくりの椅子は可動式ですから、上から全体がおりてきて設定をされます。

着地点と床とのギャップがございまして、その段差が高かったことから、倒れた受講者がいました。

支えがないと、痛みがあつて歩けない程度の受講者は、91歳か92歳ということでしたけれども、その後、検査で骨には異常はありませんでした。

病院は、ひとり暮らしのことから入院をすすめましたが、本人は気丈な方でしたので帰られました。

そして、受講者の複数の方に伺ってみますと、そこはいつも怖いと感じるところがある。注意が要るという声が複数ありましたので、障害を

抱えている方、また高齢者の方が思いがけないことにならないために、段差解消などバリアフリー化を促進するため、平成18年6月に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律には、移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するため、公共施設のバリアフリー化を推進する。またバリアフリー化のためのソフト施策を充実するとありますが、当市の公共施設のバリアフリー化について、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

公共施設のバリアフリー化につきましては、公共施設を新築する場合には、高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づきまして、障害者や高齢者等も安全かつ快適に利用できるように配慮をしているところでございます。

また、既存施設につきましては、利用者等の意見も参考に、優先順位をつけながら、安全に利用できるように対応を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次の質問です。

生きがい大学の受講者の事故等の安全の確保と、保険整備が確保されているか。また受講者の事故の対応等について、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

生きがい大学事業の安全管理につきましては、スタッフに看護職を配置し、緊急時に対応できる体制を確保するとともに、必要に応じ階段の上り下りの介助、夏場は熱中症対策として、室温などへの環境へも配慮し事業を実施しております。

7月に起こった受講者の転倒を受け、対応のあり方を課内で再度確認・共有しましたほか、先日開催しました生きがい大学からは、階段の上り下りに不安がある方への対応として、講演前後の声かけ、フロアへも椅子を配置することいたしました。

なお、事故や受講者の体調が急変した際には、同行する看護職が、その方の状態により、医療機関受診支援などの適切な対応を行っています。

また、保険制度につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険が適用され、受講者の医療費等の負担をできるだけ少なくできるよう体制を整えています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 生きがい大学ほか、社会参加は、生きる領域だから大切にしたいものです。

障害者基本法や高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律を生かして、守るべき人を守るのは行政の大切な役割と考えます。

よろしくをお願いします。

次、4番にまいります。

新型コロナウイルス対策について。

ワクチン接種について、予防接種法で、知事、市町村長が主体である交付については、理解をしております。

しかし、ワクチンが有効ならコロナは収まるはずですが。接種後、体調の悪い人は自己責任でしょうか。医者は、自分が打った患者を放っておいてよいのでしょうか。強い怒りをもちます。

多くの国民は、自分で情報を取りに行く方は少ないです。調べ方も分からない人、そして行政を信じて打つ人と様々です。

ワクチンを打つまでは、超過死亡はありませんでした。若い人が訳もなく死ぬことはありません。今起きていることが、治験の結果ではな

いでしょうか。身近な人に起きてはじめて、新聞・テレビが情報統制されていると気づく人が増えてきました。

令和5年1月20日、首相官邸情報です。日本国内の反ワクチン者の状況は、1回目終了時は18.6%、2回目終了時は19.6%、3回目終了時32.1%、4回目終了時56.2%、5回目終了時79.2%、そして先日の6回目は、約2,000万人となっています。

国への報告、接種後死亡が今、2,076人が認定されています。そして副反応3万6,457件、これは過去45年間では、3,522件でした。

国会でも、これだけ人が死んでいるのに議論も行われません。疑問を持たずにはいられません。

とにかく、感染、感染とメディアが恐怖感を与え、繰り返してきました。

接種後、数日後に亡くなった声も聞いています。私の周りにもいます。

副作用のため、生活が変わらざるを得ない人生となった方から、治療費の補償をしてもらいたい。接種後、足が痛くなった。言うとおりに接種をしたが、国は国民の命を守ろうとしているのか疑問がある。

任意だから、接種券は希望者だけでよいと市へも伝えたという方もいらっしゃいました。私たちの疑問を、しっかり国に問うて答えていただきたい。

少なくとも、自治体の役目だと声をあげる市民に、これらの現実が当市にもあることを知っていただきたい。

質問を行います。

秋接種について。

この秋接種は、今年前半に多かった派生型新型コロナウイルス対応XBB、1価ワクチン接種についてであります。日程、対象者、その他概要をお

伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン秋開始接種の対象者は、初回接種の1回目、2回目を終了した生後6か月以上の全ての方が対象となります。

宿毛市の対象者数は、令和5年8月15日現在1万5,081人となっており、そのうち接種券発送対象者は7,674人で、案内文書発送対象者が7,407人となっています。

この案内文書発送対象者とは、これまでの接種機会に接種券が発送されているが、接種を受けておらず、既にお手元に接種券がある方で、ワクチンの間違い接種などの防止の観点から、接種券は同封せずに、案内文書等を送付する方となるものです。

使用するワクチンは、オミクロン株XBB1.5に対応した1価ワクチンとなります。

国が示す接種期間は、令和5年9月20日から令和6年3月31日までとなっており、公費負担での無料となります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 再質問を行います。

9月1日、オミクロン株対応ワクチンの一部変更がありましたけれども、このことについて、教えてください。

今、課長が言われたのは、武漢型を2回打って、2価ワクチンなどを打った方を言ったと思うんですけども、9月1日、オミクロン株対応ワクチンの一部変更がありましたのは、初回でXBBを打つということが叶うことになりましたので、そこのあたり、XBBを1回、2回と打って、あけて3回目を打つということになっておりますけれども、この内容を少し詳しく教えていただけますか。

お分かりになるのであれば、教えてください。

次、イにまいります。

接種者全員に交付ということでございますけれども、全員とはどういうことでしょうか。

コロナにかかった人、かかって症状が出てない人、症状が出ている人、もう免疫を持っていますので、ワクチンは不要ではないかと思えます。

感染しても認識のない人も、免疫を持っています。接種後、副反応が強かった方は、危険だからしないのがよいのではないか。こういうことを思いますと、全員に打つのは疑問があります。

体に負担もかかるし、ワクチンの危険性もあります。打たせる利点があれば、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

全員接種することの利点についてという御質問ですが、全員接種することで、個人が免疫を獲得し重症化を防ぐことができるというメリットや、集団免疫により社会全体が感染症から守られるという効果が期待されることはあると考えますが、ワクチンによっては、接種で重症化を防ぐ効果があっても、感染を防ぐ効果が乏しく、どれだけ多くの方に接種をしても、集団免疫の効果が得られない場合もあり、またアレルギーなどで接種を受けられない方や新型コロナウイルスに罹患したばかりの方などもいらっしゃるため、ワクチン接種につきましては、全員接種を目指すものではなく、接種を受けるかどうかは、御自身で御判断していただくものと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今回も集団接種会場を

利用されるということでしょうか。

再質問になりますけれども、そのときに、特定の背景を有する接種者の方の注意点、既往歴を持つての方とかいらっしゃいますし、1回目接種のときに、副反応が強かったとか、健康状態を害したとかいらっしゃいますので、そういう接種適否の判断を慎重に行い、予防接種の必要性、副反応、有用性について、十分その現場で説明を行っているでしょうか。

同意を確実に得た上で、注意をして接種すること等、医師への周知ができていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

これまでも答弁させていただきましたが、ワクチン接種に関しましては、あらかじめ接種券に、ワクチンの説明書等を同封させていただきまして、接種医による御説明、また相談を直接、個人の方は接種医と相談されて、御自身の体調等を考慮して、接種の判断をされていると認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） はい、安心いたしました。

集団免疫であります、厚労省ははじめ、2回接種で集団免疫ができると言っていましたが、もう7回目であります。9月20日から7回目であります。

集団免疫の説明をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

集団免疫についての御説明をいたします。

集団免疫とは、ある病原体に対して、人口の一定割合以上の人が免疫を持つと、感染患者が

出ても、ほかの人に感染しにくくなることで、感染症が流行しなくなり、間接的に免疫を持たない人も感染から守られることを言います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） もう集団免疫ができたから、今の感染状況はかなり落ち着いている状況ではないかと思えますけれども、よく理解をしていかなければならない、7回目の接種でございます。

エにまいります。

これからの接種の計画について、お伺いをいたします。

厚労省も、人口の一定割合の人が免疫を持つと、感染患者が増えても他の人に感染しなくなる状態のこと、先ほど課長が言われましたように、集団免疫とはそういうものであるといわれております。

新型コロナワクチンによって、集団免疫の効果があるかどうかは、分かるまで時間を要すると。それを言うておりますけれども、もう3年たちました。しかし、効果のデータは出ておりません。

今も感染者が頻繁に出ていることから、変化するウイルスには効果がないのではないかと、疑問を持っています。

質問いたします。

ワクチンによる副反応被害が出ていることから、これからの接種計画はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

本市の今後のスケジュールについて、御説明いたします。

本市では、これまでと同様に、宿毛市役所に設置する宿毛市臨時診療所での集団接種と、市

内医療機関で行う個別接種を併用して実施いたします。

日程につきましては、接種券などの発送スケジュールの都合上、9月27日の個別接種からの開始となる予定です。

なお、令和6年度以降の接種につきましては、現時点で示されているものがないためお答えできませんが、引き続き国の指示に基づき、実施してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

来年の3月31日までの予定ということですね。

オへまいります。

ワクチン接種対応の変化について、お伺いをいたします。

医師会の動きも変わりました。推奨はやめると言い出しました。また8月9日、ワクチン分科会の内容を見ると、10人中5人がかわりました。

副作用は現実には起きている。有効性があるなら、バランスをとるように。子供には効いていないといえない。免疫があるから、大人も6割効いているとはいえない。子供に打たせるな。効果も安全性も確立していない。人のデータを出してからにせよと、ワクチン分科会の中でも、こういう意見が出ています。

ワクチンは新技術のため、予期せぬ症状が出る可能性があるとして、札幌市ではチラシを配布しております。

接種後、気になる症状がある場合は、かかりつけの医者に相談を、と札幌市はこういう手厚い、住民へのチラシを配布していますが、この自治体が私は最先端ではないかと思えます。

質問します。



医師会の変化や自治体の変化を考えれば、交付については、国に準じることは理解をいたしますが、新しい変化については、接種に対する住民への配慮が自治体として必要ではないか、御見解を伺います。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

本市の対応といたしましては、今後も変わりなく国の指示に基づき、市民の皆様に必要な情報を届け、国の指示・方針に沿った、適切な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次、カへまいります。

今の状態が、抗原原罪でないのかどうか、ちょっと疑問に思いますので、お伺いをいたします。

今まで武漢型マウスの実験で、BA.5の2価ワクチンとしましたが、BA.5の抗体が上がリません。次の株を混ぜたら、BA.5が上がって、XBBが上らないので、昔の単価を打てば、XBBの抗体が上がるのではとしましたが、単価で打っている刷り込みができて、XBB抗体は上がりません。

しかし、厚労省のパンフレットには、4倍上がりましたとなっておりますが、これは抗原原罪が気になりますが、抗原原罪のことについて、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

抗原原罪についての御質問ですが、抗原原罪と同一の現象と言えるものかどうかは分かりかねますが、川田議員のおっしゃられる現象は、免疫刷り込み現象と言われるものに当たるのではないかと考えますので、厚生科学審議会予防

接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の資料から御説明させていただきます。

免疫刷り込み現象とは、最初に接種を受けたワクチンの情報が免疫に刷り込まれて、その後、別のワクチンの株を受けた場合でも、最初の株で刷り込まれた免疫が、継続して活性化する現象のことを指すと言われておりまして、オミクロン株対応2価ワクチン接種後、オミクロン株に対して、期待していたほど中和抗体価が上昇しないことについて、この免疫刷り込み現象による可能性が考えられるのではないかと、議論されております。

このことに関する見解につきましては、本市でお答えできるものではないと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今、課長が説明いただきました抗原原罪、まさに今、その状態が起きている状態ではないかと想像されます。それはわかりません。私も専門家ではございませんので。

XBBは4倍になるということでございます。次、キへまいります。

乳幼児の予防接種計画について、お伺いをいたします。

予防接種スケジュールによると、mRNAワクチンを生後3回打ち、その6か月後に、麻疹ほか生ワクチンを含む6本同時接種とあります。mRNAワクチンで免疫抑制された状態で、生ワクチンを接種すれば危険だと言われております。

この予防接種について、ちょっとお伺いをいたします。

6か月後からワクチン接種できますけれども、その間に3回接種になっていますよね。6か月から5歳まで、なってますでしょう。

その6か月後にずっと、普通の生ワクチンの

接種が始まりますよね。その時間が、あまり近いと危険ですよっていう話なんですけれども、そのことについて、スケジュール等、今度、臨時接種ですよ、mRNAワクチンは。

臨時接種なっていくます。そこへ、麻疹とかほか従来の接種が入ってきます。

そういうことで期間が短いということになって、アメリカでは物すごく被害が出ていますので、当の日本もそういうことになっていくと、被害が出るのではないかと心配をされておりますので、お聞きをしております。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

川田議員のおっしゃるワクチンの接種期間について、その安全性が確保されているのかという御質問かと認識しております。

新型コロナワクチン接種は、生後6か月の乳児から対象となりますが、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外のワクチンの同時接種は、できないことになっております。

ワクチンの接種間隔につきましては、片方のワクチンを受けてから2週間後に、ほかのワクチンを接種できることとなっております。

特に、乳幼児期の子供は、定期接種の数も多いことから、こちらを川田議員御心配されているのかとは思いますが、保護者の皆様は、子供の体調と接種間隔を考慮しながら計画を立てて、必要な時期に保護者の判断のもと、接種を行っていただいております。保護者と接種医との間で、接種間隔が確認されているものものと認識しております。

日本で定められている接種間隔が、アメリカの接種間隔などを考慮されているかどうかについての御質問につきましては、本市のお答えできる範囲のものではございませんので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ほぼほぼアメリカに追従しておりますので、危機感を持っております。

それで続々と短期間で、このmRNAの臨時接種に、従来のワクチンスケジュールが入ってきた子供たちに、たくさん被害が出ていますので、その接種期間を長くすると被害が減ったということが、また結果として出ておりますので、そのあたり、お母さんなんかにも調べる力、もう分からない、手だても分からない方もいらっしゃるかも分かりませんので、mRNAを受けた子供さんを持つ保護者の方は、そのあたり、しっかりとサポートしていただきたいと思っております。

お願いします。

次、（2）の子供の新型コロナ感染症対策の検証について、お伺いをいたします。

感染対策の子供のマスクについて、お伺いたします。

いまさらマスクですかと思われるかも知れませんが、感染症対策に問題点がありましたことは事実で、次へ備えることが重要です。

令和2年1月ごろから感染者が出て、マスクの周知を徹底してきたと、前議会で答弁がありました。

学校では、マスクの着用を強いられ、着用が習慣化されました。マスクの着用は熱中症のみではなく、どういうことが起きているか。

子供たちの現場では、様々、被害を被った子供たちの悩みを聞かされてきました。

マスクをつけるように要請したときは、子供たちの意思を尊重したのかどうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

これまでの川田議員の御質問でも、再三お答えさせていただいておりますが、コロナ禍での学校におけるマスクの着用につきましては、文部科学省が作成しました、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルで対応してきており、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律上の2類対応の場合には、学校では、基本的にマスクの着用をすることが望ましいとされ、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外し、換気や十分な距離を保つなどの配慮をお願いする対応を取っております。

本年5月8日付で、新型コロナウイルス感染症は、5類感染症となったことから、学校教育活動におきましては、児童生徒に対してマスクの着用を求めないことが基本となっております。

これまでも申し上げてきましたように、学校における新型コロナウイルス対応は、衛生管理マニュアルにより、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障してきたものであると考えておりますので、衛生管理マニュアルに準じて、学校においては、感染症対策を取る中で対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 子供たちは、マスクによって、息苦しさや頭痛を訴えた子供がたくさんいました。このことは、マスクの中でどういう状況が起こっているのか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

学校におけるマスクの着用についての相談は、2類対応時には数件ございましたが、各校が衛生管理マニュアルに応じて適切に対応していただき、児童生徒・保護者の方々も、一定御理解

をしていただいたと考えております。

5類対応になった本年5月以降のマスクの着用につきましては、学校生活におきましては、原則マスクの着用は必要ないこととなっておりますので、本市におきましても、各校に周知を行っております。

現在では、マスクを着用しない児童生徒が増えてきていると思いますが、引き続き、校長会等で周知を図っていききたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マスクは、口呼吸に100%なると専門家が言っておりますけれども、口呼吸についてお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

マスクと口呼吸についてという御質問ですが、子供がマスクを着用することで、口呼吸になることについて認識があるかという御質問になるかと思いますが、子供に限らず、マスク着用での生活により、息苦しさや話しづらさから、マスクの中で知らず知らずのうちに口が開き、口を開けて呼吸をする口呼吸になりやすいという問題があり、口呼吸が慢性化すると感染症にかかりやすくなるなど、様々な健康上のリスクが生じることがあると言われていることは認識しております。

また、口呼吸によって引き起こされる病気としましては、一般的に小児期ではアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、気管支喘息などが挙げられ、虫歯や歯肉炎の増加や集中力の低下なども注意が必要とされております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 口呼吸による弊害があ

ると、今お聞きしました。

そのことで、子供たちに何か対策としてお願いしていたことがありましたら、教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えさせていただきます。

マスクを着用することによる口呼吸の弊害について、子供たちに周知したのかという御質問でございます。

これまでの質問でも、何度か答弁させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の対策を取りつつ、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、文部科学省では、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを作成しており、各学校では、そのマニュアルを参考に、感染症対策に努めております。

これまでに示されました衛生管理マニュアルには、マスク着用により口呼吸の弊害についての記載はないため、学校において子供たちに周知は行っておりません。

今後におきましても、本マニュアルを参考にしつつ、児童生徒が安心して、充実した学校生活を送ることができるよう努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 子供たちに、口呼吸、のどが乾くということを認識していることは、本人は少ないと思いますけれども、水分をしっかり取るとか、それから時々小まめに外すとか、対処療法もあります。

ぜひ、これからマスクが必要なときには、そういう対応を、子供たちに行っていただきたいなと思います。

子供たちは、全ての器官の代謝が活発で、マ

スクは脳から酸素を奪います。子供たちの酸素を制限することで、それによる脳の損傷は元に戻すことはできないと、九州大学佐藤 武教授が言っておられます。

エにまいます。

不織布マスクを長時間使用していると、ホルムアルデヒドほか発がん物質が含まれているということがわかりました。長時間になる方は、不織布マスクなど、安価なものは避け、布マスクで代用するようにとあります。

これは、吸入により人間に対して発がん性の可能性があるという意味しているのではないかと、結果が出ていることから、子供たちのマスクについて、よいものを子供たちに提供するために、どのような考え方が必要なのか、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

不織布マスクと化学物質の関係について、本市でお答えできる内容ではないと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マスクをつけろ。つけるようにと、子供たちに要請をしたということなんでしょう。マニュアルにあるから、つけるようにと言われたんでしょう。そのマスクのよいもの悪いもの、見分ける方法を子供たちにしっかり伝えていかなければ、子供たちの脳に損傷が起きたり、またホルムアルデヒドを吸ったり、健康を害しますよということをお聞きしているわけです。

次へまいます。

オ、2歳未満の子供のマスク着用について、お伺いをいたします。

2歳未満の子供のマスク着用については、行政として、市民へ事故が起こらないためにも、警告をしていく必要があるのではと思います。

2歳未満の子供のマスクは不要である。むしろ危険であると、広報で伝えていることが重要であると思いますけれども、行政としてはどのように考えているのでしょうか、御見解を伺います。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

小学校に上がる前の年齢の乳幼児のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満は推奨しないとされておりまして、本市でも保育園や各種健診の場などでは、マスクの着用は求めておりません。

子供のマスクの着用に関する考え方は、厚生労働省のホームページなどでも広く周知されており、多くの市民の皆様に着用して、状況に応じた対応が取られていると認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 周知は、届いている方もいらっしゃるけれど、届いていない方もおりますし、現実に見ますので、危険だなど思いながら見ていることもありますので、そういう保護者の方に、漏れなく、子供は危ないよということの周知をしていただきたいと思います。

9月1日、感染症危機対応新体制となる内閣感染症危機管理統括庁が発足しました。マスクは感染結果が認められないと、ビッグデータとしてきちんとあるのに、またワクチンで人が救われているかわからないのに、これからは統括庁が指示する立場になっていくことになります。

そうすると、自分の健康を守るのは国、県、市町村ではなく、命を守るのは医者ではなく、自分の知識がますます求められることになるのではないかと思います。

(3)にまいります。

大人と違う子供の感染について、お聞きをいたします。

政府が危機感をあおる中、ドアノブやおもちゃ、あらゆる物の消毒に、過剰なまで取り組んでいましたが、子供たち、18歳くらいまでなんですけれども、重症化や死亡事故は非常に少なかった。このあたりのデータがありましたら、お願いしてありましたけれども、どうでしょうか。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

大人と子供の感染についての見解、データがあるかどうかとの御質問ですが、そのようなデータは本市としてはございませんので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） これは受託義務ですので、質問ができないことはないです。ちゃんと私も調べました。

でも、国へ聞いていただければ出ると思います、このことは。でも、ないということですので。

私は、調べました。県のホームページには、21年からずっと載っています。でも県だけではなく、全国的、また世界的に、日本小児科医会が明らかにしている資料があります。3つあります。

1、国内外において、子供の感染者数は少ない。中国2.4%、アメリカ1.7%、韓国10歳未満が1.0%、日本国内はゼロから19歳までが3.9%。

2つ目、子供は感染しても軽症が圧倒的で健康な子供の重症例は少ない。国内の小児、ゼロから19歳3.9%。

3つ目、感染拡大の主体は、大人から子供である。

子供の患者のほとんどは、家庭内において保護者から感染している。これまで、子供から大人、子供から子供の伝播報告は極めて少ない。

例も出ています。香川県の保育園職員11人感染しましたが、園児の感染は147分の2。富山市の小学校の事例、教師が1名、生徒5名の感染は、学校内のクラスターでないと判断されています。

ほか、いろいろありますけれども、こういうふうには、高知県だけでなく日本全体、そして世界全体を日本小児科医会が明らかにしています。

このことについては、県のほうにも詳細を求めまして、ほぼほぼ、計算の仕方は分からないでしょうけれども、数字は単純なものではなく、きちんと子供の割合、大人の割合を出したものとと思われる、県の方の感想は、そういう御意見でした。

当市の見解といたしまして、日本小児科医会がこのように回答している、大人とは違う子供の感染について、どのように、今、思われますでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

先ほどの答弁と同様の形になるかと思いますが、大人の感染と子供の感染についての見解との御質問ですが、本市において、感染者の人数把握や分析はできておりませんので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 川田議員に再度申し上げます。

一般質問とは、当市の行政事務に関することを質問する場でありますので、明らかに川田議員の質問は、その範囲を超えていると思われるま

すので、十分に注意をして、一般質問を続けてくださいますようお願いをいたします。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 質問できる範囲を超えてはいません。私もきちんと聞いておりますので。

でも交付については、市町村、県が交付についてはその任務を担っておりますので、そのことについては文句を言っておりません。

ただ、危ないですよという情報です。自分で調べてください。私の調べてる範囲はこれだけのことですけれども、御自分で、皆さんが調べてください。そして任意ですので、接種をするかしないか、様々な情報を持って、接種をしていただかないと、危険な目に遭うということになってからでは遅いので、私は質問をさせていただいております。

しっかり行政のほうは、厚労省に聞いていただければ答えが出ますので、答えが出て、そして私たちに教えてください。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 暫時休憩にいたします。

午後 2時33分 休憩

-----

午後 3時07分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川田議員に申し上げます。議場においては、地方自治法に基づき、秩序を維持する権限を議長が有しております。今後の一般質問に当たりましては、川田議員は、議長の注意等に基づき質問を継続することができますか。

9番川田栄子君。

はっきりおっしゃっていただきたいんですが。

川田議員は議長の注意に基づいて質問を継続することができますか。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） そうですね、行ってまいります。

○議長（川村三千代君） それでは、川田議員の一般質問を継続いたします。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 続きまして、5、マイナンバーカードについて、お尋ねをいたします。

このシステムで大事なことは、個人情報も技術的にも法的にもしっかり守られることであります。

しかし、漏えい情報が相次いでおります。利用範囲はなし崩し的に広げ、国会を通さずに拡大できるようになりました。

もしカードを落とし、4桁の暗証番号が何かの理由で知られたら、第三者が情報を簡単に見れるおそれもあります。

質問します。

マイナンバーとマイナンバーカードについて、それぞれ内容の意味に違いがあると思います。

丁寧な説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバーとマイナンバーカードの違いや趣旨について、御説明をいたします。

まず、マイナンバーとは、日本国内に住民票を持つ全住民に付番される12桁の番号ですが、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現を主な目的といたしまして、法律等で定められた手続で使用されており、行政手続において、複数の行政機関が情報連携することにより、必要な添付書類が減るとともに、事務処理もスムーズになるものでございます。

一方マイナンバーカードは、これらの手続を行う際、システム上の窓口であるマイナポータル

ルにアクセスするための鍵のような役割を果たすICチップ付のカードであります。マイナンバーのほか、所有者の顔写真や住所、氏名、生年月日、性別が記載されており、本人確認書類として利用していただくことが可能であり、交付申請した方のみがお受け取りいただけるものとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 日本はデジタル化が遅れると、デジタル大臣も言っておりますけれども、番号だけを使うだけでも、もうデジタル化はどんどん進んでいくんじゃないかと思われましても、このマイナンバーは、行政の中だけにしか使わないのでしょうか。マイナンバーというのは何に使うものなのでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーでございますが、法律等、社会保障や税、災害対策の分野などで定められた手続で使用されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マイナ保険証は顔認証が1回失敗しますと4桁の数字が3回で無効になります。となると、紛失ということで、再発行をお願いするわけですけれども、その日数というのはどれくらいかかるのでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

マイナ保険証の取り扱いについてでございますが、マイナ保険証につきましては、顔認証で利用できるタイプと、4桁のパスワードで利用

できる、医療機関の窓口に置かれている機器が  
ございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 無保険者にならないの  
ですかね。紛失とかして、申請したら、どれぐ  
らい日数がかかるかっていう。その間、無保険  
者にならないんでしょうか。

紛失して申請している間の期間のことをお聞  
きしていますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議  
員の御質問にお答えします。先ほどは失礼いた  
しました。

まず、4桁のマイナ保険証を使用する際のパ  
スワードについてです。

医療機関の読み取りをする機械によりまして、  
顔認証で利用できる機械と、4桁のパスワード  
を認証して利用できる機器がございます。

それから、マイナンバーカードを紛失した場  
合と、保険証の機能等の御質問があったかと思  
います。

まず、マイナンバーカードにつきましては、  
現在、申請をいただきまして、約1か月程度で  
再交付等が、諸所の期間にもよるとは思います  
けれども、そういった期間で対応がなされてい  
るところです。

それから、パスワードにロックがかかった場  
合につきましては、お手数はおかけするんです  
けれども、市民課または支所の方で、ロックを  
解除する必要がございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ロック解除はわかりま  
した。

申請も、これ1か月、無保険者になるんでし  
ょうか。

今、紙の保険証がありますので、今は心配は  
必要ないかも分かりませんので、さきにまいり  
ります。

今、ありますから紙の保険証。

保険証の別人ひもづけが、8,441件、公  
金受取口座は別人にひもづけたとか、情報のひ  
もづけトラブルが各地で相次いでいました。

マイナンバーカード取得とマイナ保険証の当  
市の取得率、それを利用する現場の今の状況な  
ど、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議  
員の御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの保有の状況につ  
いて、御説明をさせていただきます。

現在、総務省の公表値といたしまして、交付  
枚数から、死亡や有効期限切れなどにより廃止  
された枚数を除いた保有枚数により、公表され  
ておりますので、保有枚数率でお答えをさせ  
ていただきます。

総務省が公表する資料では、本年1月1日時  
点の人口に対する8月末現在の本市の保有枚数  
率は約80.6%となっております、全国の  
保有枚数率は約71.7%、それから高知県の  
保有枚数率は約69.0%となっております。

それから、医療現場等のトラブルであったり  
不具合、それからさきの質問で、保険証が手元  
にないとか読み取れない、こういったところの  
話もございましたので、一括してお答えをさせ  
ていただきます。

まず、医療保険に関しまして、宿毛市では国  
民健康保険と後期高齢者医療保険を所管してお  
りますが、両保険につきまして、これまで医療  
機関等から、トラブルの報告は受けてございま  
せん。

それから、医療機関でマイナ保険証が読み取  
れないとか手元にない、こういったところの対



応についてでございます。

カードの読み取り機器の例えば不具合でございましたり、システムへの反映が遅れる、こういったことなどによりまして、マイナ保険証、カードの読み取りができない、こういった場合、加入する健康保険組合の名称などを新設された申立書に記入をして提出をすれば、医療費の患者負担が通常どおり、1割から3割となる取り扱いにつきまして、8月から始まっているようなところでございます。

なお、本市内の医療機関や薬局の大半でマイナ保険証が使用できますが、一部で機器の導入ができておりませんので、使用できない医療機関等がございますので、そこは御留意いただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今、お聞かせいただきました、国が71.7%、本市が80.6%、県が69%と、本市は当然高くなっておりますけれども、当市の取得率が高いというのは、理由はどう分析されていますでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

本市の取得率、保有枚数率でございますが、全国でも上位の方だと認識をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 上位というのはわかっておりますけれども、なぜ上位になったか理由があると思いますけれども、分析されていますでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 川田議員に申し上げます。

川田議員の一般質問の時間は既に90分に及

びましたので、会議規則第57条の規定により、発言を禁止いたします。

9番川田栄子君の一般質問は終了といたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

-----

午後 3時52分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、会議規則第65条の規定により、発言取消の申し出がありますので、この際、これを許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田でございます。

先ほどの私の一般質問の中で、表現が不適当なところがありましたので、「よろしく願います。」の次から、「質問に入ってまいります。」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時54分 延会

令和5年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和5年9月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第31号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第31号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦尻 学 典 君
3番 小谷 翔太 君	4番 川村 圭一 君
5番 東 新 君	6番 今城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三木 健正 君
9番 川田 栄子 君	10番 川村 三千代 君
11番 高倉 真弓 君	12番 野々下 昌文 君
13番 松浦 英夫 君	14番 寺田 公一 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平 純 君
議事係 長	桑原 美穂 君
庶務係 主任	宮本 恵里 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	上村 秀生 君

総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	桑原	一	君
危機管理課長	有田	巧史	君
市民課長	岡本	武	君
税務課長	朝比奈	淳司	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	松田	まなみ	君
長寿政策課長	谷本	裕子	君
環境課長	谷本	和哉	君
人権推進課長	川村	志保	君
産業振興課長	岩本	敬二	君
商工観光課長	長山	敏昭	君
土木課長	太田	芳宏	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	畠中	健一	君
水道課長	宮本	潤	君
教育長	鎌田	勇人	君
教育次長兼 学校教育課長	和田	克哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平	成也	君
学校給食 センター所長	平井	建一	君
総務課主監	大海	則次	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番堀 景君。

○7番（堀 景君） おはようございます。7番、堀です。

本議会、この一般質問も3日目に入りました。よろしくお願ひします。

通告に従いまして、質問したいと思ひます。

まず、1の旅客不定期航路事業についてであります。

前回の6月定例会において、新規事業等調査票として予算要求されたときに、初めて目にした事業でありました。

私は質疑もいたしまして、内容を確認させていただいたのですが、私が調べる中で複雑な部分も見えてきました。

一般的に、どういう形の船舶や航路であれば、旅客不定期航路事業となるのか、内容の詳しい説明をお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えさせていただきます。

旅客不定期航路事業とは、一定の航路に13人以上の旅客定員を有する船舶を旅客船として就航させ、旅客運送をする定期航路事業以外のものと規定されておりまして、海上運送法を根拠法とする国の許可事業となっております。

遊覧船としてのグラスボートや屋形船なども本事業に該当いたしますが、本市での特徴を申し上げますと、市営定期船を運営する中で、定員超過が発生した場合の臨時便や時刻表どおりでない航路を希望される利用者がある場合など、定期船では対応できない場合に運行する事業、

いわゆるチャーター船でございます。

なお、沖の島渡船組合連合会で設定しているこのチャーター船の利用料金は、片島から沖の島・鶴来島区間、片道で税抜き4万5,000円、往復で税抜き7万円と設定されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） よくわかりました。

次に、宿毛市における現在の登録業者についてであります。今年度の登録業者はどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

本市における旅客不定期航路事業者につきましては、8人の個人事業主、3つの法人、合わせまして11社、12隻の渡船業者が許可を受けている状況となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 再質問させていただきます。

11社12隻となっておりますと説明いただきましたが、これは、沖の島渡船組合の業者のみの登録、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の再質問にお答えいたします。

お見込みのとおり、登録を受けている事業者は、沖の島渡船組合連合会に加入されている事業者となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） それでは、昨年度の登録業者の実績についてであります。昨年度、市や県が要請して船をチャーターした回数と、どのような用途で利用されたのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えさせていただきます。

令和4年度における不定期航路運航実績につきまして、宿毛市であった実績といたしましては、宿毛市各課や委員会からの依頼等により、53日の実績があったと事業者からお伺いしております。

この利用につきましては、夜間利用または沖の島から鶴来島の運航とか、いろいろあったと聞いております。

本市でチャーター船を利用する実績といたしましては、し尿のくみ取りの事業時であるとか、または選挙の投開票、または、医師の搬送、そういうものに活用をされております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 市の利用は53日ということでございます。そうしますと、10から11業者ですので、年間の回数は、1隻当たり平均5回ぐらいになります。

この事業は、市の定期船事業と旅客不定期航路事業との運行により、沖の島の島民の安定した交通手段を確保できているということがよくわかりましたが、続いての（2）の旅客不定期航路事業の補助金についてであります。

補助金については、6月定例会で予算化されましたので、その内容をおさらいしたいと思います。

どういった内容の事業であるのか。また、現在の補助金の実施状況について、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

旅客不定期航路事業費補助金は、海上運送法の改正に伴い、新たに生じる費用負担の軽減を

図るための財政支援となっております。

海上運送法の改正は、昨年4月、北海道知床半島でKAZU-Iが沈没した事故を受け、再発防止に向け、国土交通省により進められている安全対策に関わる内容となっております、費用が伴うものとしたしましては、これまでなかった毎年の上架検査や自動拡散消火器の設置などが求められるようになりました。

このような現状を勘案しまして、補助対象経費を検査時の上架費用及び自動拡散消火器などの設置費用としております。

上限額は、それぞれ設定をしておりますが、補助率は10分の10としております。

現在のところ、5つの事業者から交付申請をいただき、4つの事業者に補助金の支払いが完了している、そのような状況となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 今年度の補助金については、検査のための上架費用、つまりドックのときの補助金と5年に1回の有効期限が切れた消火器設置の際の費用負担に対して、財政支援をするというふうに聞いております。

この補助金、渡船業者の方々にとっては、非常にありがたい補助金であるとお聞きしておりますが、一方、この旅客不定期航路事業に登録するには、大変な作業と労力が必要で、先ほど課長も言われましたが、昨年の4月に起きた北海道知床での遊覧船沈没事故後、再発防止の取り組みが徹底され、海上運送法の改定が行われたというふうに聞いております。

安全対策の強化により、多くの厳しい手続や負担の多い検査、新しく渡船以外の国家試験を受けての免許の取得、船舶の保険に加え新たに不定期用の保険に加入する必要があり、二重の負担を強いられている。

また、段階的に救命いかだを改良型に変更す

ることなど、負担がさらに広がっていくことを考え、この事業からの撤退、やめる方向で考えたい船舶の事業主も多いと聞きます。

その上、以前より燃料代が倍近くも上がり、コロナ禍でお客様の減少も予測できる中、この事業をやめようとするのは、当然のことと察します。

これは市だけではなく、県や国、国土交通省の対応となるとと思いますが、何か特別な救済方法はないのか、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の再質問にお答えさせていただきます。

堀議員がおっしゃられたように、今後、不定期航路、併せて小型の旅客船舶、こういったものなどに安全対策としてのいろいろな改正がされるのが予定されております。

今後におきましても、本市といたしましては、国や県の動向を注視しながら、また今回でいうと渡船組合連合会の方の意見も聞きながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 渡船事業者の方々は、観光を目的としたものではなく、市の緊急または救急など、市や県の要請に応じた特別な渡航を行っています。このままでは、本業も駄目になってしまう危険性もあります。

ぜひ、今後とも県と国への要請を継続していただき、引き続き、支援の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2の市営定期船事務所について移ります。

質問の前に、私は前回の6月定例会でも、市営定期船事務所についての話をさせていただきました。

その際、エアコンの早期設置についての質問

をしたところ、市長からは、すぐによい返事を聞かれなかったのですが、その後、調査をしていただき、窓に取り付けるウィンドー用ルームエアコンを、7月の終わり頃に2基設置していただきました。

多分に市長からの配慮があったとは思いますが、島民の皆さん、また地域の方々より喜びの声がたくさんあったことをお伝えして、質問に入りたいと思います。

(1)の障害者用トイレについてであります。今年4月に定期船おきのしまが新船となり、車椅子での乗船がしやすいよう設計され、障害者用トイレや車椅子用に広いスペースを確保しております。

ただ、事務所のトイレというと、段差がありトイレも狭く、おまけにトイレに入っただけで前方に外の海や風景が見え、頻繁にこのトイレを利用する私でも、少し恥ずかしい思いがします。

古いトイレであります。障害者が利用しやすいトイレが必要ではないかと考えますが、そういった改修の予定などあるのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、おはようございます。堀議員の一般質問にお答えをいたします。

市営定期船事務所があります宿毛市観光センターは、高知県が行っている堤防耐震化事業の区域に入っておりますので、今後、移転等の可能性もあることから、現状では当該施設のトイレの改修計画はございません。

利用者の方には御不便をおかけすることもあるかと思いますが、障害者用トイレにつきましては、約200メートルほど北西にあります旧宿毛佐伯フェリー乗り場の片島公衆便所を御利用いただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 車椅子を利用されている方々には大変失礼にはなりますが、その対応しかなのが現状のようです。

続いての質問も、前回の6月定例会での一般質問において、事務所の耐震化ができていないのかとの質問の際に、市長は、耐震化はできておらず、建物については県が行っている長期浸水対策の状況を見ながら、どうするのか検討していきたいとの答弁内容だったと記憶しております。

長期浸水対策は、今年度、海風公園より大島橋あたりまでの設計予定であると聞いております。

あと二、三年後には、定期船事務所付近までの設計が進むと考えられますが、定期船事務所の建設の有無を含めて、次に事務所の移転や現在の場所に建て直すのか、そのような長期的な構想があるのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長お答えをいたします。

新たな定期船事務所の構想についての御質問でございますが、前回の6月議会の繰り返しの答弁になってしまいますが、現在の市営定期船事務所は、高知県が行っております堤防耐震化事業の区域に入っておりますので、今後、高知県と情報共有していく中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

先ほど、課長の方から答弁ありましたように、県のほうの事業、堀議員も地元ということで、よく御存じだと思いますが、計画自体がどのような形になるのか、まだはっきりと見えてき

ておりませんので、それが見えてきた上で、県とも協議をする中で、今の定期船の待合所に使っている建物を、どのようにするのかというのを考えていくわけでございますが、新しくできる堤防の高さが上がるというふうに聞いておりますので、海が見えるような形で、何か観光にも資するような、また地元の方々の憩いの場所になるような、そういったものがつくれないかなというふうに、構想としては持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） もうすぐ、そこまで近づいていると思われますので、市長から考えているということですので、早く御検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

観光案内所についてであります。現在の事務所には、観光案内のポスターや広報すくも、ほかのリーフレットなども置かれ、レンタルサイクルも何台か設置されてはいますが、観光案内ができていたとは私には思えません。

現在、観光協会に委託して業務運営がされていますので、連携して、もっと宿毛をアピールする体制づくりができないものかと考えますが、その点について、いかに考えているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

市営定期船事務所があります宿毛市観光センターは、地域観光事業の振興と一般観光客の利便に供することを目的に設置したものであり、当該施設の指定管理者である宿毛市観光協会の指定管理業務の一つに、観光案内業務も含まれております。

議員が言われますように、今後も当該施設を



運営していくに当たりまして、充実した観光案内を提供することができるよう、宿毛市観光協会とも連携してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 観光案内を含めての事務所となりますと、切符を売る、荷物を運ぶという業務以外に、職員にもスキルアップしていただき、沖の島の案内はもとより、宿毛全体の案内ができるようになればと思います。

食べるころや、今、何がおいしいのかなどの情報を踏まえた旅館、居酒屋、スナックなどの案内。また、渡船や釣り情報、タクシーについてや有事の際の避難所の確認について、さらには、祭りなどの季節の行事やダイビングやキャンプ場の案内等、様々な情報提供ができるようになれば、素晴らしいと思います。

時期によって、観光客や釣り客など県外からも多くの方々が来られるため、初めての地を有意義に堪能してもらうためにも、大いに有効であると考えます。

以前、地区とコラボして、写真展や巨大立体地図を置いていただいて、皆さんに来てもらったりもしたことがあります。いろいろな企画をすることで、宿毛市の魅力をアピールすることにもなります。

ぜひ、御検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

3、沖の島振興の現状についてであります。この質問については、私が今までの一般質問や委員会の中で話させていただいた項目であり、継続していく内容のものであります。

また、沖の島開発促進協議会から陳情されたことと重複した質問もありますが、お答えをお願いします。

(1)の妹背山の展望台については、昨年、

四国百名山でもある妹背山に登り、山頂にある斜めに傾いた展望台を見て、建て替えの時期にきているのではとの質問に対して、沖の島観光協会や島民と協議しながら、修繕の可否を検討してまいりたいとの回答でありました。

その後の状況はどうなっているのかを、お伺いします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

妹背山の頂上にあります展望台につきましては、今年度の当初予算に計上をさせていただいておりますとおり、解体撤去を考えております。

この妹背山展望台の解体撤去工事につきましては、現在、沖の島に本社のある株式会社安喜建設と令和5年8月7日に契約を締結いたしまして、11月30日までの工期で、現在施工中でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 非常に残念ですが、撤去を早々にしてくれるということも、今、お聞きして安心もいたしたところです。

次も、関連した質問をさせていただきますが、360度に広がる素晴らしい景色を遮っている樹木の伐採は可能なのかとの質問に対して、伐採に係る森林の状況報告を行うことで、樹木の伐採は可能との回答でありました。

その後の変化がないのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

妹背山頂上付近の景観支障木の伐採についての御質問だったかと思いますが、先ほど答弁させていただきました展望台の解体撤去工事、この工事の終了後に業務委託をする予定としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 展望台の再建は難しいが、樹木の伐採により山頂からの景色を楽しんでいただきたいという配慮であると思います。

続きまして、長浜と弘瀬間の県道にはなりませんが、循環線についてであります。

長年、途中まで建設されてその後の計画が立たず、そのままになっている区間です。

土地の取得に大変苦勞されている状況であるとお聞きしていますが、昨年、私が調べたところ、令和5年、令和6年と登記法が改正されて、所在者不明の土地の解消に向け明るい兆しが見え、循環線開通への期待も膨らんでくる思いがしましたが、現在の状況をお聞きします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

県道沖ノ島循環線は、沿線の集落と島内の公共施設が多くある母島地区を結ぶ唯一の路線であり、島内の日常生活を支える重要な路線であることは、十分に認識しております。

現在、事業休止となっている主な原因は、土地の登記名義人の方の多くが亡くなっているため、相続者が多数となっており、所有権移転等の登記手続が困難な状況であると県からはお聞きしております。

また、法の整備等についても、その後の進展はないとのこと。県としましては、問題を解決できる法の整備を整えれば、改めて事業再開に向け検討していく考えでありまして、現状としては、現道の安全性、利便性を確保するよう適正な維持管理に努めていくといったお話でありました。

また、本市としましても、高知県議会産業振興土木委員会出先調査に対して、毎年、事業の再開に向けた要望を行っているところでありま

して、引き続き県と連携しながら、事業推進に向けまして、努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） よく分かりました。

今後も引き続き、県への要望をお願いいたします。

次の質問も県を通しての話になりますが、昨年の8月に市営定期船が、干潮時に母島港に寄港できない状況になっているとの報道がありました。私が現地を確認してみますと、土砂が堆積し水深が浅くなっており、定期船の船底がこすれ、スクリューに土を巻き込んだりしていることが分かりました。

昨年度も土砂の撤去作業は行われていたのですが、今年度行われたのか、また行う予定があるのかをお伺いします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

県管理漁港である沖の島港母島地区のしゅんせつにつきましては、昨年度、早急に対応が必要な定期船の運行に支障となる箇所のしゅんせつを実施していただいております。

残りの堆積箇所につきましても、より早期のしゅんせつに向けて、取り組んでいるとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 今後も引き続き、定期船が寄港できなくなるよう調査点検、土砂の撤去作業をお願いしたいと思います。

続きまして、（5）の遺体を搬送する際の船代補助について。

これは、私が委員会において、島民からお聞きしましたこととお話ししました。

高齢者などが島内でみとられた場合、ほとんどがチャーター船での搬送となり、利用料が高額となるため補助をお願いしたいというものであります。

この件につきましては、どのような考えなのかをお伺いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

どのような考えなのかということでございます。

まず、定期船による御遺体の搬送ということが出来るわけですが、こちらにつきましては、御遺族の希望やそして心情に寄り添ったものとならない、そういったことだというふうに考えているところでございまして、やはり御遺族の方々は、主にチャーター船を利用して、こちらのほうに搬送している、そういった現状だというふうに認識をしているところでございます。

こういった点につきましては、離島特有の課題だというふうに自分たちも考えておまして、来年度に向けて一定の補助を考えていきたい、そのように思っているところでございます。

やはり、どうしてもこちらじゃないとお葬式があげられなかったり、告別式ですね、その後、焼場のほうに搬送するにあたって、どうしても島から運ばないといけないという、そういった場所でございますので、その点についても考慮しながら考えていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 市長より来年度より補助を考えているということですので、ありがたいとは思いますが、よろしくお願ひします。

続きまして、最後の項目の質問となりますが、

4の危機管理体制についてであります、この質問につきましては、8月のはじめに、総合運動公園内に不審者が現れ、その対応に大変苦勞された話をお聞きしました。

市民がたくさん集まる市役所の庁舎、児童生徒の学校で発生した場合の防犯体制、そしていろいろなスポーツ競技などで、各種の競技者や応援者が集まる総合運動公園の危機管理。特に今回は、防犯のマニュアルがあるのか、対策や訓練が行われているのかをお聞きします。

まず、市役所の新庁舎の防犯体制であります、新しくなってからマニュアルや対策が取られているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

市役所新庁舎におけます防犯体制につきましては、防犯カメラの設置、夜間における機械警備、夜間休日における宿日直による警備等により、防犯及び侵入監視を行っているところでございます。

また、万が一、日中に不審者が侵入し、周囲を危険にさらすことがあった場合、相手の動作を制御し時間稼ぎができるよう、防犯用さすまたを執務室内に配置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） よくわかりました。

防犯とはちょっと違うわけですが、今年であったとは思いますが、1階ロビーで急に倒れられた市民の方がおられ、消防署への素早い連絡や看護師免許を持たれた方、職員が中心となって、迅速に対応がなされたと聞いております。

各課におきましても、危機管理体制の強化の徹底をお願いしたいと思います。

続きましては、学校の危機管理体制であります。学校につきましては、きちんとしたマニュアルがあるとは思いますが、こういった形のものかをお伺いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、堀議員の御質問にお答えいたします。

市内各小中学校の危機管理マニュアルの策定状況について、お答えいたします。

学校におきましては、学校保健安全法におきまして、学校安全計画及び危険等発生時対処要領を踏まえた危機管理マニュアルの策定が義務づけられております。

各学校におきましては、文部科学省が作成しました学校への不審者侵入時や登下校時の犯罪被害への対応、また地震・津波災害時における学校防災マニュアル等を参考に、様々な安全上の課題において、学校・地域の特性や実情に即した各学校独自の危機管理マニュアルを作成しております。

また、訓練等の検証結果や学校を取り巻く様々な環境の変化、発生した事故・災害事例の教訓などをもとに、マニュアルの改善・見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 学校につきましては、登下校のときのパトロールをしているのもよく見かけますし、しっかりした防犯マニュアルを作成されているということがよくわかりました。

それでは、（3）の総合運動公園の危機管理体制であります。不審者が現れたのは総合運動公園でありました。

今回の不審者については、どのような形のものであったのか、構わない範囲でお答えくださ

い。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

先月、宿毛市総合運動公園で起きました事件についての御質問でございます。

新聞報道にもありましたように、8月5日の午後3時頃に総合運動公園内の体育館で行われていたスポーツ大会のときに、女子トイレに不法侵入した男性が発見されまして、そのまま逮捕されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 体育館の女性用トイレに不審者が侵入したということですが、総合運動公園に防犯マニュアルのようなものは作成されているのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園につきましては、防犯マニュアルの策定は、現在されておられません。しかしながら、防犯の体制につきましては、当公園は公共の場所として、不特定かつ多数の方が、様々な目的で利用する施設となっておりますので、利用者を限定する運用が難しく、いかに利便性とのバランスをとりながら防犯対策を高めていくかが課題であると認識をしております。

現状の防犯の対策といたしましては、子供への声かけや連れ去りなどの犯罪を防止するため、公園内の植栽について、周囲から見えづらい死角となる部分の排除に努め、高さや密度などの適切な維持管理を徹底し、見通しの確保に努めております。

また、午後10時以降は施設が無人となるため、施設及び入場ゲート門を封鎖し、盗難等の

対策のため機械警備も導入しているところですが、今回の事件を受けまして、市民体育館及び陸上競技場への防犯カメラの設置について、指定管理者と協議を重ねているところです。

今後、犯罪行為等が行われた場合に対応するためのマニュアルの作成につきましても、指定管理者と協議を行い、利用者の皆様に安心して御利用いただけるよう努めていく、そのような所存でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ありがとうございます。

私が先日、バレーボールの応援へ総合運動公園に行ったときのことでしたが、その日はバレーボールのほかにソフトボール、サッカーボールの大会が開催されていました。たくさんの人の数に驚くとともに、何かがあれば大変なことになるなと思ったことでした。

危機管理体制のマニュアル作成や訓練なども実施する必要があるのではないかと、そのとき思いました。

最後に、今回は災害における危機管理体制まではお聞きすることはできませんでしたが、総合運動公園の防災の方では、県や自衛隊の災害対策本部ともなっているようです。次の一般質問では、災害での危機管理体制についても、私自身も調査確認もして質問できればと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

-----

午前10時55分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） おはようございます。新人議員の川村圭一です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは一般質問の前に、少し話をさせていただきたいと思います。

執行部の皆さんよろしくお願いいたします。

それでは一般質問に入らせていただきます。

1つ目は、防災無線についてです。

防災無線とは、日本の官公庁、地方自治体で使用される人命に関わる通信を確保するために整備された専用の無線通信システムです。

現在は、防災無線のほうはデジタル化が推奨されていますが、宿毛市では10メートル以上の津波が予想されており、早いところでは10分程度で30センチの浸水がされると予測されています。

宿毛市の高齢化率及び現状を加味した上で、防災無線は必要不可欠だと思います。

その考えで質問ですが、宿毛市の防災無線の数や配置状況について、お教え願えますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

現在使用しております災害時の情報伝達につきましては、平成27年度より情報伝達システムを整備して、運用をしております。

本システムにつきましては、携帯通信網を活用した災害情報伝達の仕組みでございまして、NTTドコモの回線を使用をしております。

本システムに入力した災害情報などの伝達情報は、屋外スピーカーにて音声で放送されるほか、宿毛市防災アプリにて携帯電話やスマートフォンなどに、文字情報として伝達する仕組みでございます。

議員御質問の屋外スピーカーの設置状況についてでございますが、沿岸部を中心に60基を設置いたしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） わかりました、60基の設置ですね。

次に、防災無線の点検方法や動作状況など、お答えいただけますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

屋外スピーカーの点検についてでございますけれども、本システムの保守事業者であるNTTデータ四国が、年1回、全ての屋外スピーカーにおいて点検を実施しているところでございます。

点検の内容としましては、放送を阻害するようなもの、例えば鳥の巣がないかや内部の機器に損傷や腐食がないか、それからバッテリーの電圧が正常であるかなどを確認いたしております。

点検の際にも、音声のボリュームも併せて確認をしているところでございますが、本市では12時と17時の1日2回、時報を鳴らしております、こちらも放送確認の一部として運用をいたしております。

スピーカーの稼働状況の確認につきましては、放送システムにおける監視機能がございまして、リアルタイムで個々の稼働状況やバッテリーの状況が確認できるものとなっております。

また、本システムの保守事業者でありますNTTデータ四国では、スピーカーに異常があった際には通知が届くシステムがございまして、停電時の異常があった際には、担当課へ業者から連絡が来る、こういった体制となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

それでは、続いての質問ですが、防災無線により、すぐに避難行動ができるように、全ての情報が全ての人に伝わっていく、そういった対応であるべきだと考えますが、では、届かない地域への現在の対応などはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

届かない地域についての対応という御質問をいただきました。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、本市は、情報伝達システムを運用しておりまして、宿毛市防災アプリにて、携帯電話やスマートフォンなどに文字情報として伝達する仕組みがございまして。

屋外子局からの放送が聞こえにくいといった御意見をいただくこともございますが、文字の情報で確認できる防災アプリは、放送では聞こえない、また聞き漏れがあった場合についての対策といたしまして、最も有効な手段というふうに考えておりますので、今後も引き続き、防災アプリの登録者を増やしていく、そういった取組を推進してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） どうもありがとうございました。すみません、似たような質問だったので。

それでは、その次の質問のほうを構えていたんですけども、今のお答えのほうに入っていると思いますので、省略させていただきます。

災害は、忘れた頃にやってくるという言葉が

あるように、いつ来てもおかしくありません。防災無線などから、避難指示で救える命が一つでもあれば、そういうのを念頭に置き、一刻も早い、いろいろな対応はよろしく願っています。

それでは、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問なんですけれども、順番が違ひまして、小型家電及び使用済み蛍光灯管の収集についての質問にまいりたいと思います。

防災無線の質問は、もう終わりました。

2つ目の質問が、小型家電及び使用済み蛍光灯管の収集についてですが、現在、宿毛市内で小型家電の収集ボックスの設置場所及び引き受けを行っているところは何か所あるのか、また蛍光灯の管については、どのような状況にあるのか、お答えください。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

まず、家庭用の使用済み小型家電につきましては、小筑紫支所、それから東部支所、沖の島支所、清掃公社の4か所で収集を、今現在行っております。

それから、回収ボックスに入るサイズの家電であれば、ベスト電器宿毛店、フジ宿毛店、上岡電器店、橋上郵便局、それからJ A楠山事務所でも回収を行っております。

なお、回収ボックスに入らないサイズの家電につきましては、先ほどの清掃公社など、4か所に持ち込みをお願いしております。

続きまして、使用済みの蛍光灯につきましては、小筑紫支所と東部支所、沖の島支所及び清掃公社の4か所で、現在収集を行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

た。

続きまして、現在、家電量販店やホームセンターで使用済みの蛍光灯管などについて、引き取りをしてくれないということを聞きましたが、その理由について、市としてどのように判断しているのか、お答え願えますか。

よろしく願います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

電気店に確認しましたところ、新たに蛍光灯を購入された場合には、使用済みの蛍光灯の引き取りは可能であり、現在も実施しているとの回答でございました。

引き取りしないケースといたしましては、新たに蛍光灯を購入することなく、使用済み蛍光灯の引き取りのみを電気店に依頼・相談されている場合のことではないかと思われま

す。蛍光灯に限らず、事業者が新たな商品を販売する際に、販売する商品と同種の使用済み商品を商慣習、いわゆる商売上の昔からの習わしとして、無償で引き取る行為は下取りに該当いたします。

下取りの場合は、事業者は廃棄物の収集運搬業の許可は不要となっておりますが、引き取りのみを行う場合には、事業者は廃棄物の収集運搬許可が必要となりますので、そのような理由からお断りを行っているのではないかとこのように判断しております。

このことから、以前から商慣習として行われている下取りの際の引き取りが、蛍光灯の購入のいかんに関わらず、引き取ってもらえるものというふうに解釈されているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） わかりました。理解い

たしました。

それでは続きまして、蛍光灯には水銀化合物が含まれていると聞いていますが、水銀の危険性などについて、宿毛市の見解をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

水銀は人体に有害な物質であります、その影響は、水銀の化学形態により異なっております。

無機水銀化合物が皮膚に接触した場合には、ただれるなどの症状が発生し、誤って経口摂取した場合には、消化管や腎臓に重篤な障害を引き起こすとの報告がなされております。

また、有機水銀化合物を摂取すると、神経系に損傷を起こすことがございます。

蛍光灯にも水銀が使用されておりますが、誤って破損した場合でも飛散する水銀の量は微量でありまして、人体への影響はほとんどありません。

しかしながら、水銀が自然界へ出ることにより、環境汚染を防止する観点から、蛍光灯を破損することがないように取り扱いには十分御注意いただきまして、また、普通ごみとして排出しないように、環境課として皆様をお願いしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） わかりました。理解いたしました。

それでは、最後の質問にはなりますけれども、旧庁舎時代には設置されていた蛍光灯管収集ボックスですけれども、現在、中央支所のほうには設置はされていませんが、されなくなった経緯の説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

使用済み蛍光灯の収集につきましては、家庭用の使用済み蛍光灯を収集するという目的で実施しておりますが、旧庁舎では、明らかに家庭用ではないタイプの蛍光灯やそれから蛍光灯以外の照明機器が大量に持ち込まれることが常態化したことから、担当課で収集業務の継続が困難と判断いたしまして、令和4年4月8日から旧庁舎の蛍光灯の収集を中止した経過がございます。

既存市街地にお住まいの方への配慮が大切と考えておるところですが、中央支所での使用済み蛍光灯の収集につきましては、違法な持込物への対策や家庭からの排出頻度、公社へ持ち込むことの負担、市内全域での収集体制を勘案して、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） わかりました。

場所がなくなれば、どうしても市民の方は、どうしてなくなったのかということで、不満を持つと思いますので、丁寧な説明が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、宿毛市の高齢化率は40%を超えていることを認識していますが、これからもこの傾向は続くと思いますし、運転免許を返納する方や清掃公社まで持っていくのが困難な方が、これからも増える傾向にあると思います。

こういった生活弱者といわれる方のためにも、市街地内に集積場所を、また構えるようなことを考えていくことが大事ではないかと思うので、よろしく願いいたします。

それでは、この点について、質問を終わらせていただきます。

それでは最後に、宿毛市コミュニティバス、



はなちゃんバスの件をお聞きします。

前回6月の議会でも、東議員のほうからありましたが、私からもいろいろ質問させていただきます。

まず第1ですが、市民にはなちゃんバスを周知するために、どのような広報活動を行っていますか。教えてください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、川村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

宿毛市コミュニティバス、通称はなちゃんバスの運行内容につきましては、主にホームページや広報紙を通じて周知を図っております。

昨年度は、路線変更とダイヤ改正がありましたので、時刻表冊子を作成し沿線地区に世帯配布をしております。

舟ノ川線や出井線のデマンド区間、こういったものの周知につきましては、特に配慮が必要と考え、運行開始時に対象地区へ出向き、説明を行っております。

今後も主な広報手段は、ホームページや広報紙と考えておりますが、大幅な路線変更やダイヤ改正に伴う際には、時刻表冊子の世帯配布や必要に応じて個別説明会の開催も、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

宿毛市の高齢化率は、先ほど言いましたけれども40%を超えております。高齢化が進み、地区内に唯一あった商店なども閉店になったり、病院、銀行はもとより、日用品の購入といった生活基盤にまで支障を来す状況になっていると聞いています。

今後、高齢者のひとり暮らし、免許返納など市民を取り巻く環境の変化が生じていく中で、

交通空白地域、不便地域、そういったところでも、はなちゃんバスの利用を必要とする市民が年々増加すると予想されます。

そこで、路線から外れている地域の調査、そういったものは行っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、川村議員の再質問にお答えさせていただきます。

交通空白地域の調査を行っているかとの御質問についてですけれども、空白地域全てを調査に入っているわけではございませんが、例えば要望があった地区などについては、アンケート等調査を行うなどの状態把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

その件ですけれども、私が交通手段に困っている地域はないか個人的に調査したところ、要望が多かった地域、地区があります。

1つが大島地区、山北地区、そして高石地区でしたが、今後、このような地域に路線を増やすといったことを考えているのか、きょうの質問の中ですけれども、ぜひそういったことを考えているのか、お聞かせ願いますか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

これから、はなちゃんバスの増便等、そういった考えはないかということでございます。

このコミュニティバスにつきましては、乗合バスの路線縮小、既存のバスが、以前は私たちが住んでいた宇須々木地区や藻津のほうにも日に3便入っていましたが、こういった路線の縮小や高齢化の進行によりまして、中山間地域に

おける交通弱者、要するに移動ができない方々、こういった弱者の移動手段の確保が喫緊の課題となりまして、これは私が就任した次の年にはなりますが、就任直後の平成28年に、実証事業というものを行っております。

それに伴いまして、それからそのまま継続をして、平成29年10月より本格運行を開始した、そういった事業となっております。

本格運行開始から6年が経過しておりますが、その間、利用者のニーズの把握に努めまして、停留所の変更など効果的な運行を目指し、現在までコミュニティバス事業を継続してきたというところでございます。

以前は、停留所で乗り降りしてたんですが、現在は、利用されている方は分かると思うんですが、手を挙げれば止まっていただいたり、また降りたいところがあれば、運転手の方に言っていただければ降りれるような、そのような変更も利用者の方々の御意見を聞きながら、行ってきたところでございます。

今後も高齢化が加速する中、交通空白地域におきまして、移動手段を持たない、そういった人々が増加していくことは明らかな状況でございまして、現状の維持はもとより、状況に応じたさらなる対策が必要ではないかと私も考えておりまして、関係機関と協議を進めている状況下でございます。

これまで協議を重ねる中で、現行の運行体制では、既にダイヤ上、余裕がない、これ以上増やせれないといった状況でございまして、これ以上経路を延伸することは、移動時間の増加による運転手の拘束時間延長や、または利用者の快適性低下などにつながるおそれがあるというふうに考えられるということでございます。

しかしながら、高齢化の著しい現状、その進行を踏まえますと、増台・増便等によるコミュニティバスの運行体制の見直しを中心に、デマ

ンドタクシー、そしてグリーンスローモビリティをはじめ、機能性や拡張性で進化を続けている電動アシスト付自転車や、そしてシニアカー、これは老人の方が乗られる四輪のシニアカーなど、そういったものの活用など、様々な移動手段との組み合わせを検討する必要がありまして、コミュニティバスを核とした地域公共交通体制の全体の見直しを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、交通の空白地域というところで、何か所か挙げていただきましたが、要するにバスを運行させる上で、当然、バスが通っている道から離れた、その沿線から離れた地域の方々は、バスに乗るために、そこまで移動しなければいけない、こういった状況が起こってまいります。

そのときに、先ほど言ったグリーンスローモビリティであるとか、また電動付自転車、シニアカーなど、そういったものをうまく活用しながらつないでいくことができないか。

または、既存の公共交通機関とうまく、このはなちゃんバスをつなぐことができないか。もっと言えば、例えばくるくる回るような循環型のはなちゃんバス、それにはなちゃんバスを引っつけることができないか、いろんなことを、現在、検討しているところではございますが、どちらにいたしましても、増便というのは一つの課題となっておりますので、この増便についても、しっかり考えていかなければならない、そういった時期になっているというふうに思っております。

できるだけ早い段階で調整をとって、増便をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） どうも市長、丁寧な御説明ありがとうございます。

聞きながら、いろいろな形、方法があるなど、私自身も感動しましたので。ぜひ、今からもこういったことを考えていってくださるようお願いいたします。

実際に、私のはなちゃんバスに乗ったんですけれども、そのときに、移動手段だけでなく、挨拶と雑談、そういった形でいろいろ話しまして、このバス自体がコミュニケーションの場となっていると感じましたので、僕は初めて乗ったわけですが、ちょっと感動がありました。

それと、運転手さんがどこで降りてもいいということを言われていましたので、家の前で降りるんだなということも思いました。実際、自分の家の前は通っていませんけれども。

こういった形で、いろんな方法があり、皆さんの市民の助けになることをいろいろ考えてもらっていると思います。

福祉というものは、困っている人に対して手助けをすることなんですけれども、どんな人が困っているかは、必ずしも明確ではありませんが、生き方の幅を広げてあげることが福祉の目的ということにもなっていると思います。

そのため、もしひとりでも交通手段に困っている人がいれば、手を差し伸べてあげる。先ほど市長がおっしゃったように、いろんな形を考えながら、困った人に手を差し伸べてあげられる市政、そういったものを目指していきたいと思えます。

市長にも期待しておりますので、路線を増やすこと以外にも、困った人には必ず手を差し伸べる、そういった形で、宿毛市のよさを発展と共に行こうということを最後の言葉にしまして、ふがいない一般質問でしたが、川村圭一の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（川村三千代君）** これにて一般質問を

終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

-----

午前11時32分 再開

**○議長（川村三千代君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第31号まで」の31議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番川田栄子君。

**○9番（川田栄子君）** 9番川田栄子でございます。

私の質疑は、議案第31号の財産の取得についてお聞きをいたします。

内容は、宿毛市立学校給食センター厨房機器購入事業であります。

一般競争入札で、高知市の業者が落札しております。

入札について、複数の業者があったのか、複数の見積もりが取れたのか。また、高知市限定など、そういう枠はあったのか、入札についての全容をお聞きいたします。

そして、機器について、どのようなポイントで選んだのか。また、メーカーにそれぞれの特徴がございますので、メーカーによって選択をしていったのか、それとも一括メーカーとしたのか。

それぞれコストの関係もあると思いますけれども、どのような点に注意されて選択をされたのか、全容をお聞かせください。

**○議長（川村三千代君）** 学校給食センター所長。

**○学校給食センター所長（平井建一君）** 9番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第31号、令和5年第3回宿毛市議会定

例会追加議案、財産の取得に関する議案の内容について質疑をいただきましたので、順を追って御説明いたします。

まず、1点目の入札につきましては、一般競争入札として実施するため、令和5年8月1日に入札公告を行いまして、申込期限の8月16日までに申し込みのあった事業者は2者でした。

その後、9月4日の入札では、先ほどの2者が参加し、その結果、四国厨房器製造株式会社高知営業所が落札いたしました。

機器のメーカーの種類というか、者数が何者かと言いますと、細かいものも当然ありますので、複数者、2者か3者程度の機器が導入される予定となっております。

次に、機器の特徴といたしましては、現在の学校給食センターとの比較になりますが、現在は、副菜を調理する際の蒸すという行為ができません。そういう調理工程が可能となるような、スチームコンベクションオープンが新たに導入されます。

また、各学校に配送されますコンテナに至りましては、現在の手洗いとは違い、回収後、丸ごとの洗浄乾燥機能を有した機械を導入し、さらなる衛生管理が図れるものとなっております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 簡素化されて、使い勝手もよくなったと思いますけれども、そういう自動的なものが、人件費のコストにつながっていったりすることがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） ただいまの質疑にお答えいたします。

基本的には、当然、オートメーション化になりますので、人員削減にはつながるかとは思

ますが、今の現状では、調理員不足等が問題となっております。実際稼働して、その状況を見ながら、人員が必要な人数であるかどうかの判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 以上で、私の質疑を終わります。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第17号別冊、一般会計補正予算。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、14節の市道改良工事費250万円について、お伺いいたします。

まず、この市道改良工事の場所について、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、小谷議員の質疑にお答えします。

議案第17号、令和5年度宿毛市一般会計補正予算について。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、14節工事請負費について、説明いたします。

本件は、和田地区から二ノ宮地区を結ぶ路線であります市道正和二ノ宮線において、現在施工中である工事に追加で必要となった路面对策費用に充てようとするものです。

以上です。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

それでは、期間も含めた工事の詳細をもう少しお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

当工事は、市道への落石対策のため、99メートルの区間において、道路沿いの既設擁壁に落石防止柵を設置するものです。

令和5年6月1日に契約締結し、翌日の令和5年6月2日から令和5年11月28日を工期として施工しており、この際、構造物設置のため斜面の掘削を行ったところ、切土面に亀裂が多く確認されたため、モルタル吹付けによる切土面の風化防止対策が必要となったものです。

この費用として、250万円の補正予算を計上するものです。

以上です。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

同じく議案第17号別冊、一般会計補正予算。第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、14節工事請負費。こちらの河川整備工事費、しゅんせつ工事費、それぞれ236万4,000円、1,197万5,000円について、お伺いいたします。こちらの場所について、お教えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えします。

第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、14節工事請負費につきましては、6月の台風により、河川に土砂が流れ込み河川が埋塞されたため、土砂撤去補強工事を行うものです。

場所につきましては、小深浦ほか3か所となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、期間が、もし決まっていれば、お教えていただければありがたいです。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えします。

この工事にしましては、今年度中の施工を予定してございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

これで私の質疑のほうを終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻でございます。

通告に従いまして、質疑をさせていただきたいと思っております。

今回、私が質疑いたしますのは、議案第17号別冊、令和5年度一般会計補正予算。

29ページの第8款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、12節委託料に関してとなります。

内容を確認いたしますと、片島分団詰所新築工事設計業務委託料でございますが、まずこちらの場所、新築の予定場所に関して、御回答をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課主監。

○総務課主監（大海則次君） 総務課主監、2番、浦尻議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、令和5年度一般会計補正予算（第7号）の29ページ。

第8款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、12節委託料、片島分団詰所新築工事設計業務委託料991万5,000円。

歳入におきましては、16ページ。第21款市債、第1項市債、6目消防債、1節消防債、消防施設整備事業債990万円となっております。

東日本大震災で、消防関係者の尊い犠牲が生じるなど、人的被害の発生を受けて、本市においても、津波浸水想定区域内に属する地区より、早急に消防団詰所の集約移転に取り組むものです。

今回は、全ての詰所が津波浸水想定区域内にある片島分団において、新たな詰所の新築工事設計の委託を行うものです。

この設計委託の成果をもとに、次年度以降に、建築工事を実施する予定となっています。建築場所については、希望ヶ丘の職員第一駐車場の南側隣接地を予定しています。

以上です。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 御答弁、ありがとうございます。

では、続きまして、現在予定されているもので結構ですので、建物の規模や構造等を御回答願います。

○議長（川村三千代君） 総務課主監。

○総務課主監（大海則次君） 2番、浦尻議員の再質疑にお答えします。

詰所の規模や構造につきましては、今回の設計業務で決定されるものです。

想定している詰所につきましては、消防車両、消防ホースや、その他災害活動に必要な資機材を格納し、日常的には定例会議や機械器具の点検等を行う場所としての役割を果たし、災害活動時には、出動に備えた待機場所、または活動における作戦会議を行う場所などを整備いたします。

また、大規模災害時に、長期間の活動を行うための拠点機能の必要性から、男女別トイレ、

更衣室及びシャワー室の整備、さらに調理室、冷暖房を整備して、災害時に備えたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 御答弁ありがとうございます。

以上で、私の質疑を終了いたします。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 1番、井上でございます。通告に従いまして、質疑を行います。

議案第17号別冊、令和5年度一般会計補正予算、第2表、債務負担行為補正、電気自動車借上料について、お伺いをいたします。

この借上料について、どのような内容のものなのか詳しく、また借上げをすることで考えられている効果も、併せてお答えください。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、井上議員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）。

7ページでございます。

第2表、債務負担行為補正、電気自動車借上料についてでございます。

この内容と効果という御質問でございます。

この事業におきましては、公用車として2台、電気自動車をリースさせていただきたいというものでございますが、今回補正させていただく理由といたしましては、本来であれば、本年の4月からリースをさせていただくということで債務負担をとっておりましたけれども、電気自動車の製造が、ちょっと間に合っていないということがございまして、どうしても納期が遅れるということがございますので、今回、債務負担

の変更をさせていただくものでございます。

このリース契約の契約期間につきましては、納車日が契約のスタートとなりますので、そのスタート日から5か年間ということになります。

既に設定をさせていただいております債務負担行為が、今までは令和5年度から令和9年度までの5か年の債務負担となっておりましたので、今回、納車が遅れるということで、契約の終了が令和10年度にずれ込む見込みとなりますので、令和10年度の債務負担行為を追加させていただこうとするものでございます。

令和10年度には、限度額を95万8,000円を追加させていただきまして、今までの債務負担と合わせまして、6年度分になりますけれども、債務負担においては714万4,000円になるものでございます。

ただ、実際のリース契約については、5か年、5年間になりますので、この6年のうちの5年分が契約となります。

そのため、契約金額は、今、574万8,000円。税を込めますと、632万2,800円が契約金額になるということにしております。

リースをさせていただく車種につきましては、日産のリーフ1台と、日産のサクラ1台、この2台をリースをさせていただこうと思っております。

電気自動車を導入することによる効果につきましては、温室効果ガスの排出量の削減には効果があると言われておりますので、脱炭素化社会の実現に向けた取り組みの推進の一環として、導入させていただこうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 御答弁ありがとうございます。

今後、その公用車全体との、またガソリン車との比較もしながら、電気自動車のバランス

等々も見ていっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

本日、議題となりました「議案第4号から議案第31号まで」の28議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月14日、9月15日及び9月19日、9月20日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、9月14日、9月15日及び9月19日、9月20日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月14日から9月20日までの7日間は休

会し、9月21日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時55分 散会



## 議案付託表

令和5年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (22件)	議案第4号	令和4年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第5号	令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第6号	令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第7号	令和4年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第8号	令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第9号	令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	令和4年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	令和4年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	令和4年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第15号	令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第16号	令和4年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
	議案第17号	令和5年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第18号	令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第19号	令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第20号	令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第21号	令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第22号	令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第23号	令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第24号	令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第25号	令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 ( 5件)</p>	<p>議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号</p>	<p>辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 財産の取得について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 ( 1件)</p>	<p>議案第26号</p>	<p>宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p>

令和5年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（令和5年9月21日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第31号まで

（議案第1号から議案第3号まで、討論、表決）

（議案第17号から議案第31号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第31号まで

日程第2 委員会調査について

日程追加 議案第32号について

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 井上 将 君	2番 浦尻 学 典 君
3番 小谷 翔太 君	4番 川村 圭一 君
5番 東 新 君	6番 今城 隆 君
7番 堀 景 君	9番 川田 栄子 君
10番 川村 三千代 君	11番 高倉 真弓 君
12番 野々下 昌文 君	13番 松浦 英夫 君
14番 寺田 公一 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

8番 三木 健正 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長	中平 純 君
兼調査係長	
議事係長	桑原 美穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市長	岩本 昌彦 君

企 画 課 長	上 村 秀 生 君
総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桑 原 一 君
危 機 管 理 課 長	有 田 巧 史 君
市 民 課 長	岡 本 武 君
税 務 課 長	朝 比 奈 淳 司 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健 康 推 進 課 長	松 田 ま な み 君
長 寿 政 策 課 長	谷 本 裕 子 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人 権 推 進 課 長	川 村 志 保 君
産 業 振 興 課 長	岩 本 敬 二 君
商 工 観 光 課 長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	太 田 芳 宏 君
都 市 建 設 課 長	小 島 裕 史 君
福 祉 事 務 所 長	島 中 健 一 君
水 道 課 長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	和 田 克 哉 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	平 井 建 一 君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

三木健正君から、会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありました。

日程第1「議案第1号から議案第31号まで」の31議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより議案第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これに同意すること

に決しました。

これより、「議案第17号から議案第31号まで」の15議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第17号から議案第25号まで」の9議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、9月14日、15日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、9月20日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会主査の審議経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案9件については、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第17号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の7ページ。

第2表、債務負担行為補正、事項、電気自動車借上料、期間、令和10年度、限度額95万8,000円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内についてであります。

本件は、公用車に導入する電気自動車の製造の遅延により、契約の終了期間が、令和10年度まで繰り越すこととなることから、令和10年度の債務負担行為を新たに追加しようとするものです。

委員からは、電気自動車を導入する理由についての質問あり、執行部からは、ガソリン車からハイブリッド車への変更に取り組んできたが、

より環境に優しいといわれる電気自動車の導入に取り組んでいくべきとの考えからである、との答弁がありました。

また、委員からは、単なるアピールではなく、二酸化炭素削減に向けての取組を具体的に示すべきではないか、との質問に対し、執行部からは、行政も環境に優しい太陽光発電などの自然エネルギーを積極的に使っていきべきであり、今回の四国電力との契約には、自然エネルギーの電気を充電器に送ってもらう契約としている、との答弁がありました。

続きまして、同じく17ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、12節委託料、東平不動産鑑定業務委託料75万8,000円についてであります。

本事業は、平田町東平にある東部運動場の南側の区間について、不動産鑑定をしようとするものです。

鑑定する理由についての質問があり、執行部からは、宅地分譲地として開発をしてきたが、今後、宅地ではない方法での活用を検討するため、不動産鑑定を行うこととした、との答弁がありました。

続きまして、29ページ。

第8款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、12節委託料、片島分団詰所新築工事設計業務委託料991万5,000円についてであります。

本議案は、津波浸水想定区域内に全ての詰所が位置する片島分団の詰所を、希望ヶ丘にある市役所西側に当たる職員第1駐車場の南側の隣接地に、来年度以降に建設工事を実施するため、新築工事設計業務の委託を行うものであります。

委員からは、金額が高過ぎるのではないかととの質問があり、執行部からは、予定地の背後には山林や崖があることから、がけ条例に基づき、対処する必要があるため、高くなるとの答弁が

ありました。

また、参集時の団員の駐車場の質疑に対しては、参集は夜が多いので、職員駐車場を借りる想定をしているが、確定されたものではない、との答弁に対し、委員からは、職員駐車場は、使えない場合もあることから、十分に協議するようにとの意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第17号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、24ページ。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、3目斎場費、14節工事請負費、維持修繕工事費79万9,000円についてであります。

本議案は、宿毛市斎場の火葬炉2基のうち、令和2年度に全体を入れ替えた3号基の耐火台車の一部が破損し、緊急に修理する必要性が生じたため計上するものであります。

委員からは、新しい炉であるのに破損しているとのことだが、原因は判明しているのか。また、修繕に至るまでの間、斎場の委託業者との情報交換等はどのようにしているのか、との質問があり、執行部からは、はっきりとした原因は分かっていないが、御遺体毎に火葬時間の温度を、その都度調整している。御遺体によっては、高温での稼働時間が長くなることも原因の一つとして考えられる。耐火れんがの仕様を薄いタイプに変更しており、今後の活動状況や委託業者の運用方法も考察する必要があると考えている。また、市が委託業者とメーカーの窓口となり、修繕等については進めている、との回答がありました。

これに対し委員からは、炉が使用できなくなれば、市外の斎場で行う必要があり、移動時間や費用等が新たに発生する。事前に小さな破損から対応できるよう、委託業者やメーカーと調整し、市民サービスの低下につながらないように

努めていただきたい、との意見がありました。

続いて、25ページ。

第5款農林水産業費、第2項林業費、5目鳥獣被害対策費、7節報償費、有害鳥獣対策報償金200万円についてであります。

本件は、農作物の被害対策として、毎年、猟期外に捕獲した有害鳥獣に対する捕獲報償金がありますが、1,000万円の当初予算に対し、不足が見込まれるため、計上したものであります。

本事業に関連して委員からは、先日行われた市政懇談会では、地区長連合会から鳥獣対策において、アオサギも報償金の対象とする要望が上がってきた。以前には、ウサギを対象に追加する要望があり、今年度より実施されているが、現在の申請数はどの程度か、との質問があり、執行部からは、アオサギは来年度より対象とする方向で検討している。ウサギの申請は7羽となっており、数量としては現時点で多くない、との答弁がありました。

続いて、26ページ。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、高知県商工会議所青年部連合会県連大会補助金、25万円についてであります。

本件は、11月4日に、宿毛市総合運動公園で開催予定の高知県商工会議所青年部連合会が主催する県連大会に関する補助金で、開催市である地元に戻元できる大会として、各種イベントを行う予定としています。

委員からは、この大会に市が補助金を支出する必要性について質問があり、執行部からは、例年は県下の商工会議所青年部連合会の会員を対象として講演会を開催していたが、今回は企業とのマッチングを行う企業ブースや、飲食店ブースを構えるなど、一般の方も来場できるイベントとして行う予定である。若者が地元企業

に触れる機会を創出する点などの趣旨等を聞く中で、総合的に判断したとの回答がありました。

最後に、議案第21号別冊、令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてであります。

8ページ、第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、17節備品購入費、電動ベッド購入費202万円についてであります。

本件は、千寿園で使用している電動ベッド5台を新たに購入する費用で、施設側からの要望があり、ベッドへの移乗の際の転倒を防ぐため、床から10センチメートル程度まで下がる、超低床タイプの購入を予定しています。

委員からは、5台とした理由について質問があり、執行部からは、施設側より、修繕での対応が困難で、購入の必要が生じたため、数を聞き取りした。5台あれば、転倒の危険性がある方に対応できると聞いている、との回答がありました。

また、委員からは、メンテナンスや不要になったベッドの回収等を考え、リース契約などは検討していないかとの質問に対し、執行部からは、千寿園のベッドなどの備品類は全て購入している。リースの場合、メンテナンスや修繕等を含んだ金額を設定していると考えられる。現状では、一定額以下の修繕は指定管理者が行うことになっており、諸条件がクリアできれば可能である、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました9議案についての審議結果の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第27号から議案第30号までの4議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策

定についてでございます。

公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うためには、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

議案第27号の沖の島辺地につきましては、道路施設及び診療施設の改修更新を計画しているとともに、集会施設の改修として、沖の島開発総合センターで使用している浄化槽の放流ポンプの取替工事を行おうとするものです。

議案第28号の宿毛北部辺地、議案第29号の宿毛南部辺地の2議案につきましては、いずれも市道橋梁補修工事を計画するものです。

議案第30号の栄喜辺地については、市道の路面及び橋梁の補修工事を計画しようとするものです。

説明の中で、5か年の計画において、補修工事を計画している橋梁数は、合計30本となっている。財源として、社会資本整備総合交付金を予定しているため、各年度の国費の配分状況によっては、変更する場合もある、との説明がありました。

議案第31号は、財産の取得についてであります。

内容としては、新設される学校給食センターで使用する厨房機器の購入について、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、緊急時の対応についての質問があり、申請があった際に、メンテナンス体制についての聞き取りを行っており、契約相手方からは、四万十市内に関連の事業所があり、メンテナンス依頼をしているという確認をしているとの答弁がありました。

また、異物混入に対する対策についての質問があり、執行部からは、探知機もしくは検知器

の導入について検討を行ったが、高価であること、検知に時間がかかること、四国内の施設を参考にしたが事例が少ないことから、今回は導入しないこととした、との説明がありました。

以上、5議案につきまして、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（堀 景君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案1件についての審査結果を御報告いたします。

議案第26号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案1件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。



これより「議案第17号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田栄子でございます。

議案第17号別冊、令和5年度一般会計補正予算（第7号）、予防費について、反対討論を行ってまいります。

内容は、新型コロナXBB.1.5ワクチンができたから打ってください。宿毛市民に接種させるための予算です。

コロナワクチンは、世界は既に止めていますので、日本が初のXBB1接種でございます。

1.5接種です。マウス実験しかしていないものを、日本国民、宿毛市民に初めて実験するものです。……………（発言一部取り消し）……………

危険性の声を上げようと、ひとりでも犠牲者を少なくするために、私はどの事業よりも優先されなければならないとの思いで、議会でもコロナが始まって以来、質問を続けてまいりました。

……………（発言一部取り消し）……………

各自治体の取組を聞くと、厚労省や政府が言うから従うしかないとのこと。しかし、泉大津市は、市長のイニシアチブで、自分たちが市民を守るんだ。現場で、市民に一番近い自治体として、ひしひしと感じる。おかしいことはおかしい。伝えるべきものは伝える。泣き寝入りをつくらない。国がしないなら、自分たちが信念を持ってやらないと、今の流れは止められない。そして、地元の議員が勉強を始めることが大事と、半数ぐらいの議員が共に勉強をして

います。

議長が市長とタッグを組んでする目的について、事実を伝える。分かっていることを、政府もメディアも伝えない。知らなかったでは済まない。困っている人に手を差し伸べる。起こしてはいけない被害は、起こしてはいけない。

そして、選択肢を増やして、判断できることが幸せにつながるので、接種を納得して進むことが大事としています。

予防や免疫を上げる知識も、増やすことも大切としています。

その泉大津市の市長が、様々訴えていることの中に、臨床試験はしていないとしっかり伝えるべき。1,000種類を超える副反応症例も懸念されています。

大体、若者が接種後亡くなるのはおかしい。株が変わっているのに、旧来のものを打っていることなど、真摯に伝えることが誠実さではないかと、しっかり自治体が勉強して、市民に知らせていると、議長も共に発しています。

市民に事実を伝える被害報告では、6か月から4歳の接種者で、死亡が1名、重篤反応、2人。5歳から11歳で、死亡が3人。重篤者、40人。12から19歳の死亡者は5人。重篤者は398名と言われてはいますが、実際はもっと大きい数字だろうと言われています。

2年間のコロナワクチン死亡報告書、厚生科学審議会健康被害救済制度、令和5年8月31日、死亡認定210件、ワクチン被害認定数4,098件。今、審査中が3,982件。

これは、コロナが始まったの2年間でありませう。

そして、1977年から21年までの45年間のワクチン累計です。

被害認定3,522件、死亡、151件。累計ですので、インフルエンザ、天然痘、BCGを合わせての死亡者が151件。コロナは2年

間で210件となっています。

2023年8月31日、副反応疑い報告3万6,457件、死亡報告2,076件。……………  
……………（発言一部取り消し）……………  
……………

以上のことなど、一部ですが、泉大津市は市民に情報を提供しています。

他市からも、情報が少ない市民を守るため、頑張っている議員もたくさんいます。しかし、当市では、超過死亡が、白血病が増えている状況ですと質問をしました。担当課の答えのできる範囲ではない。憶測や推測ではなく、因果関係のもとで質問をせよと、何回も止められた経過があります。

しかし実際、何が起きているか、現状を知らない人の言葉ではないでしょうか。分かっていることは、数字が結果を出しています。しかしその原因、要因の論文が出ているが、公表させない、分からないこととしていることに問題があります。

6月議会で、白血病が増えていますと質問したら、オミクロン株対応2価ワクチン接種副反応として、リンパ節痛、リンパ節症の報告があるが、白血病については認識していない。また本市が見解を述べることではない。国の報告に基づき、国の方針に従い接種を続けるとの答弁でした。

厚労省のホームページには、安全性など情報を見てください。お住まいの自治体に相談くださいとあります。

厚労省のホームページには、議事録ほか、データが多く公表されていますが、調べたいが、情報を調べることができない方への配慮もいるのではないのでしょうか。

春接種では、当市はオミクロン株対応BA.4-5型ワクチン、2価ワクチンでした。しかし、昨年暮れから今年初めにかけては、BQ.

1型。その後、XBB株に変わっていたので、春接種はXBB対応のワクチンであるのに、オミクロン対応2価ワクチンの接種でした。秋接種に間に合わすというものであり、意味のない接種だったが、市民は知りません。

今、主流の株を、6月議会で聞いてみました。答弁は、今の株が何が主流かとの答弁は控える。国のほうが、その株に応じた対応株のワクチンを進めているというものでした。

接種券交付だけが自治体責務でしょうか。新株に旧株対応ワクチンであることを、市民に情報を与えなくていいですか。高齢者は接種券が来たから打っていると言っています。その情報があったら、結果はどうなるでしょう。特例承認の危険なワクチンを接種しますか。市民の命を守る行政として考えませんか。

……………（発言一部取り消し）……………  
……………しかし、行政は、基礎疾患、高齢者からと言いました。私もずっと疑問があったので、質問を重ねてきましたが、回答は、重症を防ぐという同じ答えが続きました。

5類になって、オミクロン弱毒化したと言われても、高齢者、基礎疾患がある人は、先行して今も打ち続けています。

臨床試験は、若く元気な人が打った後、その後で病気の人を調べていくのが通常であります。しかし、初めから基礎疾患、高齢者から打ってなったので、そのプロセスはなかったことになっています。

だから、高齢者、基礎疾患のある人が多く亡くなりました。全く信じられないやり方です。また、打った人に免疫がついているかどうか、感染研が調べるべきだが、やっていません。

東北有志医師の会、全国に1,000人以上の医師が、本当に声の限りに街頭で叫んでいます。

9月20日のXBBワクチンは絶対打たない

ように、ファイザーのCMにも騙されないように。まず、XBBにかかった人は打つと最悪。接種をすると免疫が弱り、XBBスパイクタンパクが体中回り、毒性を100%発揮するので、全身炎を起こし、最悪、命取りになると言われています。

これは、去年、徳島で中学生が亡くなった、全身炎で亡くなった症例があります。

それにXBBを打つ頃は、株は変異をして、EG5.1株が増えているだろう。この事実を伝えてこそ、市民が判断できるものと認識すべきではありませんか。

今までのワクチンは、不活化したものを接種していましたが、遺伝子を細胞に入れたので、細胞が異物として免疫抑制し、mRNA抗体だけを誘導する。

一方、ほかの免疫は抑制されていますので、帯状疱疹、がんが増えています。特に子宮がん、卵巣がん、乳がん、白血病、4つのがんだけで、この2年間で3,000人の超過死亡が出ています。

7回目接種は、既に武漢型による抗原原罪が成立しています。接種が始まると、XBBの抗体ができるのではと、間違っただけで会場に行く人が絶対いることを、政府は知っています。

効果がないだけでなく、免疫が抑制され、強い副作用が出るといわれて、心配をしております。

XBB.1.5ワクチンを打てというが、抗原原罪で抗体がどれくらいできないかと、ファイザーのマウス実験では、4回接種している方で50分の1、日本の高齢者はほぼほぼ6回接種していますので、100分の1と、ほとんど抗体はできないといわれています。

厚労省がXBB.1.5対応ワクチンについて、接種する判断として、メリット、あるいはリスクの面をどのように案内しているか、見てみま

した。ホームページにあります。

メリットとして、XBB.1.5対応ワクチンに関しては、現行の2価ワクチンよりも高い中和抗体を誘導すると報告されている。……………

…………… (発言一部取り消し) ……………

そして、臨床実験ありますかの質問に、マウスを用いた非臨床実験が行われている報告だけと答えています。

安全性について、厚労省ですら把握していません。……………

…………… (発言一部取り消し) ……………

国民がワクチンのことを勉強することにより、初めて自分たちの家族が守られることになっています。

mRNAワクチンを週100回以上、かつ4週間以上接種した医療機関に、支援金、1本2,000円、最低でも320万円。この支援金額は、自治体においても積極的に実施しています。これは、接種させることが目的で、国民の命を守る話ではありません。市民の命と健康を守るため、接種しないことです。これ以上、ブースター接種による被害者が出ないことを心よりお祈りします。

…………… (発言一部取り消し) ……………

.....  
.....  
.....

ワクチンで亡くなった人、家族が被害で病に伏す方。とてつもない危機に直面しています。

厚労省は、事実として多くのデータを公開していますが、メディアは一切伝えていません。深刻です。駄目な国にたくありません。知る権利、生存権を無視され、広範囲な被害が広がっている。民主主義の深刻な危機を、1人1人民主主義を守って発言するしかありません。

真実をありのままに、当たり前伝える国民の知るべき事実が伝えられない。ワクチンで問題が起きたら、薬のせいとする考え方が科学の基本です。

以上のことから、議案第17号別冊、令和5年度一般会計補正予算（第7号）、予防費3,280万1,000円について、反対する立場で討論を行います。

**○議長（川村三千代君）** ただいま御意見がございました。

川田栄子君の討論の内容ですけれども、私もいろいろと事実誤認の部分もあるのではないかと懸念を持っております。

このことについて、議事録に残すべき内容であるのか、議会運営委員会を開いていただきまして、また検討をいたしたいと思っております。

議会運営委員会、開会よろしく願います。

暫時休憩にいたします。

午前10時44分 休憩

----- . . . -----

午前11時06分 再開

**○議長（川村三千代君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長から申し上げます。

ただいまの川田栄子君の発言につきましては、

後日、会議録を調査し、不穏当発言があった場合には、善処することといたします。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（川村三千代君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号について、電子表決により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

**○議長（川村三千代君）** 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（川村三千代君）** 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成11人、反対1人で、賛成多数であります。

よって「議案第17号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第18号から議案第31号まで」の14議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（川村三千代君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第18号から議案第31号まで」の14議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。

よって、「議案第18号から議案第31号まで」の14議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第4号から議案第16号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま、市長から、議案第32号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第32号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 提案理由の説明に入ります前に、今議会の開会日に御報告したとおり、本市職員が8月26日に酒気帯び運転により検挙される事案が発生をしました。市を挙げて飲酒運転の根絶に向け取り組んでいる中での非違行為ということで、市政への信頼が大きく損なわれる、そういった事案であることから、本日付で当該職員を懲戒免職処分といたしました。

市民の皆様及び関係各位に、御迷惑と御心配をおかけしたこと、職員の監督責任者である市長としておわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

全職員に対しまして、不祥事根絶に向けた通知を行いました。今後は二度とこのようなことが発生しないよう、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図りまして、職員一丸となって、市民の皆様の信頼回復に、誠心誠意努めてまいります。

それでは、追加で御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第32号「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、冒頭おわび申し上げました、本市職員の酒気帯び運転という不祥事により、市民の皆様の信頼を損なう結果となり、市政を預かる者として、責任を重く受け止めております。

つきましては、私及び副市長の給料月額を、令和5年10月1日から2か月間、それぞれ10%減額しようとするものです。

以上が御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

-----

午前11時14分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

-----

午前11時35分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第32号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を電子表決により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、全員賛成であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月5日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました32議案のうち決算認定議案の13議案を除きまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

厚くお礼申し上げます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（川村三千代君）** 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和5年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 川村 三千代

宿毛市議会副議長 三木 健正

議員 川田 栄子

議員 高倉 真弓



令和5年9月20日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第17号	令和5年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第18号	令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第19号	令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第20号	令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第21号	令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第22号	令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第23号	令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第24号	令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第25号	令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当

令和5年9月14日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第31号	財産の取得について	原案可決	適 当

令和5年9月15日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 堀 景

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第26号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

令和5年9月20日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 4 号	令和4年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	令和4年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	令和4年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	令和4年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	令和4年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第15号	令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第16号	令和4年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

令和5年9月14日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年9月15日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 堀 景

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年9月20日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

令和5年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	6番 今城 隆君	<p>1 西地区小中学校建設事業の基本計画策定について (市長、教育長)</p> <p>(1) 策定事項について</p> <p>(2) 策定スケジュールについて</p> <p>ア 策定会議の持ち方について</p> <p>イ 地域・保護者・市民からの意見集約について</p> <p>ウ 基本計画のとりまとめについて</p> <p>2 学校建設PFI事業について(市長、教育長)</p> <p>(1) 宿毛小・中学校維持管理の現状と対応について</p> <p>(2) PFI事業の問題について</p> <p>(3) 今後の学校建設への活用について</p> <p>3 森林環境税及び森林環境譲与税について(市長)</p> <p>(1) 目的及び制度概要について</p> <p>(2) 森林環境譲与税の活用について</p>
2	11番 高倉真弓君	<p>1 教育行政について(教育長)</p> <p>(1) 小学校の教科担任制導入について</p> <p>(2) 宿毛小中学校の取組について</p> <p>(3) 教科担任制導入によるメリット、デメリットについて</p> <p>2 新型コロナ禍の生活福祉資金における特例貸付制度について (市長)</p> <p>(1) 2023年1月より返済が始まったが、宿毛市の現状を伺う</p> <p>(2) 宿毛市がとれる免除措置を伺う</p> <p>3 市道の管理について(市長)</p> <p>(1) 市道平田1号線と市道森黒川線の交差点における法面の雑木の伐採について</p> <p>4 自転車ロードレースについて(市長)</p> <p>(1) 昨年度の成果、反省点について</p> <p>(2) 本年度の取組について</p>



3	13番 松浦英夫君	<p>1 人口減少対策について（市長）</p> <p>（1）人口減少が及ぼす影響について</p> <p>（2）人口減少の原因と対策について市長の認識について</p> <p>2 鵜来島の活性化について（市長）</p> <p>（1）鵜来島の活性化と今後の取組及び戦争遺跡の活用について</p> <p>3 会計年度任用職員の処遇改善について（市長）</p> <p>（1）宿毛市の状況について</p> <p>（2）地方自治法の改正について</p> <p>（3）市長の政治的判断について</p>
4	2番 浦尻学典君	<p>1 宿毛市事前復興まちづくり計画について（市長）</p> <p>（1）現在の進捗状況について</p> <p>（2）今後の計画推進スケジュールについて</p> <p>（3）計画の定期的な周知について</p> <p>2 市内水産業事業者への支援について（市長）</p> <p>（1）中国への水産物輸出全面停止に対する市内水産事業者への影響と支援について</p> <p>（2）養殖用飼料の価格高騰に対する市内水産事業者への支援について</p> <p>（3）水産業振興 I C T 技術の導入について</p>
5	5番 東 新君	<p>1 市道、河川の維持管理について（市長）</p> <p>（1）山北地区の河川（山北川）について</p> <p>（2）大深浦地区の河川（大深浦川）について</p> <p>（3）小筑紫町栄喜の河川（オワイダ川）について</p> <p>（4）本町地区（土居ノ後本町線）について</p> <p>2 宿毛市推奨品認定制度について（市長）</p> <p>（1）制度の設立の経緯、趣旨について</p> <p>（2）推奨基準、申請要件について</p> <p>（3）認定後のサポートの必要性について</p> <p>3 地理的表示保護制度の活用について（市長）</p> <p>（1）地理的表示保護制度とはどのようなものか</p>

		<p>(2) 宿毛市の農林水産品や推奨品認定制度登録商品などに今後活用することを検討するべきではないか</p> <p>4 病児・病後児保育事業について（市長）</p> <p>(1) 病児・病後児保育事業とはどのようなものか</p> <p>(2) 利用希望者数について</p> <p>(3) 市として令和2年度、宿毛市子ども・子育て支援事業計画が示されて以降、どのような検討がなされてきたのか</p>
6	1 番 井上 将君	<p>1 6月定例会における質問の内容について、その後の進捗を問う（市長、教育長）</p> <p>(1) 橋上小中学校閉校後の利活用についての話し合いについて</p> <p>(2) 市道新田1号線の危険案内表示について</p> <p>2 過疎地域持続的発展計画について、現状と今後の具体的対策を問う（市長）</p> <p>(1) 地区別における人口分析と移住、定住目標設定の必要性について</p> <p>(2) 誘致計画について</p> <p>(3) 道の駅構想について</p> <p>3 公共施設の使用状況、維持管理について問う（市長）</p> <p>(1) 咸陽島公園について</p> <p>(2) 旧栄喜小学校について</p> <p>(3) 今後の公共施設の維持管理方針について</p> <p>4 県内国保料の水準統一について、宿毛市の今後の保険料水準の影響について問う（市長）</p> <p>5 催事についての効果を問う（市長、教育長）</p> <p>(1) 各種サイクルイベントについて</p> <p>(2) 文教センターでの映画上映について</p>
7	3 番 小谷翔太君	<p>1 沖の島地区の停電について（市長）</p> <p>(1) 経緯及び原因について</p> <p>(2) 大規模災害発生時の対応について</p>

		<p>2 南海トラフ地震対策について（市長）</p> <p>（１）四国横断自動車道宿毛～内海間の防災利用について</p> <p>（２）ＦＣＰ（家族継続計画）の作成推進について</p> <p>3 ボランティアについて（市長）</p> <p>（１）宿毛市で活動するボランティアの現状について</p> <p>（２）行政主導によるボランティアの登録制度について</p> <p>4 宿毛市総合運動公園の維持・管理について（市長、教育長）</p> <p>（１）トレーニング室の利用頻度について</p> <p>（２）アリーナ清掃用具について</p> <p>5 駅前避難タワーのトイレ設置について（市長）</p>
8	9番 川田栄子君	<p>1 平和学習について（教育長）</p> <p>（１）戦争とは何か、かつて日本で何がおきたか</p> <p>（２）終戦記念日を伝える玉音放送について</p> <p>（３）戦後日本がどのようにアメリカを受け入れたか</p> <p>2 市道桜町藻津線街路樹について（市長）</p> <p>（１）十分な住民説明があったか経緯を聞く</p> <p>（２）街路樹の所期の目的について</p> <p>（３）街路樹の重要性について</p> <p>（４）伐採の理由、だれがどのような理由で決断したか</p> <p>（５）伐採費用、業者、伐根費用について</p> <p>（６）近隣地域へ挨拶と周知について</p> <p>3 公共施設のバリアフリー化について（市長）</p> <p>（１）公共施設のバリアフリー化について</p> <p>（２）生きがい大学受講者の事故等の安全確保と保険整備の確保について</p> <p>4 新型コロナウイルス対策について（市長、教育長）</p> <p>（１）秋接種について</p> <p>ア 対象者他、概要を問う</p> <p>イ 全員接種の利点について</p> <p>ウ 集団免疫を問う</p> <p>エ これからの接種計画を問う</p>

		<p>オ 接種対応への変化について  カ 抗原原罪を問う  キ 乳幼児の予防接種計画について  (2) 子供の感染対策のマスクの検証について  ア 個人の意思尊重とマスク着用について  イ 子供のマスクによる訴えの状況について  ウ マスクと口呼吸について  エ マスクと化学物質について  オ 2歳未満の子供のマスクについて  (3) 大人とは違う子供の感染について  ア 子供の感染についての見解を問う</p> <p>5 マイナンバーカードについて (市長)  (1) マイナンバーとマイナンバーカードの説明について  (2) 医療現場状況を問う  (3) 施設入所者のカード管理について  (4) カード返納について  (5) 健康保険証廃止について当市の見解を問う</p>
9	7番 堀 景君	<p>1 旅客不定期航路事業について (市長)  (1) 旅客不定期航路事業の内容について  ア 事業内容について  イ 現在の登録業者について  ウ 昨年度の実績について  (2) 旅客不定期航路事業補助金について  ア 事業内容について</p> <p>2 市営定期船事務所について (市長)  (1) 障がい者用トイレについて  (2) 新定期船事務所について  ア 長期的構想について  (3) 観光案内所について  ア 観光協会との連携した案内所について</p> <p>3 沖の島振興の現状について (市長)  (1) 妹背山の展望台について  (2) 妹背山頂上周辺の樹木の伐採について  (3) 県道沖ノ島循環線について</p>

		<p>(4) 母島港の浚渫工事について</p> <p>(5) 遺体を搬送する際の船代補助について</p> <p>4 防犯体制について（市長、教育長）</p> <p>(1) 宿毛市役所の防犯体制について</p> <p>(2) 学校の防犯体制について</p> <p>(3) 総合運動公園の防犯体制について</p>
10	4番 川村圭一君	<p>1 防災無線について（市長）</p> <p>(1) 防災無線の状況把握について</p> <p>(2) 防災無線の動作状況について</p> <p>(3) 届かない地域への対応について</p> <p>(4) その他の緊急時の伝達方法について</p> <p>2 はなちゃんバスについて（市長）</p> <p>(1) 広報活動について</p> <p>(2) 地域コミュニティバスの機能の維持と強化について</p> <p>(3) 予算について</p> <p>3 小型家電と蛍光灯管の集積場所について（市長）</p> <p>(1) 小型家電と使用済の蛍光灯管の現在集積場所はどうかについて</p> <p>(2) 現在、家電量販店が蛍光灯を引き取りしていないと聞いているが、理由について</p> <p>(3) 中央支所の旧市役所の時には、集積場所があったが、今はない理由について</p> <p>(4) 地域の高齢者及び生活弱者に対して、引き取り場所を宿毛市街地に作らない理由について</p>

令和5年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月21日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	9月21日	承 認
第 3 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月21日	同 意
第 4 号	令和4年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 5 号	令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 6 号	令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 7 号	令和4年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 8 号	令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第 9 号	令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第10号	令和4年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第11号	令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第12号	令和4年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第13号	令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第14号	令和4年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第15号	令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月21日	継続審査
第16号	令和4年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月21日	継続審査
第17号	令和5年度宿毛市一般会計補正予算について	9月21日	原案可決

第18号	令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第19号	令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第20号	令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第21号	令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第22号	令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第23号	令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第24号	令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第25号	令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
第26号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9月21日	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月21日	原案可決
第31号	財産の取得について	9月21日	原案可決
第32号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	9月21日	原案可決